

令和 6 年度

区 政 概 要

堺 市

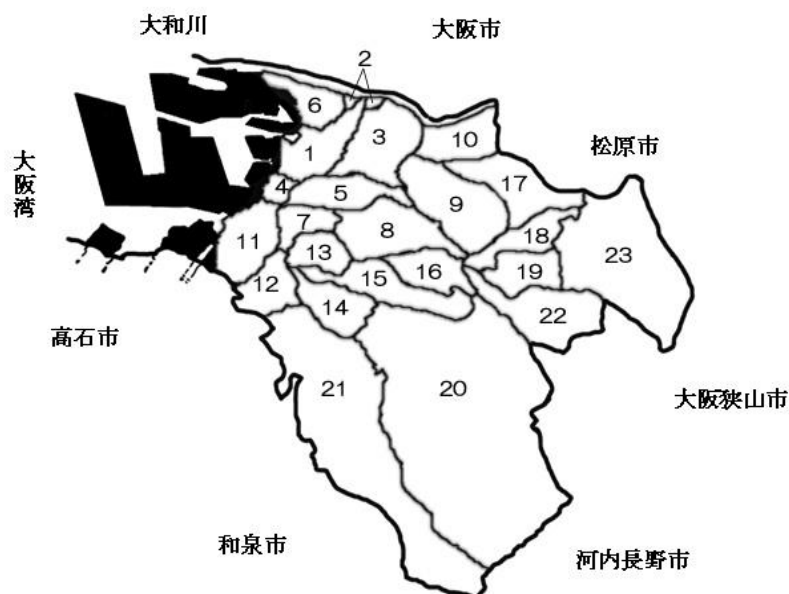
目 次

1	市勢概要	1
	（1）市域拡張の変遷	1
	（2）区域図	2
	（3）区域の紹介	3
2	区行政の概要	23
	（1）区行政への歩み	23
	（2）区役所行政機構	31
	（3）区役所職員数	33
	（4）区役所の機能強化・権限強化の取組状況	35
	（5）区域まちづくり事業	38
3	区政関係諸規程	48
	堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌事務を定める条例…	48
	堺市事務分掌規則 抜粋	52
	堺市区長事務委任規則	76
	堺市保健福祉総合センター所長事務委任規則	78
	堺市区役所職員等の兼務に関する規則	84
	堺市事務決裁規則 抜粋	87
	堺市区行政の推進に関する規程	116
	堺市区長会議要綱	118
	堺市区政策会議に関する条例	119
	堺市区政策会議に関する条例施行規則	121
4	統計関係	122
	（1）区別推計人口・年度別推移	122
	（2）住民基本台帳・印鑑登録者数・年齢別人口・平均年齢	122
	（3）外国人住民国籍・地域別人員調査表	123
	（4）戸籍事件表	123
	（5）住民基本台帳届出件数累計表	124
	（6）各種相談件数	125
	（7）市民相談事項別件数	126
	（8）法律相談事項別件数	126
	（9）生活保護の状況	127
	（10）身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付状況	127
	（11）国民健康保険被保険者数	127
	（12）公費医療費助成制度	128
	（13）後期高齢者医療制度	128
	（14）国民年金被保険者数	128
	（15）介護保険関係	128
	（16）児童手当等受給者数	129
	（17）市税科目別調定状況（現年課税分）	129
	（18）下水道概況	129
	（19）道路概況	130
	（20）都市公園概況（開設済み）	130
	（21）市営住宅管理戸数	130
	（22）医療施設	131

	(23) 認定こども園（保育部分）・保育所・地域型保育事業	131
	(24) 市立幼稚園・小・中学校	131
5	資料	132
	(1) 五十音順管轄一覧表	132
	(2) 各種相談日程	135

1 市勢概要

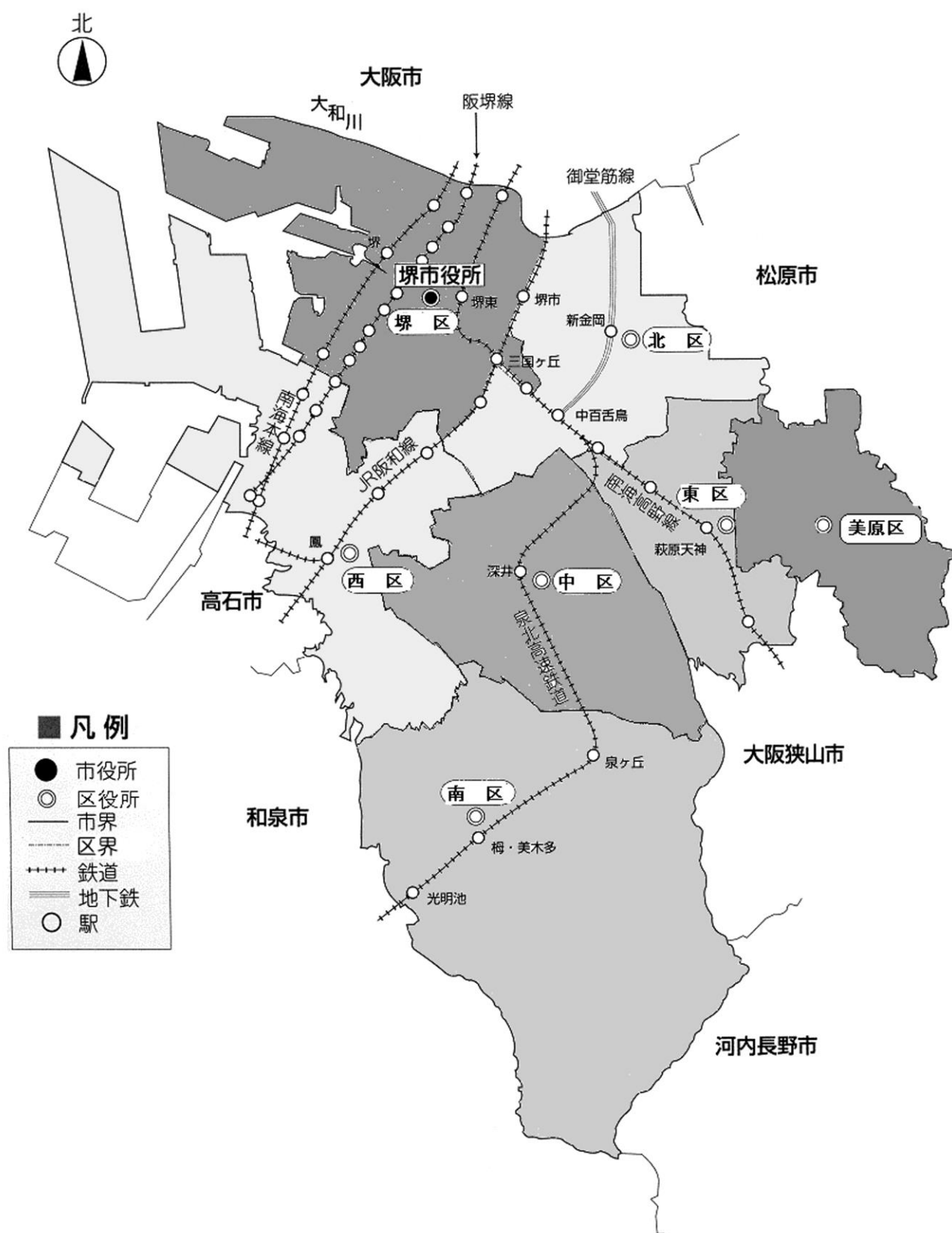
(1) 市域拡張の変遷



凡 例

1	堺市（市制施行当時）	M 2 2.	4.	1	(1 8 8 9)
2	大鳥郡向井村大字七道	M 2 7.	2.	1 0	(1 8 9 4)
3	泉北郡向井町	T 9.	4.	1	(1 9 2 0)
4	泉北郡湊町	T 9.	4.	1	(1 9 2 0)
5	泉北郡軸松村	T 1 4.	1 0.	1	(1 9 2 5)
6	泉北郡三宝村	T 1 5.	1 0.	1	(1 9 2 6)
7	泉北郡神石村	S 1 3.	2.	1 1	(1 9 3 8)
8	泉北郡百舌鳥村	S 1 3.	9.	1	(1 9 3 8)
9	南河内郡金岡村	S 1 3.	9.	1	(1 9 3 8)
10	泉北郡五箇荘村	S 1 3.	9.	1	(1 9 3 8)
11	泉北郡浜寺町	S 1 7.	7.	1	(1 9 4 2)
12	泉北郡鳳町	S 1 7.	7.	1	(1 9 4 2)
13	泉北郡踞尾村	S 1 7.	7.	1	(1 9 4 2)
14	泉北郡八田荘村	S 1 7.	7.	1	(1 9 4 2)
15	泉北郡深井村	S 1 7.	7.	1	(1 9 4 2)
16	泉北郡東百舌鳥村	S 1 7.	7.	1	(1 9 4 2)
17	南河内郡北八下村（一部）	S 3 2.	1 0.	1 5	(1 9 5 7)
18	南河内郡南八下村（一部）	S 3 3.	7.	1	(1 9 5 8)
19	南河内郡日置荘村	S 3 3.	1 0.	2 0	(1 9 5 8)
20	泉北郡泉ヶ丘町	S 3 4.	5.	3	(1 9 5 9)
21	泉北郡福泉町	S 3 6.	3.	1	(1 9 6 1)
22	南河内郡登美丘町	S 3 7.	4.	1	(1 9 6 2)
23	南河内郡美原町	H 1 7.	2.	1	(2 0 0 5)
	埋立造成地				

(2) 区域図



(3) 区域の紹介

堺 区



堺 旧 港

堺区は市域の北西部に位置し、北は大和川を隔てて大阪市と接し、西は大阪湾に臨んでいます。

区内は、都心及びその周辺の市街地と、臨海部の工業地などから構成され、南海高野線堺東駅から南海本線堺駅を結ぶ大小路シンボルロードと阪堺電車が走る大道筋周辺は、堺の中心市街地として、市役所、官公庁施設や商業施設、オフィスやホテルなどが集積し、商業・業務地区が形成されています。

都心地域を取り巻く区の北部には、戦災を免れた貴重な町家が現存し、自転車、刃物などの伝統産業が集積しています。また、臨海部には西日本最大級のサッカートレーニングセンター（Jグリーン堺）が立地しています。そして区の南部には、住宅地と共存するように堺を代表するものづくり企業が集積しています。さらに区の東南部には、世界文化遺産に登録された仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が立地し、旧市街地の環濠エリアには中世に「東洋のベニス」とうたわれた環濠都市の名残りをとどめる内川・土居川、整った町割りの中に神社・仏閣など豊富な歴史的・文化的資源を有する「歴史と伝統のまち」でもあります。

堺区役所

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号
(企画総務課)

Tel 072-228-7403

Fax 072-228-7844

南海高野線 堺東駅から
南へ約200m

(堺市役所内)

本館 1～3 階 (一部除く)



面積 23.66 km²

人口 149,130 人

世帯数 76,430 世帯

(令和6年4月1日現在)



堺区では、平成 23 年(2011 年)に策定した「堺区まちづくりビジョン」の実現に向け、区民の皆様と共に取組を進め、令和 3 年(2021 年)3 月で計画期間の 10 年が経過しました。

令和 3 年度からスタートした「堺区チャレンジ(Challenge)プラン」は、前ビジョンで設定した「堺区の将来像」を引き継ぎながら、新たな「基本方針」と「主な施策」を定めた令和 7 年度までの 5 年間における堺区の基本計画です。

策定にあたっての基本的な考え方

◆『3つの視点』を踏まえ、プランを策定しました。

① 堺区まちづくりビジョン策定後の 10 年間の変化を踏まえます。

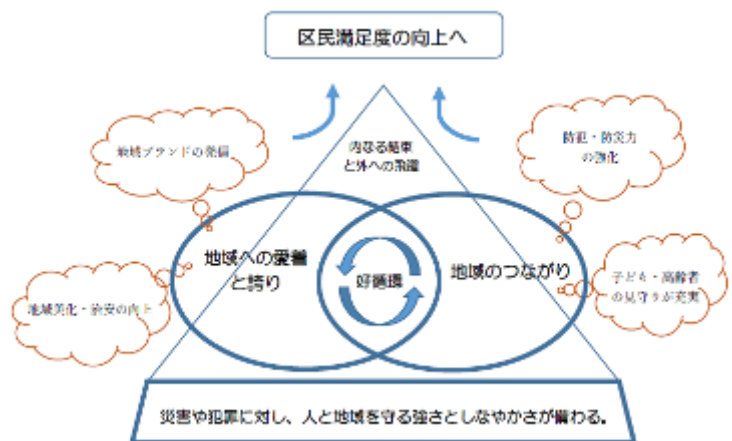
- 百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録
- 大学の新設
- さかい利品の杜やフェニーチェ堺など文化観光施設のオープン
- 特別警報級の風水害発生等の災害リスクの高まり 等

② 堺区区民評議会からの答申を反映させます。

- 「地域愛の醸成」
- 「地域力の強化」
- 「区民満足度の向上」

③ 近年の社会潮流を横断的視点とします。

- 新型コロナウイルス感染症のまん延
- SDGs 達成に向けた取組の推進
- ICT の飛躍的進展と生活普及率の向上



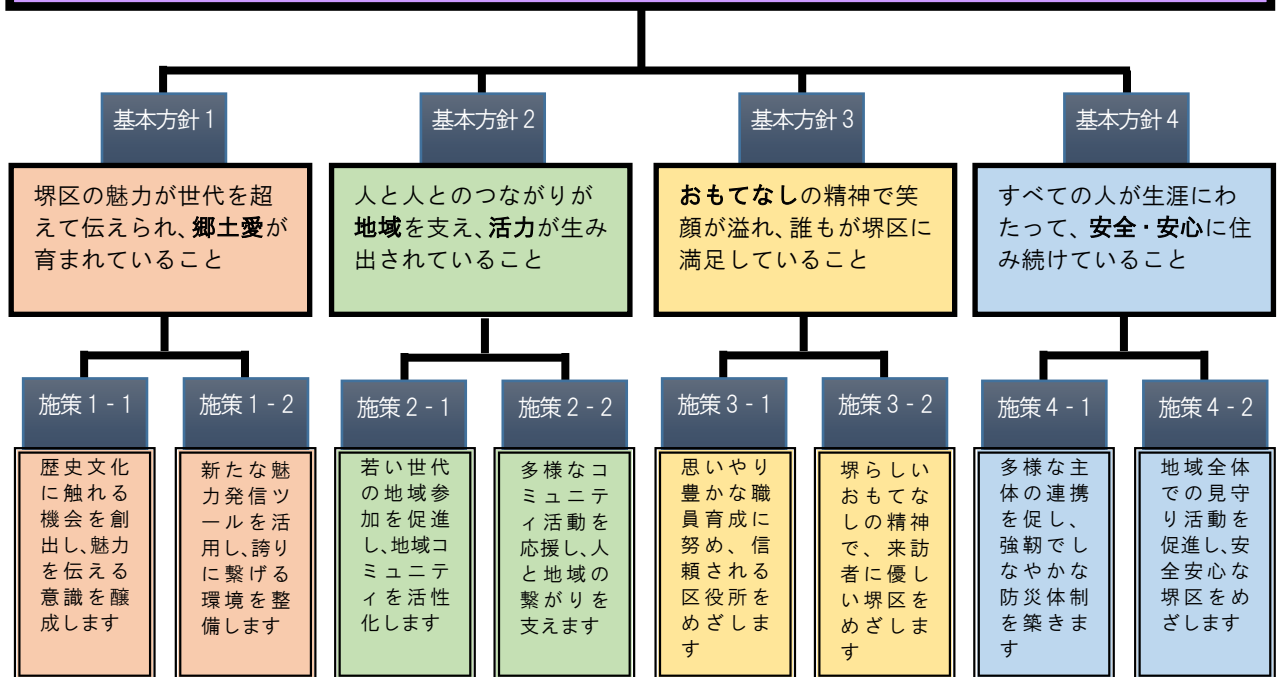
◆10 年後（2030）の将来像を見据え計画期間を 5 年とし、施策ごとに KPI（重要業績評価指標）を設定しました。

「基本方針・施策」ごとに KPI を設定し、3 年目に施策の達成度を測って中間見直しを行います。
「施策・主な取組」を推進するための具体的な事業は、毎年作成する区の組織運営方針で示します。

◆ 区民、事業所等と行政が共にめざす目標・行動指針として策定しました。

堺区の将来像の実現には、行政だけでなく区民や事業所等が相互に協力し、公益につながる目標への理解を共有して、それぞれの社会経済活動を遂行していくことが求められます。その公益的目標と行動指針として策定しました。

恵まれた歴史と文化を誇りに、地域の力で居住の魅力と活力を生み出す堺区



施策ごとの主な取組・KPI

	基本方針1 【郷土愛】	基本方針2 【地域活力】	基本方針3 【おもてなし】	基本方針4 【安全・安心】
主な取組	施策1-1 ●歴史文化に触れる機会の提供 ●世界遺産登録を契機とした郷土愛醸成 ●堺が誇る自転車を広く発信・定着 施策1-2 ●SNSなど活用した魅力発信 ●区民が主役になる情報発信	施策2-1 ●withコロナを踏まえた地域コミュニティの活性化 ●若い世代の地域活動への参加促進 ●大学生・高校生と連携した地域活動促進 施策2-2 ●公益効果に応じたコミュニティ活動の促進・支援 ●区民が主役になる情報発信【再掲】	施策3-1 ●思いやり豊かな窓口職員の育成 ●利便性の高い窓口サービスの提供 施策3-2 ●外国人を始めとした来訪者へのおもてなしサポート ●歴史文化に触れる機会の提供【再掲】	施策4-1 ●堺区の実情やwithコロナを踏まえた防災体制の再構築 ●持続可能な地域防災体制に向けた支援 ●若い世代の地域活動への参加促進【再掲】 施策4-2 ●子どもや高齢者の見守り活動の充実 ●地域・警察等と連携した防犯活動の充実
KPIの項目	★歴史文化資源を身近に感じる(市民意識調査) ★堺に魅力を感じる(市民意識調査) ★インスタグラムフォロワー数	★自治会加入率(モデルエリア) ★近所づきあいの良さ(市民意識調査) ★地域で様々な活動が活発(市民意識調査) ★生涯学習活動に参加している(市民意識調査)	★窓口対応について(窓口アンケート調査) ★堺に住み続けたい(市民意識調査) ★海外に紹介したくなる魅力がある(市民意識調査)	★防災訓練の参加者数 ★災害に強く安全安心に暮らせる(市民意識調査) ★治安に関する不安はない(市民意識調査)

中 区



土 塔

中区は、深井駅を中心に住宅市街地が広がり、陶器川や阿弥陀池などの多様な水辺空間に恵まれ、中南部には良好な田園風景が見られます。

区の東部には、行基が奈良時代に築いた国指定史跡の土塔や登録有形文化財の兒山家住宅などの江戸時代の住宅建築があり、西部には、くら寿司スタジアム堺（野球場）やスケートボードパークなどのスポーツ施設、全天候型バーベキュー施設が整備された原池公園があります。

石津川沿いの毛穴地区では、伝統産業の注染（浪華本染め）が受け継がれ、国の伝統的工芸品に指定されています。

中区役所

〒599-8236

堺市中区深井沢町 2470 番地 7

（企画総務課）

Tel 072-270-8181

Fax 072-270-8101

泉北高速鉄道 深井駅

東側出口から南東へ約 300m

構 造：SRC

（地下 1 F・地上 4 F）

敷地面積：8,659.00 m²

建築面積：1,691.29 m²

延床面積：7,425.92 m²

駐車場：来庁者用 59 台

公 用 19 台



面積 17.88 km²

人口 117,592 人

世帯数 51,118 世帯

（令和 6 年 4 月 1 日現在）



中 区 地 域 計 画

～共感と協働で現代から次世代へ～

中区では、2021年に、10年先（2030年）を見据えた中区の将来像や2025年までの5年間の区政運営の基本的な方向性について、中区で暮らし、働き、地域活動を担うみなさんと共有することで、現在直面している、また、近い将来直面するであろう様々な地域課題の解決に共に取り組む、持続可能な社会の実現をめざして、中区地域計画を策定し、同計画に基づいて区政運営や事業実施を行っています。

● 中区のめざす将来像

～みんなが安心を感じ、魅力をつなぎ、活力を生む～
成長の歩みを止めない中区

人口の減少や高齢化の進行などの厳しい社会情勢の中でも、現状に満足してとどまることなく、昨日より今日を、今日より明日をよりよくするために進み続ける地域をめざします。



● めざす将来像を構成する要素

○ 3つの基本要素

本計画において、中区がめざす将来像を構成する、最も基本的な要素として、「安心」「魅力」「活力」の3つを定めています。これらの3つの要素が切れめなくつながりながら満たされていくことで、めざす将来像である「成長の歩みを止めない中区」として歩み続けていくことができると考えます。

■ 安心

中区に暮らす人たちが、自らの生活の基盤に「安心」感を抱き、安全であることを実感することで、様々な活動に精力的に取り組むことができます。



■ 魅力

中区が有する様々な資源を活用し、区の「魅力」をより多くの人に伝えていくことで、中区に暮らす人は中区民であることを誇りに思い、区外の人には中区を訪れたいと思うようになります。



■ 活力

中区に暮らす人たちが、中区で活動する団体が「活力」に満ちあふれ、様々な行動を行っていくことで、中区全体が活性化し、より強いマンパワー（人間力）を生み出すことができます。



○ 7つの分野別要素

3つの基本要素の下に、それらを構成する7つの分野別要素を設定することで、施策や取組方針、関連するSDGsのゴールなどを把握しやすいよう分類しています。



■ 子育て

- 子育て世代を地域全体で支援する環境整備
- 子どもの健やかな学び・育ちの確保



■ 福祉

- 高齢者・障害者福祉の充実
- セーフティネットの保証と自立支援



■ 安全

- 地域防災力の向上
- 犯罪や事故のない暮らしの実現





環境

- 緑にあふれる清潔な街並みの維持
- 省エネルギー化・省資源化の推進
による循環型地域社会の実現



歴史文化

- 歴史的な魅力の再発見
- 文化・芸術活動の振興



健康

- それぞれに合った健康増進習慣の確立
- 健康を支える地域社会の構築



交流

- 地域課題解決力の強化
- 区民間交流の推進



東 区



白 鷺 公 園

東区は、市域の中央東部に位置し、南部は大阪狭山市と隣接しています。面積は約10.49km²で、7区の中で最も小さい区になります。人口は約8万4000人、世帯数は約3万7000世帯で、南海高野線沿線を中心とした住宅市街地、農地などからなっています。

住宅市街地では、初芝や大美野など昭和初期に計画的に開発・整備された住宅地が広がる一方、農村地域では、古いまち並みやため池などの自然環境が多く残っております。

古墳時代には、人物埴輪や円筒埴輪づくりが盛んに行われており、埴輪を焼く窯跡も見つかっています。また、高野山に通じる西高野街道沿いに集落が形成され、現在でも、一部に旧街道の面影を残しています。この区域は、もともと南河内郡の南八下村、日置荘町、登美丘町でしたが、昭和30年代に堺市と合併しました。

平成7年及び平成9年に都市計画決定された北野田駅前の市街地再開発事業では、都市型住宅や商業施設、図書館、文化会館などが順次整備され、北野田駅周辺は堺市東部及び隣接市を含めた地域の生活拠点として発展しています。

東区役所

〒599-8112

堺市東区日置荘原寺町195番地1
(企画総務課)

Tel 072-287-8100

Fax 072-287-8113

南海高野線 萩原天神駅から
東へ約200m

構 造：SRC

(地下1F・地上4F)

敷地面積：7,882.33 m²

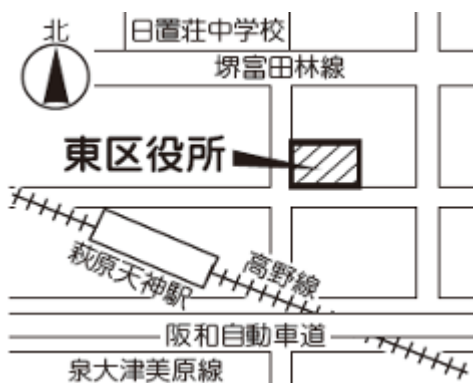
建築面積：2,378.83 m²

延床面積：8,117.26 m²

(区役所 7,030.48 m²)

(老人福祉センター
1,086.78 m²)

駐車場：来庁者用 57 台
公 用 26 台



面積 10.49 km²

人口 84,281 人

世帯数 37,736 世帯

(令和6年4月1日現在)



東区みんなで育むわがまちビジョン ～そっか、そやね、やろうよ！みんなが主役～

東区では、中長期視点でめざす区の将来像や取り組むべき施策の基本方針を示す「東区みんなで育むわがまちビジョン ～そっか、そやね、やろうよ！みんなが主役～」を策定しました。

本ビジョンをもとに、地域の課題解決や魅力と活力のある持続可能な「わがまち」の実現に向けて、行政、市民、団体・事業者などの各主体と連携・協力して、取り組んでいきます。

(計画期間：令和3年度～7年度)

■「わがまち」の理念

「まち」の主役は私たち みんながつながるパートナーシップの推進

東区のさらなる活性化には、区民が何らかの形で地域や区の活動に関わる必要があります。

さまざまな人・団体・機関が「主役」となって、情報を発信・共有し、思いを語りあい、互いに理解を深めて協力しながら、合意を形成し、未来を切り開くことが大切です。



■めざす将来像

人・世代がつながる 住み続けたいまち ～安全・安心、暮らしと文化～

10年後を見据えて、暮らしの基盤となる「安全・安心」をさらに充実させ、ICT（情報通信技術）の発展や社会経済情勢の変化、自然災害や感染症対策による生活様式の変化に対応し、地域の魅力向上と区民と行政がともに取り組むことが重要です。

■将来像の実現に向けた基本方針

基本方針1. 健やかに暮らせる、安全・安心なまち

・安全・安心

防災意識・防災力の向上、防犯灯・防犯カメラの設置促進、自転車盗・特殊詐欺被害防止の取組 等

・健康・福祉

各種検診（健診）の受診勧奨、口腔保健サポート、相談窓口の充実、健康増進活動の応援 等

・子育て・教育

子育て情報の提供、ネットワークの充実、育児・虐待相談体制の充実、教育向上・健全育成 等



基本方針２．人と人がつながり、賑わいのあるまち

・ 学びの機会

次世代の担い手育成、地域活動の参加・参画促進、生涯学習の機会の充実 等

・ 魅力と活力

プラットフォーム（地域運営組織）の構築、市民活動支援、多世代の参画・交流の機会創出、賑わいと憩いの場創出 等



基本方針３．水と緑と暮らしが調和するまち

・ 自然環境と景観

緑化活動推進、特色を活かした景観形成、水系ネットワーク環境向上、地域美化 等

・ 脱炭素

省エネ・節電の取組推進、環境負荷の少ない交通手段の促進、自転車交通マナーの向上 等



基本方針４．歴史・文化をつむぎ、育むまち

・ 歴史発信

歴史的資源の保全・活用、地域資源の発掘・魅力再発見、安心して散策できる環境整備 等

・ 文化交流

芸術・文化の体験・発表の機会の充実、さまざまな主体との連携・協働による優れた芸術・文化にふれあえる取組推進 等



西 区



世界文化遺産登録された
履中天皇陵古墳

西区は、人口約13万3千人、世帯数約5万9千世帯で、市域の西部に位置し、区域の西には大阪湾が広がっています。南西部は高石市、和泉市と接しており、南海線、阪和線、阪堺線の鉄軌道や阪神高速道路4号湾岸線、国道26号などの幹線道路が整備されています。

区域は北西部の臨海工業地帯、中部の市街地、南部の農地などからなり、阪和線鳳駅周辺には、商業施設や公共施設が集積しています。

また、世界文化遺産登録された履中天皇陵古墳や、四ッ池遺跡に見られるように古くから集落が形成され栄えた遺跡もあり、だんじり祭りやふとん太鼓などの伝統行事も盛んに行われています。

西区役所

〒593-8324

堺市西区鳳東町6丁600番地

(総務課)

Tel 072-275-1901

Fax 072-275-1915

阪和線 鳳駅から

北東へ約700m

構 造：SRC

(地下1F・地上7F)

敷地面積：9,295.45 m²

建築面積：3,855.57 m²

延床面積：13,181.72 m²

(区役所 5,218.58 m²)

(文化施設 6,685.13 m²)

(老人福祉センター 1,278.01 m²)

駐車場：第一駐車場 56台

第二駐車場 58台

公 用 30台



面積 28.62 km²

人口 132,882 人

世帯数 59,332 世帯

(令和6年4月1日現在)



～西区みらい指針～

西区の特色・資源

●水・海・緑のまち

西区は、浜寺水路、石津川や百済川などの河川、鶴田池や万崎池などのため池など、多様な水辺空間を有しています。また、「名松 100 選」にも選ばれた約 4,000 本の松が見られる浜寺公園や、福泉地域の田園などの自然が多く見られます。

西区の西部は大阪湾に面しており、臨海部には重化学工業など大規模な工場が集積しています。一方で、臨海部の堺第 7－3 区にあるみなと堺グリーンひろばには、野球場や運動ひろば、芝生ひろばなどが整備され、晴れた日には淡路島や明石海峡大橋も望遠できます。

●住民主体の積極的なコミュニティ活動

西区では、防犯・防災活動や環境美化活動、地域福祉活動など、西区自治連合協議会をはじめとして、住民主体でのコミュニティを活かしたまちづくり活動が盛んに行われています。

西区の将来像

ひと・まち・資源がつながり 笑顔かがやく 西区

西区では、「わがまち意識（＝地域への愛着と誇り）」を醸成する取組みを進め、人と人のつながりを基礎として、ひと・まち・資源が有機的につながり、西区に住むすべての人々や地域に関わる人々がお互いを認め、多様性を尊重し支え合うことにより、子どもから高齢者まですべての人が、安全で安心して暮らすことができ、“笑顔”が輝く「元気な西区」をめざします。

取組みの方向性

■～歴史・文化・自然を活かしたにぎわいのあるまち～

まちの資源をつないで活かす

西区のまちの魅力を向上し、にぎわいを創出するためには、歴史、文化、自然などの豊かな資源を活用し、それぞれを関連づけて“つないで”いくことや、西区内外の熱い思いをもった人の“つながり”を作ることが重要です。そのために、西区の魅力を共有できるよう ICT（情報通信技術）の活用など効果的な情報発信に取り組みます。

■～誰からも愛され、安全で住みよいまち～

安全・安心のまちをみんなで創る

すべての人が安全で安心して暮らしていくためには、「みんなのまちはみんなで守る」という視点に立つことが必要です。地域コミュニティの活性化を図り、人とまちの“つながり”を強め、自然災害をはじめ、犯罪や交通事故、新たな感染症等からまちを守る取組みを進めます。また、子ども・高齢者・障がい者などすべての人がいきいきと健やかに暮らせるよう、地域ネットワークの構築を進めます。

■～西区の次世代を担う子どもを育むまち～

みんなで支え合い“地域の子”を育む

明るく暮らしやすい西区を将来へと引き継ぐためには、次世代を担う子どもたちを地域全体で育み、まちに愛着と誇りを持ってもらうことが重要です。人と人との“つながり”を増やし、互いに支え合いながら、子どもの豊かな人間性、主体性、生きる力を育む環境をつくります。

南 区



櫻井神社

南区は、市域の南端に位置し、区域の西は和泉市に、東は大阪狭山市に、東南は河内長野市に接しています。

区域は泉北ニュータウンを中心とした計画的市街地とその周辺の農地・集落地、丘陵地などからなっています。

区域は、もともと泉北郡の泉ヶ丘町、福泉町でしたが、昭和30年代に堺市と合併しました。

区域の大部分は丘陵地形で、北部に向かって石津川、和田川などが流れています。また、区域の南部には貴重な自然環境が残され、市民が自然や農業とふれあうことができる「堺・緑のミュージアム ハーベストの丘」が整備されています。

この地域一帯は、古墳時代から平安時代にかけて須恵器の一大生産地で、その窯跡が多く発見されています。また、国宝の櫻井神社拝殿や、無形民俗文化財の「上神谷のこどり」などの貴重な歴史的・文化的遺産が受け継がれています。

南区役所

〒590-0141

堺市南区桃山台1丁目1番1号

(総務課)

Tel 072-290-1800

Fax 072-290-1814

泉北高速鉄道 梅・美木多駅から

北へ約100m

構 造：SRC

(地下1F・地上4F)

敷地面積：8,483.07 m²

建築面積：2,151.81 m²

延床面積：7,869.69 m²

駐車場：第一駐車場 137台

第二駐車場 133台



面積 40.39 km²

人口 131,015人

世帯数 58,848世帯

(令和6年4月1日現在)



南区の特色・資源

- ・ 南区の南部丘陵は豊かな自然や農空間が存在しており、また、計画的に造成された泉北ニュータウンには、公園・緑地と一体となった良好な住環境が形成されています。
- ・ 国宝の桜井神社拝殿や須恵器の窯跡、無形民俗文化財「上神谷のこおどり」など、貴重な歴史文化資源を数多く有しています。
- ・ こども園、小・中学校、高等学校、特別支援学校をはじめ、様々な学部をもつ複数の大学や、主要3駅それぞれに図書館、泉ヶ丘駅には子どもの豊かな遊びと文化創造の拠点施設である「堺市立ビッグバン」などが立地しており、豊かな教育・子育て環境を形成しています。

堺市南区基本計画～みなみスマートビジョン～の概要

◆南区の将来像

自然とふれあい、人と人のつながりを大切にする都市^{まち}
～豊かな緑空間と多様な都市機能が融合した「田園新都市」をめざして～

◆内容

- ・ 人口減少・高齢化、自然災害の発生、新たな感染症出現等による社会情勢の変化や新しい生活様式への移行、地域課題の解決に向け、区役所の機能強化を図り、近隣自治体と連携しながら、最先端の技術やサービスなどを活用した迅速かつ的確な対応が求められています。区民が将来に希望をもち、これからもこの地域で住みたいと願えるよう、今後の南区の将来像と大きな方向性を定めます。堺市南区基本計画は、区民と南区行政の共通の目標であり、関連部局の取組を含めた区政運営の基本方針を示すものです。
- ・ 南区では、未来型の区役所＝「スマート区役所」を掲げ、ICT等の最先端技術などを活用した生活の質の向上や地域課題の解決に向けた新たな取組を進めます。また、きめ細かな相談体制の充実などすべての人にとってやさしい空間の創造を推進します。区民の生活の質の向上を目的とした、「人」が中心、「区民」が主役である計画の推進により、誰一人取り残すことなく、区民の安全・安心な暮らしと健やかな成長、区の魅力を未来へとつなぐ、そんな社会をめざします。

◆堺市南区基本計画の構成

堺市南区基本計画 ～みなみスマートビジョン～

基本方針

1 ひとが絆を結び、安全・安心で
快適に暮らすことができる都市

2 ひとがいきいきと輝き、
健やかに成長することができる都市

3 ひとが未来へと紡ぎ、
魅力と誇りを育むことができる都市

重点施策

地域コミュニティの活性化

災害に強く安心して快適に暮らせる都市環境の形成

人権・多様性の尊重

子育て支援・教育環境の充実

健康で長生きできる社会の構築

市民の参加と協働による地域福祉の推進

「スマート区役所」の実現

地域資源を生かしたブランドの創出

魅力的な都市空間の創造

区行政の推進について

令和3年度から、区の実情や特性に応じた政策形成を進め、特色ある区行政の実現を図るため、区民や有識者等から意見を聴取する「区政策会議」を設置し、区行政を推進しています。

北 区



地域の方々の想いで守られた「いたすけ古墳」

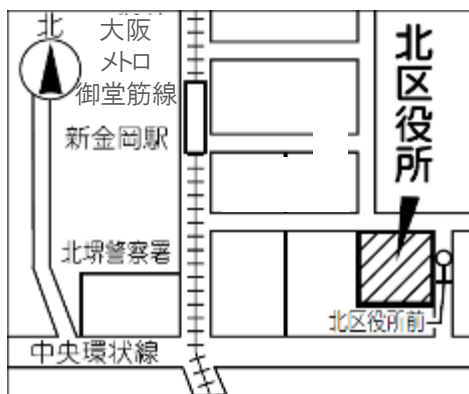
北区は、人口約 15 万 7 千人、世帯数約 7 万世帯で、北は大和川を隔てて大阪市、東は松原市に接し、J R 阪和線、南海高野線、大阪メトロ御堂筋線の鉄道、大阪中央環状線などの幹線道路が整備されています。

主な鉄道駅の周辺では、商業施設や業務施設が集積し、中百舌鳥駅周辺には、産業振興の拠点として、堺市産業振興センター、さかい新事業創造センターなどが立地しています。

また、日本最古の官道といわれる竹内街道や、国指定史跡であるいたすけ古墳をはじめ歴史的文化遺産を有し、百舌鳥八幡宮のふとん太鼓などの伝統行事も地域に受け継がれています。

北区役所
〒591-8021
堺市北区新金岡町 5 丁 1 番 4 号
(企画総務課)
Tel 072-258-6706
Fax 072-258-6817
大阪メトロ御堂筋線 新金岡駅
2 号出口から東へ約 200m

構 造：R C
(地下 1F・地上 5F)
敷地面積：4,755.99 m²
建築面積：3,310.75 m²
延床面積：12,452.46 m²
(区役所 10,089.31 m²)
(図書館 2,363.15 m²)
駐車場：来庁者用 65 台
公 用 22 台



面積 15.60 km²
人口 156,827 人
世帯数 73,736 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)



北区のまちの特徴

●交通網が整備され生活利便性の高い、住宅地が中心のまち

北区は、地下鉄や道路網が整備され、大阪方面へのアクセスも良いことから住宅地が形成され、駅周辺や幹線道路沿道に商業施設が整備されるなど、生活の利便性の高いまちとなっています。

●住環境に大きな強みがあり、子どもや子育て世代が多い

北区は大阪メトロ御堂筋線が区域を南北に、南海高野線が西から南東に走るなど大阪都市部へのアクセスが良好です。また、大阪四大緑地の一つである大泉緑地や本市初の運動公園である金岡公園などの憩いの場となる様々な公園があるなど、住環境に大きな強みがあります。そのため、7区の中でも出生数や生産年齢人口（15歳から64歳）が多くなっています。



大泉緑地



金岡公園

●古墳、文化財、伝統行事、自然などの資源が多い

北区には、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産である「御廟山古墳」、「いたすけ古墳」、「ニサンザイ古墳」、「善右エ門山古墳」などの古墳があり、「竹内街道」をは「西高野街道」「長尾街道」の三街道が通り、街道沿いには名所旧跡が点在しています。他にも、百舌鳥八幡宮のふとん太鼓、金岡町盆踊り大会などの伝統行事、大和川や農地などの自然といった、多くの資源があります。



金岡神社（竹内街道沿い）



筒井家住宅（西高野街道沿い）



華表神社（長尾街道沿い）



百舌鳥八幡宮のふとん太鼓



金岡町盆踊り大会

北区の将来像

●いろいろな「たのしい」でつながる街・北区

みんなが共感し行動できるような前向きで明るい将来像を掲げ、区民が主体的に地域に関わり地域の課題を解決していく、区民協働の地域共創に取り組んでいます。



北区のまちづくり基本方針

■みんなでつくる安全・安心の街（基本方針1）

- ・ みんなでしっかり地域の安全を守る街
地域防犯力を高め、犯罪のない都市環境の実現に取り組めます。
- ・ みんなでじっくり防災に向き合える街
防災リテラシー(防災に関する知識を習得し活用する能力)を高め、自助、共助、公助の観点を踏まえて災害に強い地域の実現に取り組めます。



各校区で実施される
防災訓練

■みんなに関わる子育ての街（基本方針2）

- ・ 子どもがすくすく育つ街
地域との関わりの中で子どもが様々な体験を通して心身ともに健やかに育つ環境を創出します。
- ・ 保護者がニコニコできる街
子育て中の保護者の不安を解消し、安心して子育てができ、子育てに喜びを感じることができる環境を創出します。
- ・ 地域で子育て支援者がどんどん増える街
子育て世帯を地域全体で支える仕組みを作ります。



子育て世帯と地域の支援者の
交流を図る子育てフェスタ

■みんなで魅力をつくる・発信する街（基本方針3）

- ・ 地域の魅力を伝え合う街
北区の魅力を区民自らが再確認し、地域アイデンティティを醸成できる場や機会の提供に取り組めます。
- ・ 地域活動でキラキラと輝く街
様々な分野で活動する地域活動団体の活動を活性化し、つなげ、区民みんなが活動に参加できるような支援を行います。



皆さんから教えてもらった
北区の魅力を拡散

美原区は、飛鳥時代の難波宮と飛鳥京を結ぶ日本最古の官道といわれる竹内街道に北端を接し、日本書紀に黒山の地名が見られるように、大和朝廷の時代から、和泉（堺）と大和（奈良）を結ぶ交通の要衝として、繁栄してきました。

明治初年、廃藩置県により堺県に属し、堺県の廃止に伴い大阪府に属し、明治 22 年の町村制によって、黒山村、平尾村、丹南村、南八下村、丹比村に編成されました。その後、地勢・産業・風俗・文化の各分野で共通している黒山村、平尾村、丹南村が、昭和 31 年 9 月に町村合併促進法に基づいて合併し、「美原町」が誕生しました。

昭和 32 年 4 月に美原町丹南が松原市へ、南大阪町（現羽曳野市）多治井が美原町へとそれぞれ変遷があり、続いて、昭和 33 年 7 月に南八下村の大饗、小寺、菩提が美原町に編入し、現在の美原区域が形成されました。

その後、平成 17 年 2 月に合併により美原町は堺市に編入されました。そして平成 18 年 4 月に堺市の政令指定都市移行に伴い美原区となり、現在に至っています。

美原区は、市域の東部に位置し、北は松原市、南は大阪狭山市、東は羽曳野市と富田林市に接しています。

区内には、狭山池を水源とする東除川、西除川の両河川が南北に流れており、これらの河川に沿って農耕地が開け、南東から北西に向けてなだらかに傾斜する比較的平坦な地形となっています。



区域の特色・資源

●豊かな歴史・文化と田園風景のある地域

美原区の歴史は古く、24領の鉄製甲冑が出土した黒姫山古墳をはじめ、中世の鑄造技術者集団「河内鑄物師」のふるさととしても知られています。また、農村地帯を基調にした地域として、今なお都市圏に珍しい田園や集落、里山が残っており、菅生地区における植木生産をはじめ、地域の緑化に貢献しています。



●子どもが健やかに育ち、人と人のつながりがある地域

美原区には、黒山、平尾、美原北、八上、美原西、さつき野の6つの小学校区があります。校区ごとに、青少年健全育成やスポーツ振興、防犯、交通安全、美化活動、自主防災組織活動など、多岐にわたる住民自治活動が取り組まれています。特に青色防犯パトロール隊、子どもの安全見まもり隊、子ども110番の家、青少年犯罪防止パトロールなどは、PTAや自治会、各種団体、ボランティアグループなどが中心となって盛んに活動しています。また、美原区では、他区にない消防団が、活発に活動しています。

美原区の魅力ある地域活性化の取組

■美原都市拠点の整備

美原都市拠点では、南河内地域や奈良県中心部との結節点としての役割を果たすのにふさわしい機能向上が図られ、美原区域の中心核として、市民主体の地域活性化が進められています。また、防災に関する中核拠点施設として堺市総合防災センターを整備し、地域総合防災力の向上を図るとともに、大規模災害に対する緊急の対応や災害対応力の向上を推進します。

■田園風景と農業のある地域活性化活動

美原区には、田畑をはじめとする緑地空間などが多く残っています。これらを背景に、地産地消をテーマとして区民自らが立ち上げた「美原朝市」や、「美原の古代米」を区の魅力のひとつとして育てる「美原区古代米プロジェクト」など、美原区の農業の魅力を伝える活動が積極的に取り組まれています。

今後も、区域の特色・資源を生かしながら自然環境と調和のとれた都市機能を持つ地域活性化をめざします。



2 区行政の概要

(1) 区行政への歩み

支所行政の推進（～H17）		
本市の政令指定都市移行の準備として、市域を6区域（平成17年2月から7区域）に区分し、それぞれの区域に総合的出先機関となる支所を設置、幅広い行政サービスの提供と区域の特色をいかした魅力ある取組を推進してきた。		
経過	昭和58年2月 堺市庁舎問題等審議会から「支所行政の区域区分について市域を6区分とすること」を内容とする答申を受ける。 昭和62年4月 堺市支所行政等調査研究専門委員から、支所行政のための支所の位置に関する報告書が提出される。 昭和63年3月 堺市支所行政等検討委員会から、堺市支所行政に関する基本方針報告書が提出される。 平成2年8月 指定都市問題対策特別委員会において、政令指定都市をめざした支所行政の基盤となる区域区分線について、地元調整が完了した旨、報告される。 平成3年8月 堺市支所区域名称選定委員会から、支所区域名称について答申される。 平成4年4月 中支所開所 平成7年10月 南支所開所 平成8年4月 西支所開所 平成9年4月 東支所開所 平成12年4月 北支所及び堺支所開所 平成17年2月 美原支所開所	
財政権限	区域の特色をいかした事業推進のための予算	○「支所区域のまつり」予算 H5～H7 200万円／1支所 H8～H11 300万円／1支所 ○魅力ある地域づくり推進事業（H12～H17） 支所長の企画により区域の住民や団体と協働し区域の特色をいかした魅力ある事業を実施 H12 600万円／1支所 H13、14 700万円／1支所 H15～H17 650万円／1支所
組織権限	組織体制	○保健福祉総合センター設置（H12～） 保健と福祉の連携を円滑に行うため、保健福祉総合センターを設置 ○地域環境美化担当の設置（H12～） ○コミュニティ担当参事の設置（H15～H17） 支所と区域の住民や団体との連携を強化し、コミュニティの醸成を図るため、コミュニティ担当参事を設置 ○美原支所を分権型住民自治に向けたモデル支所として、企画総務課と自治推進課を設置（H17.2）

行政サービス機能の充実	広報・広聴・相談機能の充実	○支所開所にあわせ各種相談窓口を順次支所に設置（H４～） 市民相談、法律相談、交通事故相談、特別（サラ金）相談（堺支所のみ）、登記測量相談（堺支所のみ）、就学相談、行政相談、人権相談 ○支所広報紙発行開始（H１３．１０～） ○全市版広報紙「広報さかい」と一体化による発行（H１４．５～）																								
	業務の拡充	○出張所を順次廃止し、区域の総合的出先機関となる支所を設置（再掲） H４ 中支所開所（八田荘、深井、東百舌鳥、泉ヶ丘各出張所廃止） H７．１０ 南支所開所（泉北NT東、泉北NT中、泉北NT西、上神谷、美木多各出張所廃止） H８ 西支所開所（浜寺、鳳、津久野、福泉各出張所廃止） H９ 東支所開所（日置荘、南八下、登美丘各出張所廃止） H１２ 北支所開所（五ヶ荘、金岡、新金岡、百舌鳥、北八下各出張所廃止） 堺支所開所（神石出張所廃止） H１７．２ 美原支所開所（美原町と合併）																								
区域の特色をいかした取組		○魅力ある地域づくり推進事業（H１２～H１７）（再掲）																								
区行政への移行（H１８～）																										
平成１８年の政令指定都市移行に伴い、市内７つの行政区に区役所を設置 区役所を、区民意識や区域の課題を的確に把握し、区民とともに特色をいかした魅力ある取組を進める「市民自治の拠点」、日常生活に密着した総合的行政サービスを円滑・迅速に処理し、完結的に提供する「地域の総合行政サービス拠点」と位置づけ、身近な地域の課題は地域で解決する「身近で頼れる区政」の実現をめざす。																										
財政権限	区域の特色をいかした事業推進のための予算	○区民まちづくり基金事業（H１８～H２７） 区民まちづくり基金を創設、当該基金を活用した区独自のまちづくり事業を実施（区民まちづくり基金はR２．１０に廃止） 《当初予算額（７区合計）》（単位：千円） <table><tr><td>年度</td><td>予算額</td><td>年度</td><td>予算額</td></tr><tr><td>H１８</td><td>２００，０００</td><td>H２３</td><td>２１０，０００</td></tr><tr><td>H１９</td><td>２００，０００</td><td>H２４</td><td>２２３，７０８</td></tr><tr><td>H２０</td><td>２１８，３３１</td><td>H２５</td><td>２３５，０００</td></tr><tr><td>H２１</td><td>２２４，４５７</td><td>H２６</td><td>２３５，３１２</td></tr><tr><td>H２２</td><td>２００，０００</td><td>H２７</td><td>２３５，３００</td></tr></table>	年度	予算額	年度	予算額	H１８	２００，０００	H２３	２１０，０００	H１９	２００，０００	H２４	２２３，７０８	H２０	２１８，３３１	H２５	２３５，０００	H２１	２２４，４５７	H２６	２３５，３１２	H２２	２００，０００	H２７	２３５，３００
	年度	予算額	年度	予算額																						
H１８	２００，０００	H２３	２１０，０００																							
H１９	２００，０００	H２４	２２３，７０８																							
H２０	２１８，３３１	H２５	２３５，０００																							
H２１	２２４，４５７	H２６	２３５，３１２																							
H２２	２００，０００	H２７	２３５，３００																							

		○区局連携事業（H 2 5～H 2 7） 区民ニーズにより一層きめ細かに対応するため、区局間の連携を一層強化し、地域の実情や意見を踏まえた事業を推進 《当初予算額（7区合計）（事業所管局予算）》 H 2 5 8 7 0, 8 5 6 千円 H 2 6 6 1 5, 2 1 6 千円 H 2 7 6 9 9, 5 6 0 千円 ○区域環境整備事業（H 2 6～H 2 7） 地域の安全安心などの観点から、区域の環境整備にかかる事案について、区役所の予算を活用し、年度途中でも区長の裁量で、事業所管局に対応を依頼 《当初予算額（7区合計）》 H 2 6 7 0, 0 0 0 千円 H 2 7 7 0, 0 0 0 千円 ○区域まちづくり事業（H 2 8～） 「区民まちづくり基金事業」、「区域環境整備事業」、「区局連携事業」を統合し、財源も区民まちづくり基金に統合することで、区役所がより主体的・総合的に区域の取組を推進することができる「区域まちづくり事業」を実施。 《当初予算額（7区合計）》（単位：千円） <table><tr><th>年度</th><th>予算額</th><th>年度</th><th>予算額</th></tr><tr><td>R 1</td><td>1, 2 5 7, 0 1 6</td><td>R 4</td><td>2 5 3, 0 0 2</td></tr><tr><td>R 2</td><td>1, 2 5 1, 4 9 5</td><td>R 5</td><td>2 4 9, 4 0 7</td></tr><tr><td>R 3</td><td>2 6 7, 8 4 6</td><td>R 6</td><td>2 2 4, 1 5 6</td></tr></table> ※R 2. 1 0 区民まちづくり基金廃止 ※R 3. 4 区局連携事業にかかる予算は建設局へ移管	年度	予算額	年度	予算額	R 1	1, 2 5 7, 0 1 6	R 4	2 5 3, 0 0 2	R 2	1, 2 5 1, 4 9 5	R 5	2 4 9, 4 0 7	R 3	2 6 7, 8 4 6	R 6	2 2 4, 1 5 6
年度	予算額	年度	予算額															
R 1	1, 2 5 7, 0 1 6	R 4	2 5 3, 0 0 2															
R 2	1, 2 5 1, 4 9 5	R 5	2 4 9, 4 0 7															
R 3	2 6 7, 8 4 6	R 6	2 2 4, 1 5 6															
	予算要求権の付与（H 2 3～）	平成23年度予算を区役所へ移管し、H 2 3年度補正予算から区役所へ予算要求権を付与 《当初予算額（7区合計）》（単位：千円） <table><tr><th>年度</th><th>予算額</th><th>年度</th><th>予算額</th></tr><tr><td>R 1</td><td>1 4, 2 6 6, 0 1 5</td><td>R 4</td><td>1 1, 2 2 4, 4 3 1</td></tr><tr><td>R 2</td><td>1 3, 9 0 8, 9 9 6</td><td>R 5</td><td>1 1, 5 1 8, 3 8 5</td></tr><tr><td>R 3</td><td>1 2, 2 9 5, 8 6 9</td><td>R 6</td><td>1 2, 6 4 7, 3 4 4</td></tr></table>	年度	予算額	年度	予算額	R 1	1 4, 2 6 6, 0 1 5	R 4	1 1, 2 2 4, 4 3 1	R 2	1 3, 9 0 8, 9 9 6	R 5	1 1, 5 1 8, 3 8 5	R 3	1 2, 2 9 5, 8 6 9	R 6	1 2, 6 4 7, 3 4 4
年度	予算額	年度	予算額															
R 1	1 4, 2 6 6, 0 1 5	R 4	1 1, 2 2 4, 4 3 1															
R 2	1 3, 9 0 8, 9 9 6	R 5	1 1, 5 1 8, 3 8 5															
R 3	1 2, 2 9 5, 8 6 9	R 6	1 2, 6 4 7, 3 4 4															
組 織 権 限	市長調整監の設置（H 2 3～R 1）	市民の意向と市政の方向性などを相互につなぐ役割を担う、分権型の地域ネットワークの構築の要として「市長調整監」を設置、区長が兼務																
	区長の庁議への出席（H 2 3～）	庁内の政策調整及び合意形成の場に、区域の観点を反映するため、区長が庁議に出席																
	区長の本会議への出席（H 2 3～）	市議会本会議に、必要に応じて区長が議事説明員として出席、区長の説明責任を明確化																

		※令和6年第2回市議会から、原則堺区長が代表区長として定例会に出席することとなった。
	副区長の創設 (H23～)	区長に次ぐ区政の責任者として、これまでの区次長の権限を拡充し部長級の副区長職を創設
	人事権限 (H18～)	課長補佐級以下の職員の区役所内における配置換えを区長の専決事項とする。
	組織体制	○全区に企画総務課、自治推進課を設置 (H18～) 区の企画調整機能と広報広聴機能の強化を図るため、支所時代の地域振興課を企画総務課と自治推進課の2課体制に組織を再編、同時にコミュニティ担当参事は廃止 ○子育てワンストップ窓口の設置 (H22～) H22 南区に子育て支援室をモデル設置 H23 北区に子育て支援室を設置 H24 堺区、中区に子育て支援室を設置 H25 「子育て支援室」を「子育て支援課」に課組織化し、全区に設置 ○区局連携担当の配置 (H30～R1) 区域の環境整備について、区局間の連携を一層強化するため、各区の企画総務課と地域整備事務所に区局連携担当を設置。 ○教育連携担当の配置 (H31～R3) 北区と美原区をモデル区とし、区役所関係課と連携した学校運営の支援体制を強化するため、教育政策課と北区・美原区の企画総務課に教育連携担当を配置。 ○連携推進担当の配置 (R2～) 局、区役所間の庁内連携の強化による組織横断的な主要施策・事業の推進のため、各区の副区長が部理事(連携推進担当)を兼務。 ○こども家庭センター機能の位置付け及び統括支援員の配置 (R6～) 母子保健と児童福祉が連携し、児童福祉法に基づき、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を実施するため、全区の保健福祉総合センターにこども家庭センター機能を位置付け。こども家庭センターには、こども家庭センター長(保健福祉総合センター所長兼務)と連携調整役を担う統括支援員を配置。 ○各区の特性や課題に応じた区役所の機能強化(モデル的实施) 堺区役所:「防災総合推進チーム」を設置 (R3) 「防災推進室」(課相当)を新設 (R4～) 中区役所:地域活性化担当参事役の設置 (R2～R3) 「深井駅周辺地域活性化推進室」(課相当)を新設 (R4～) 西区役所:西区ブランド発信事業・調整担当参事の設置 (R3) 西区ブランド発信担当参事の設置 (R4) 「政策推進室」(課相当)を新設 (R5～) 南区役所:区役所内に「スマート区役所チーム」を設置 (R2) スマート区役所・調整担当参事の設置 (R2～R3)

		保健福祉総合センター所長を兼務する副区長を設置（R3～） 「区政企画室」（課相当）を新設（R3～） 区行政調整担当参事の設置（R4） 保健福祉総合センターに企画・健康長寿推進担当参事を設置（R4～） 区行政調整・戦略総務担当参事の設置（R5） 北区役所：企画総務課に「北区 児童・生徒・学校支援チーム」を設置（愛称：「NEST」）（R2～） 児童・生徒・学校支援担当総括参事役の設置※（R2～）（※ R6～学校連携支援担当総括参事役に名称変更） 「学校連携支援担当課長」を設置（R3～R5） 「新金岡地区活性化推進室」（課相当）を新設（R5～） 美原区役所：企画総務課に「美原地域開発支援チーム」を設置（R2～）
	幹事区制度の実施 （H25～）	幹事区（堺区）、副幹事区（互選）を置くことで、庁内会議等への代表出席や庁内調整のほか、区役所間の調整や取りまとめなど、情報共有の迅速化、効率化を図る。
	広報・広聴・相談機能の充実	○交通事故相談窓口を堺区に集約（H23～） ○堺区のみで実施していた特別（サラ金）相談を前年度末で廃止し、全区の法律相談窓口で相談受付（H24～） ○就労相談、労働相談窓口開設（堺区以外）（H25～） ○行政書士による相談窓口を各区に設置（H29～） ○区長直行便の創設（R4.9～）
行政サービス機能の充実	業務の拡充	○市民センター、さつき野コミュニティセンターの管理運営を区役所へ移管（H18） ○法定受託事務（区選挙管理委員会事務・区会計事務など）の執行体制の確立（H18） ○防災・危機管理体制の強化（H23～） ・自主防災組織への支援、防災啓発・相談等の業務を区役所に移管 ・消防OBの専任職員を各区2名配置 ○各種補助の実施 ・自治会活動推進補助（H13～） ・校区自治会活動推進補助（R4～） ・防犯灯電気料金支援（H29～） ・自治会施設賠償責任保険補助（R2～） ・自治会活動保険補助（R6～） ・地域会館整備費補助（S55～） ・地域会館大規模改修補助（H10～） ・地域会館耐震診断補助（H25～） ・地域会館耐震改修等補助（H26～） ・AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助（H22～） ・AED（自動体外式除細動器）設置等補助（H27～） ・献血推進協議会補助（H13～）

		・青色防犯パトロール活動補助（H 1 9～） ・青色防犯パトロール車両修繕等補助（H 2 9～） ・青色防犯パトロール車両安全運行支援補助（R 2） ・自主防犯パトロール団体防犯資機材等支給（H 1 8～） ・堺市地域貢献事業所防犯カメラ設置事業補助（H 2 8～） ・LED 防犯灯更新補助（R 6～） ○集団回収報償金の申請受付及び支給事務を区役所で実施（H 2 3～）
	市民サービスの向上	○フロアマネージャーの配置（H 1 8～） ○証明書自動交付機の設置（H 1 9～） H 2 0. 2 堺区に設置 H 2 1. 2 他 6 区に設置 H 3 0. 1 2 印鑑登録証・さかい市民カードを利用した証明書自動交付機を廃止 H 3 1. 1 マイナンバーカード専用交付機を設置 ○子育てワンストップ窓口の設置（H 2 2～）（再掲） ○パスポートセンターさかい開設（堺区）（H 2 4. 1 0） R 3. 5 本庁舎からジョルノビル 2 階に移転 ○ご遺族の負担を軽減するための取組を実施。 R 2. 4 全区でご遺族のための手続きハンドブックを配布 R 3. 5 南区で「区役所おくやみ申請サポートコーナー」を設置 R 3. 6 東区で「来庁事前申込制度」を開始 R 4. 1 1 美原区で美原区版おくやみサポート制度「美原区おくやみ手続き～寄り添い～」を実施 ○南区保健福祉総合相談体制の運用開始（R 4. 2～） ○南区子どもサポートプラットフォーム事業の実施（R 4. 1 0～） ○証明書等発行手数料のキャッシュレス決済試行実施（堺区）（R 4. 1 1～） R 6. 5 他 6 区で導入 ○重層的支援体制整備事業の実施（堺区）（R 5. 4～） R 6. 4 他 5 区で実施（南区は R 4. 2 から先行実施）
区政推進の取組	開かれた区政運営、新たな視点・発想による取組	○区長公募の実施 H 1 8 南区でモデル実施（～H 2 0） H 2 4 美原区でモデル実施（～H 2 6） R 3 西区で実施（～R 5） ○「ハート&トークセッション」の各区開催（H 2 4～H 3 0） 市民と市長、区長が直接対話し、今後の区の実施について、広く意見交換を行う （H 2 4、H 2 5 は「タウンミーティング」の名称で実施） ○「区役所と本庁のあり方基本方針」の策定（R 5. 3） 本庁との連携体制を重視しながら、区役所のあり方を整理し、2023 年度～2025 年度（3 年間）の取組の方向性を定める

区政への区民参加の推進	○区民まちづくり会議の設置（H 1 8～H 2 6） H 1 8 南区でモデル設置 H 1 9 美原区設置 H 2 0 中区、東区、西区、北区設置 H 2 1 堺区設置 ○区民評議会の設置（H 2 7～R 3） 区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議を行う附属機関として、各区に区民評議会を設置 ○「ハート&トークセッション」の各区開催（H 2 4～H 3 0）（再掲） ○区政策会議の開催（R 3. 6～） 区民等の意見を反映しつつ、区域の実情や特性に応じた政策形成を進めることにより、特色ある区行政の実現を図るため、区民参画と区長の政策立案を支える仕組みとして各区で開催
区域の特色をいかした取組	○区民まちづくり基金事業（H 1 8～H 2 7）（再掲） ○区民まちづくり会議の設置（H 1 8～H 2 6）（再掲） ○区域まちづくりビジョン等の策定（H 2 0～R 2） H 2 0 南区でモデル策定 H 2 2 他6区で策定 ○区における基本的な計画等を策定（R 3～） ○区民評議会の設置（H 2 7～R 3）（再掲） ○区教育・健全育成会議及び区教育・健全育成相談窓口の設置（H 2 7～）（区教育・健全育成会議はR 2. 4に廃止） 学校教育を取り巻く環境の整備を推進し、地域全体で子どもの成長を支え、区域の教育力の向上及び健全育成の充実を図るため、区教育・健全育成会議及び区教育・健全育成相談窓口を各区に設置 ○区教育・健全育成相談窓口の名称を教育相談窓口に変更（R 2～） ○区政策会議の開催（R 3. 6～）（再掲）

	地域活動への支援	○校区ボランティアビューローの設置（H 1 8 ～） H 1 8 南区でモデル実施 H 1 9 他 6 区で実施 ○区民プラザの設置（H 1 8 ～） H 1 8 南区、北区、美原区設置 （北区の区民プラザは、H 2 4 年度の区民活動支援コーナーの設置に伴い、同コーナーへ機能継承） H 1 9 中区、東区、西区設置 R 3 東区、西区廃止 ○「区の魅力づくり」市民自主事業の公募・助成（H 1 8 ～H 2 2） H 1 8 南区でモデル実施 H 2 1, 2 2 全区で実施 ○区民活動支援コーナーの設置（H 2 4 ～） H 2 4 堺市立新金岡市民センター内に設置（北区区民プラザを同時廃止） ○地域まちづくり支援事業の実施（H 2 4 ～R 3） 地域の課題解決のための校区単位での自主的な取組を支援 ○応募型地域まちづくり支援事業の実施（H 2 7 ～R 2） 地域の課題解決のための校区単位での自主的な取組について、区民評議会の審査を経て支援
--	----------	--

(2) 区役所行政機構

令和6年4月1日現在

局相当組織	部相当組織	課相当組織	係相当組織
堺区役所	堺保健福祉総合センター	企画総務課	総務係、企画係
		自治推進課	自治協働係
		防災推進室	
		市民課	管理係、住民登録係、証明係、戸籍係
		保険年金課	保険係、年金係、医療給付係
		生活援護第一課	給付係、援護第一係、援護第二係、 援護第三係
		生活援護第二課	援護第一係、援護第二係、援護第三係、 援護第四係、援護第五係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	子育て給付係、相談支援係
		堺保健センター	保健係、健康推進第一係、 健康推進第二係
中区役所	中保健福祉総合センター	企画総務課	総務係、企画係
		深井駅周辺地域活性化推進室	
		自治推進課	自治協働係
		市民課	住民登録係、証明係、戸籍係
		保険年金課	保険係、年金係、医療給付係
		生活援護課	給付係、援護第一係、援護第二係、 援護第三係、援護第四係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	子育て給付係、相談支援係
		中保健センター	保健係、健康推進第一係、 健康推進第二係
東区役所	東保健福祉総合センター	企画総務課	総務係、企画係
		自治推進課	自治協働係
		市民課	登録証明係、戸籍係
		保険年金課	保険係、年金係、医療給付係
		生活援護課	給付係、援護第一係、援護第二係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	子育て給付係、相談支援係
		東保健センター	保健係、健康推進第一係、 健康推進第二係

局相当組織	部相当組織	課相当組織	係相当組織
西区役所	西保健福祉総合センター	総務課	総務係
		政策推進室	
		自治推進課	自治協働係
		市民課	登録証明係、戸籍係
		保険年金課	保険係、年金係、医療給付係
		生活援護課	給付係、援護第一係、援護第二係
			援護第三係、援護第四係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	子育て給付係、相談支援係
		西保健センター	保健係、健康推進第一係、 健康推進第二係
南区役所	南保健福祉総合センター	総務課	総務係
		区政企画室	
		泉ヶ丘市民センター	
		自治推進課	自治安全係、地域共創係
		市民課	住民登録係、証明係、戸籍係
		保険年金課	保険係、年金係、医療給付係
		生活援護課	給付係、援護第一係、援護第二係、 援護第三係、援護第四係、援護第五係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	
		南保健センター	保健係、健康推進第一係、 健康推進第二係
北区役所	北保健福祉総合センター	企画総務課	総務係、企画係
		新金岡地区活性化推進室	
		新金岡市民センター	
		自治推進課	自治協働係
		市民課	住民登録係、証明係、戸籍係
		保険年金課	保険年金係、医療給付係
		生活援護課	給付係、援護第一係、援護第二係、 援護第三係、援護第四係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	子育て給付係、相談支援係
		北保健センター	保健係、健康推進第一係、 健康推進第二係
美原区役所	美原保健福祉総合センター	企画総務課	総務係、企画係
		自治推進課	自治安全係、地域協働係
		市民課	登録証明係、戸籍係
		保険年金課	保険係、医療年金係
		生活援護課	給付係、援護係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	子育て給付係、相談支援係
		美原保健センター	保健係、健康推進係

(3) 区役所職員数

(令和6年4月1日現在 正規職員のみ)

			堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
区長(局長級)			1	1	1	1	1	1	1	7
副区長(部長級)			1	1	1	1	1	1	1	7
部理事(部長級)			-	1	-	-	0	1	-	2
副区長兼保健福祉総合センター所長(部長級)			-	-	-	-	1	-	-	1
参事(課長級)			-	-	-	-	1	-	-	1
	企画総務課	課長級	1	1	1	-	-	1	1	5
		課長補佐級	1	2	1	-	-	1	3	8
		係長級	2	2	3	-	-	2	2	11
		総務係	2	1	3	-	-	3	3	12
		企画係	4	4	2	-	-	3	5	18
		企画総務係	-	-	-	-	-	-	-	0
		計	10	10	10	-	-	10	14	54
	総務課	課長級	-	-	-	1	1	-	-	2
		課長補佐級	-	-	-	2	1	-	-	3
		係長級	-	-	-	1	1	-	-	2
		総務係	-	-	-	3	4	-	-	7
		計	-	-	-	7	7	-	-	14
	政策推進室	課長級	-	-	-	1	-	-	-	1
		課長補佐級	-	-	-	1	-	-	-	1
		一般職員	-	-	-	2	-	-	-	2
		計	-	-	-	4	-	-	-	4
	区政企画室	課長級	-	-	-	-	1	-	-	1
		課長補佐級	-	-	-	-	1	-	-	1
		係長級	-	-	-	-	2	-	-	2
		一般職員	-	-	-	-	2	-	-	2
		計	-	-	-	-	6	-	-	6
	深井駅周辺地域活性化推進室	課長級	-	-	-	-	-	-	-	0
		課長補佐級	-	1	-	-	-	-	-	1
		係長級	-	-	-	-	-	-	-	0
		一般職員	-	2	-	-	-	-	-	2
		計	-	3	-	-	-	-	-	3
	新金岡地区活性化推進室	課長級	-	-	-	-	-	1	-	1
		係長級	-	-	-	-	-	1	-	1
		一般職員	-	-	-	-	-	-	-	0
		計	-	-	-	-	-	2	-	2
	新金岡市民センター	課長補佐級	-	-	-	-	-	1	-	1
		計	-	-	-	-	-	1	-	1
	自治推進課	課長級	1	1	1	1	1	1	1	7
		課長補佐級	1	1	1	2	1	1	1	8
		係長級	1	1	1	1	2	2	2	10
		自治安全係	-	-	-	-	3	-	3	6
		地域協働係	-	-	-	-	-	-	2	2
		自治協働係	4	3	4	5	-	4	-	20
		地域安全係	-	-	-	-	-	-	-	0
		地域美化係	-	-	-	-	-	-	-	0
		地域共創係	-	-	-	-	2	-	-	2
		計	7	6	7	9	9	8	9	55
	防災推進室	課長級	1	-	-	-	-	-	-	1
		課長補佐級	-	-	-	-	-	-	-	0
		係長級	1	-	-	-	-	-	-	1
		一般職員	1	-	-	-	-	-	-	1
		計	3	-	-	-	-	-	-	3
	市民課	課長級	2	1	1	1	1	1	1	8
		課長補佐級	1	2	1	1	3	1	1	10
		係長級	5	4	3	2	3	4	3	24
		管理係	2	-	-	-	-	-	-	2
		住民登録係	8	2	-	-	2	5	-	17
		証明係	8	1	-	-	2	3	-	14
		登録証明係	-	-	2	5	-	-	2	9
		戸籍係	5	2	3	2	4	3	1	20
		計	31	12	10	11	15	17	8	104
	保険年金課	課長級	1	1	1	1	1	1	1	7
		課長補佐級	2	3	1	2	1	2	1	12
		係長級	5	3	4	3	3	3	3	24
		保険係	8	4	3	6	5	-	2	28
		保険年金係	-	-	-	-	-	6	-	6
		年金係	2	1	1	1	2	-	-	7
		医療給付係	7	4	2	4	6	5	-	28
		医療年金係	-	-	-	-	-	-	3	3
	計	25	16	12	17	18	17	10	115	
小計		78	50	41	50	59	58	43	379	

			堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計	
保健福祉総合センター	保	所長(部長級)	1	1	1	1	－	1	1	6	
		部理事	－	－	－	－	1	－	－	1	
		副理事	－	－	－	－	－	－	－	0	
		参事	－	－	－	－	1	－	－	1	
		主幹(課長補佐級)	1	1	1	1	1	2	1	8	
	健	生活 援 護 第 一 課	課長級	1	－	－	－	－	－	－	1
			課長補佐級	2	－	－	－	－	－	－	2
			係長級	6	－	－	－	－	－	－	6
			給付係	5	－	－	－	－	－	－	5
			援護第一係	6	－	－	－	－	－	－	6
			援護第二係	5	－	－	－	－	－	－	5
			援護第三係	8	－	－	－	－	－	－	8
			計	33	－	－	－	－	－	－	33
		生活 援 護 第 二 課	課長級	1	－	－	－	－	－	－	1
			課長補佐級	1	－	－	－	－	－	－	1
			係長級	5	－	－	－	－	－	－	5
			援護第一係	7	－	－	－	－	－	－	7
			援護第二係	7	－	－	－	－	－	－	7
			援護第三係	7	－	－	－	－	－	－	7
			援護第四係	5	－	－	－	－	－	－	5
	援護第五係		5	－	－	－	－	－	－	5	
	計	38	－	－	－	－	－	－	38		
	総	生活 援 護 課	課長級	－	1	1	1	1	1	1	6
			課長補佐級	－	2	2	2	1	2	1	10
			係長級	－	4	3	4	7	4	1	23
			給付係	－	2	1	2	2	2	1	10
			援護係	－	－	－	－	－	－	3	3
			援護第一係	－	7	7	7	5	7	－	33
			援護第二係	－	7	6	7	6	7	－	33
			援護第三係	－	6	－	7	5	7	－	25
			援護第四係	－	6	－	6	7	7	－	26
			援護第五係	－	－	－	－	6	－	－	6
		計	－	35	20	36	40	37	7	175	
	合	地域 福 祉 課	課長級	1	1	1	1	1	1	1	7
			課長補佐級	1	1	1	3	1	1	1	9
			係長級	8	4	2	0	2	2	3	21
			地域福祉係	6	4	5	6	6	7	2	36
			介護保険係	6	5	5	8	7	6	3	40
			計	22	15	14	18	17	17	10	113
	セ	子 育 て 支 援 課	課長級	1	1	1	1	1	1	1	7
			課長補佐級	1	1	1	1	3	1	1	9
			係長級	2	2	2	3	3	2	2	16
			子育て給付係	4	5	4	5	－	7	3	28
			相談支援係	2	2	1	2	－	3	1	11
			相談給付係	－	－	－	－	－	－	－	0
			子ども家庭応援グループ	－	－	－	－	3	－	－	3
			子育て給付グループ	－	－	－	－	2	－	－	2
			相談支援グループ	－	－	－	－	1	－	－	1
			計	10	11	9	12	13	14	8	77
		ン	保 健 セ ン タ ー	課長級	2	1	2	3	2	2	2
	課長補佐級			2	1	3	1	1	2	2	12
	係長級			9	7	4	9	6	8	3	46
	保健係			4	2	1	1	4	4	2	18
	健康推進第一係			8	5	4	6	6	8	－	37
	健康推進第二係			7	5	5	5	9	6	－	37
	健康推進係			－	－	－	－	－	－	5	5
	計			32	21	19	25	28	30	14	169
小計		137	84	64	93	101	101	41	621		
合計		215	134	105	143	160	159	84	1000		

◎ 兼務

① 上級にカウント…補佐級で係長兼務の場合は補佐級でカウント。

② 他の所属で兼務の場合はカウントせず。

(4) 区役所の機能強化・権限強化の取組状況

年 度	内 容
平成18年度	・「堺市区行政の推進に関する規程」施行 ・「堺市区民まちづくり基金」を創設、当該基金を活用した区独自の事業（区民まちづくり基金事業）を各区で実施（区民まちづくり基金はR2.10に廃止） ・区民との協働による区域の特色をいかした魅力ある施策、事業等を進めることを目的に、区役所に「区民まちづくり会議」を設置（～H26） （H18年度に南区にモデル設置、以降順次各区に設置し、H21年度に全区設置） ・南区にて、公募区長のモデル実施（～H20）
平成20年度	・区域まちづくりビジョンの策定 （H20年度に南区でモデル策定、H22年度に他6区が策定）
平成22年度	・子育てワンストップ窓口の設置 （H22年度に南区でモデル設置、以降順次各区に設置し、H25年度に全区設置）
平成23年度	・予算要求権の付与（区役所が直接財政局へ予算要求） ・市長調整監の設置、区長が兼務（～R1） ・庁内の政策調整及び合意形成の場である庁議に、区長が出席 ・これまでの区次長の権限を拡充し、部長級の副区長職を創設 ・消防OBの専任職員を各区2名ずつ配置等、防災・危機管理体制の強化 ・自治会活動や防犯灯・防犯カメラ設置の補助事業等を本庁課から区役所へ事務移管
平成24年度	・美原区にて、公募区長のモデル実施（～H26）
平成25年度	・区民ニーズにより一層きめ細かに対応するため、区局間の連携を一層強化し、地域の実情や意見を踏まえた事業を推進する「区局連携事業」を創設
平成26年度	・区域の環境整備に係る事案について、区役所予算を活用し、年度途中でも区長の裁量で事業所管局に対応を依頼できる「区域環境整備事業」を創設 ・区長及び副区長の教育委員会事務局理事、部理事兼務（～R1）
平成27年度	・区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議を行う附属機関として、各区に「区民評議会」を設置（～R3） （「区民まちづくり会議」は廃止） ・学校教育を取り巻く環境の整備を推進し、地域全体で子どもの成長を支え、区域の教育力の向上及び健全育成の充実を図るため、「区教育・健全育成会議」及び「区教育・健全育成相談窓口」を各区に設置 （区教育・健全育成会議はR2.4に廃止）
平成28年度	・区域まちづくり事業 「区民まちづくり基金事業」、「区域環境整備事業」、「区局連携事業」を統合し、財源も区民まちづくり基金に統合することで、区役所がより主体的・総合的に区域のまちづくりを推進することができる「区域まちづくり事業」を実施（区民まちづくり基金はR2.10に廃止）

年 度	内 容
平成30年度	・区域まちづくり事業の拡充 区域まちづくり事業において、道路補修や街路樹の剪定など、より住民に身近な区域の環境整備を実施できるよう区長裁量を拡充 ・区局連携担当の配置（～R1） 区域の環境整備について、区局間の連携を一層強化するため、各区の企画総務課と地域整備事務所に区局連携担当を配置 ・区民評議会事業の拡充 区民評議会での議論を一層深め、市民協働のまちづくりを推進するため、区民評議会と区役所が協議し実施する調査などを支援
平成31年度 (令和元年度)	・教育連携担当の配置（～R3） 北区と美原区をモデル区とし、区役所関係課と連携した学校運営の支援体制を強化するため、教育政策課と北区・美原区の企画総務課に教育連携担当を配置
令和2年度	・各区の特性や課題に応じた機能強化を図るため、チーム設置をモデル的に実施 中区役所：地域活性化担当参事役の設置（～R3） 南区役所：区役所内に「スマート区役所チーム」を設置 スマート区役所・調整担当参事の設置（～R3） 北区役所：企画総務課に「北区 児童・生徒・学校支援チーム」を設置 （愛称：「NEST」） 児童・生徒・学校支援担当総括参事役の設置 （R6～学校連携支援担当総括参事役に名称変更） 美原区役所：企画総務課に「美原地域開発支援チーム」を設置（R2～） ・連携推進担当の配置 局、区役所間の庁内連携の強化による組織横断的な主要施策・事業の推進のため、各区の副区長が部理事（連携推進担当）を兼務 ・マネジメント強化のため、全区役所の保健福祉総合センター長を部長級とした。 ・区教育・健全育成相談窓口の名称を教育相談窓口に変更
令和3年度	・西区にて、公募区長の実施（～R5） ・区の特性に応じた区役所機能の強化 堺区役所：防災機能の強化を目的に、「防災総合推進チーム」を設置 西区役所：西区ブランド発信事業・調整担当参事の設置 南区役所：区特有の課題に対応できるよう、総合調整機能を強化するため、新たに保健福祉総合センター所長を兼務する副区長を配置 企画機能の強化を図るため、「区政企画室」を設置 複合的な課題を有する区民が南区役所内のどの保健福祉窓口にも相談しても必要な支援につながるよう、関係機関が連携しチームとして支援できる仕組「南区保健福祉総合相談体制」を構築し、令和4年2月から運用開始 北区役所：児童、生徒、学校に関する相談支援機能を強化するため、学校連携支援担当課長を設置（～R5） ・区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進めることにより、特色ある区行政の実現を図るため、区民参画と区長の政策立案を支える仕組みとして、区役所で「区政策会議」を開催（令和3年6月～）（「区民評議会」は廃止）

年 度	内 容
令和4年度	- 区の特성에 応じた区役所機能の強化 - 堺区役所：区の実情を踏まえた行政と地域の防災体制の強化に向けた取組を推進するため、「防災推進室」（課相当）を設置 - 中区役所：深井駅周辺の活性化を図り、水賀池公園の機能強化と、民間活力の導入による公園と商業・サービス機能等が一体となった拠点施設の整備などを推進する「深井駅周辺地域活性化推進室」（課相当）を設置 - 西区役所：西区ブランド発信担当参事の設置 - 南区役所：区行政調整担当参事の設置 - 保健福祉総合センターに企画・健康長寿推進担当参事を設置 - 南区内の市立小中学校に在籍する子どもを対象とする事案に特化して、専門的な知識・経験を有する職員及び学校・子ども支援環境コーディネーターとなる校長OBを子育て支援課に配置し、あわせて、南区担当スクールソーシャルワーカー（SSW）（生徒指導課）とも連携し、子ども・家庭・学校を区役所内の組織及び関係機関の資源を総動員して支援・応援する「南区子どもプラットフォーム」を創設（R4.10～） - 区長直行便の創設（R4.9～） - さらに信頼される区役所をめざし、区域に関する提案や意見等を区役所が直接把握し対応する仕組み 「区役所と本庁のあり方基本方針」の策定 - 本庁との連携体制を重視しながら、区役所のあり方を整理し、2023年度～2025年度（3年間）の取組の方向性を定める「区役所と本庁のあり方基本方針」を策定
令和5年度	- 区の特성에 応じた区役所機能の強化 - 堺区役所：重層的支援体制整備事業を実施（R5.4～） - 西区役所：地域の歴史、文化、暮らしや行事など、西区が誇る多様な魅力を区内外に発信する西区ブランド発信事業の一層の推進に向け、企画機能を強化するため、「政策推進室」（課相当）を設置 - 南区役所：区行政調整・戦略総務担当参事の設置 - 北区役所：新金岡地区の計画的かつ円滑な住機能の更新と魅力的な生活環境の整備を総合的にコーディネートするため、「新金岡地区活性化推進室」（課相当）を設置
令和6年度	- 全区の保健福祉総合センターにこども家庭センター機能を位置付け（R6.4～）。母子保健と児童福祉が連携し、児童福祉法に基づき、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を実施する。 - 堺区及び南区で先行実施していた重層的支援体制整備事業を全区で実施。（R6.4～）

(5) 区域まちづくり事業

主体的かつ総合的に、区域の特性に応じた特色ある事業を各区で実施しています。

令和5年度 区域まちづくり事業 一覧

区	事業名	事業概要	事業費 (円)
堺区	1 堺区公式YouTubeチャンネル動画配信事業	堺区マスコットキャラクター「サカエル&みそさかい」の動画をYouTubeに掲載し、堺区のPR及び、主に堺区内の子どもの郷土愛の醸成につなげる。 さらに、区民向け講座や防災訓練、堺区役所各課の手続き等の様子を動画でわかりやすく発信し、行政サービスの利便性向上につなげる。	572,228
	2 堺区まちの魅力・賑わい創出事業	堺区内で活躍するまちづくり実践者や団体の各々の活動を支援し、さらに新たな連携を促進することで、民間主体で持続的に運営できる以下の項目に資する事業等を実施する。 (1) まちの魅力を発信し、“おもてなし”の心を育む事業 (2) まちの回遊性を高め、地域の賑わい創出に資する事業 (3) 子どもの地域愛を深め、まちへの愛着と誇りを育む事業	367,680
	3 堺区自転車スタート推進事業	堺区在住の幼児を対象とした「初めての自転車教室」の実施や自転車用ヘルメットを配付することで、幼少期から安全な自転車の乗り方を身に付け、ヘルメット着用習慣との意識付けを行う。 さらに、堺区内外に「自転車のまち・堺」としてのイメージを発信し、シビックプライドの醸成につなげる。	1,531,992
	4 堺区広報紙題字募集事業	小中学生を対象に、堺区広報紙の題字である「堺」の文字を書いた書道作品を募集することで、子どもたちを中心にその保護者など多世代の区民に、より親しまれる広報紙とすることを目的として実施する。 また、堺区内の会場に一定期間、最優秀作品と優秀作品の展示を行う。	107,072
	5 堺区マスコットキャラクター関係	堺区に親しみをもってもらうため、堺区内外へのPR活動の他、マスコットキャラクターのグッズを作成し、各行事やイベントなどの地域の交流で活用する。 また、キャラクターの着ぐるみの貸し出しを行い、各種イベントに参加して、堺区の「サカエル」「みそさかい」を広く浸透させ、堺区・堺市のPRを実施する。	717,999
	6 堺区ブックスタート事業	乳児とその保護者を対象に、絵本に触れることで子どもに夢をあたえ、また、絵本を読み聞かせることで親子が心を通じ合わせ、その絆を深め、保護者に子育ての喜びを感じてもらうためのきっかけづくりを行う。	392,700
	7 堺区Instagram	若い世代で流行しているSNSを利用して、区民が撮影した堺区内の写真を紹介したり、堺区での取り組みやイベントを発信したりすることで、若い世代の方々に堺区への関心を持ってもらうことを目的とする。	51,630
	8 堺区窓口サービス向上事業	「地域の総合行政サービス拠点」として区役所の窓口機能を強化し、さらなる市民サービスの向上を図る。 また、申請書作成支援機や待ち人数をリアルタイムでHPIに表示する機能など令和3年度までに導入した機器等を継続して運用する。	2,541,933
	9 SCOP（さかいコンダクターおもてなしプロジェクト）	堺区の若手職員を対象にメンバーを募集し、各課1～2名ずつでプロジェクトチームを結成する。より高い接客対応を実現するため、(1)民間企業をしのぐ爽やかな接客態度、(2)区民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる確かな法律理解、(3)プラスMoreのご要望に応えるおもてなし精神の習得のため、これまでの職員研修の枠組みを超え、様々な現場に赴くかたちでの研修を企画・実施する。また、各業務に係る法律理解を深めるため、チーム内勉強会を実施する。研修や勉強会などの取組は、区広報紙やホームページで随時「見える化」を図る。	185,993
	10 堺区子ども応援事業	【子ども体験学習事業】 堺区内の子どもの対象に、堺区が誇る歴史文化や伝統産業、先人の技術に触れ合う取組を実施する。 【子ども活躍の場提供事業】 吹奏楽やダンスなど部活や教室で日々の練習を続けている堺区内の子どもの成果を発表する場を提供する。	1,420,362
	11 堺区おもてなしサポート事業	来訪者に堺区の良さを知ってもらい、安心して堺を楽しんだり、住み続けたいと感じてもらえるよう、堺区の魅力を伝えられる人材を育成し、堺らしいおもてなしの精神で、来訪者に優しい堺区をめざす。	126,067
	12 堺区ふれあいまつり	堺区を中心とした住民相互の交流と連帯を深めるとともに、歴史的、文化的資源に恵まれた都心地域という特性を活かし、住民自らがこのまつりに参画することにより、魅力と活力のある住みよいまちづくりを進めることを目的として開催する。令和5年度は第20回の記念回となる。また、堺区民文化祭は令和4年度をもって廃止し、ふれあいまつりと合同開催することで個々に実施するのに比べ、経費を削減する。	9,800,000
	13 堺区・親と子のふれあい事業「夏のワクワク海験（たいけん）」	海に隣接している堺区は、堺大魚夜市や大浜海水浴場などを見ても、海との関わりが歴史的に深く、伝統のあるまちとして知られている。しかし、近年、堺区民において、堺の海や漁港を身近に感じる人が少なくなり、存在認識も薄れてきているため、歴史がある堺の海という自然を活かし、堺区の「家族のふれあい」をテーマに、区民が安心して子どもを産み育てられる次世代育成支援の観点から、地域性を活用した特色あるまちづくりを推進することを目的として実施する。	2,128,924
	14 堺区安全安心まちづくり推進協議会活動事業	堺警察と連携し事業所や学校園などで性犯罪被害防止等の講演や啓発事業を展開し、女性や子どもが各種犯罪に遭わない土壌を築き、犯罪のない市民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現に寄与する。また、公設防犯カメラの運用を引き続き実施する。	529,200
	15 堺区地域活動等支援事業	堺区における互いに助け合い、支え合う地域社会の構築に資するため、地域活動を通じて地域住民の交流を深め、その連帯感の醸成を図ることを目的として、スポーツ・文化教室・地域活動を支援するアドバイザー派遣事業を実施する。	989,466
	16 ひとり暮らし高齢者等あんしん事業	堺区高齢者関係者会議による「堺区見守りミーティング」を、大学講師等を招いて開催する。また、その報告内容や高齢者への啓発情報を掲載する「はーと通信」を発行する。	89,021
	17 堺区子育てつながるプロジェクト	さかいっこひろば、堺保健センターとの連携を中心に、地域の子育て資源やサービスを子育て家庭と有機的につなげ、子育て家庭が安心して子育てできるように子育て支援の充実を図る。	254,260

区	事業名		事業概要	事業費 (円)
堺 区	18	区域環境整備推進事業	年度途中に発生する道路や公園の補修など、区域の環境整備等にかかる事業について、区役所予算を活用し、区長の裁量により事業所管課に対応を依頼することで、より一層住民ニーズに即した区域の環境整備の推進を図る。	3,929,663
	合計			25,736,190

区	事業名	事業概要	事業費 (円)
中 区	1 中区花いっぱい魅力創造まちづくり事業	地域の多様な団体や人の連携により、美しい花を育て維持管理することで、中区の各地域に花いっぱいのうおいと安らぎのある環境を創り出すとともに、地域の活性と交流を生み出すことをめざす。	144,567
	2 ひろときコンサート事業	区民に親しまれる開かれた区役所づくりをめざすとともに、区民が身近な場所で芸術に触れる機会を提供し、地域文化の振興を図る。	593,714
	3 中区まちなかギャラリー事業	公共施設への落書きを防止し美しいまちなみを創るとともに、区民等の芸術文化に対する関心を高め、地域の活性化に寄与することを目的として、区内の市立中学校美術部の作品を加工したものを中区内の公共施設へ設置する。	328,900
	4 中区区民フェスタ事業	中区の住民や、区域内で働く人々の親睦交流、連帯を深め、健康の大切さや防犯、交通安全等への意識高揚を図り、それによって区民が健康で安全安心に暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする。	9,120,000
	5 中区文化のつどい事業	文化サークルの発表の場を通して、地域コミュニティの活性化を図るとともに、行政と地域が協働して文化芸術を振興することにより、文化に親しみ、文化を大切にする地域社会の実現を目的とし、「演技の部」として、ソフィア・堺ホールにて中区内で活動している参加団体の活動発表を行い、「展示の部」として、ソフィア・堺ギャラリーにて中区内の文化サークルの作品展示を行う。	2,061,001
	6 中堺交通安全推進事業	交通事故をなくすため、中堺警察署管内における自治連合協議会と区役所が協働して交通事故防止啓発活動等を行うことにより、「安全・安心のまちづくり」に資することを目的とする。 1. 中堺交通安全大会等に参加し、特に子どもと高齢者の交通事故防止啓発活動を実施 2. 地域ボランティアと連携し、交通安全啓発活動を実施 ・小学校の登下校時に啓発活動を実施 ・春、秋の交通安全週間にあわせ駅前や交通事故多発地域で啓発活動を実施 ・地域の中で交通事故等の発生が多い場所などについて議論し、危険箇所等の改善などについて考察する。	300,000
	7 中区自主防災訓練支援事業	各校区の自主防災組織が行う自主防災訓練において、訓練時に非常持ち出し品に定められている一部の品目（水・非常食・簡易トイレ等）を活用することにより、訓練内容の充実、非常持ち出し品の重要性に関する啓発を行う。また、各校区の自主防災組織に対し、防災資機材の整備や防災士資格の取得、希望する防災に関する講演への参加等に支援を行う。	2,702,663
	8 中区豊かなこころづくり応援事業	赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを紹介し絵本を配布することで、読み聞かせを通じて親子がこころを通わせ、親子の絆を深めることを目的とする。4か月児健診後に絵本1冊と子育てに役立つ資料をセットにしたブックスタートバックを配布し、ボランティアによる読み聞かせを体験してもらうことによって、保護者が「読み聞かせることの重要性」を乳児の反応から知るとともに、「読み聞かせ方法」を学ぶ。また、図書館員が推薦する絵本も多数展示し、絵本選定の際に参考にしていただく。	695,071
	9 中区防災まちづくり事業	自主防災組織のメンバーを対象とした研修や机上訓練及び女性を対象とした女性リーダー育成のための研修等を実施する。同時に参加者間の地域防災に関する情報交換を行う。また、避難所運営マニュアルや校区防災カルテを作成するための研修等を実施し、各校区ごとの地域防災計画を策定する。	2,231,004
	10 SHSなか学コミュニティ事業	中区政について、若い世代の視点で効果的な啓発方法や事業の検討を行うことにより、区民が住みよい地域社会の実現を目的として、中区内の高等学校（精華高等学校、大阪府立東百舌鳥高等学校、大阪商業大学堺高等学校）の生徒に協力を得て、アンケート等を実施し、効果的な啓発方法や事業の検討を行う。	36,374
	11 中区子育て支援啓発事業	乳幼児全戸訪問事業はじめ保健センターの乳幼児健診や子育て支援事業等で「子育てマップ」を配布し、中区内の子育て支援資源（子育てサークル・サロン等）の情報提供をおこなう。	258,775
	12 孤立しない子育て支援事業 中（なか）よし子育てプラン	子育て家庭を対象に、子育て世代の孤立化防止と地域における子どもの健やかな育ちを目的として以下の事業を実施する。 ・保護者同士、保護者と子育て支援課のつながりの場の提供 ・保護者の子育てに関する悩みの早期発見及び相談支援 ・地域の子育て資源（子育てサークル・サロンなど）に対する支援	171,227
	13 現在からそして未来へ「いのちのつながりがとう」プロジェクト	中区地域計画における「すべての人が安心して楽しみながら子育てができる区」の実現をめざし、次のことに取り組む。 ・中区内の学校や地域と連携し、子どもや子育て中の保護者に「いのちのはじまりについて」「自分自身がかけがえのない存在であることを伝えることで、中区で子育てをしている方やそれに関わる人達の自尊感情を高める。 ・若年出産された保護者や多胎児を持つ保護者が、地域とつながりを持ち子育てに自信を持てるよう子育て支援を強化する。	488,006
	14 中区わんわんパトロール事業	区民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざして、地域住民自らがパトロールグッズを携帯して犬の散歩を行うことで、防犯意識の向上および犯罪の抑止を図る。	0
	15 がん検診受診率向上対策	中区地域計画における「(健)診受診率向上のための体制整備」をめざし、次のことに取り組む。 ・死亡原因の1位である「がん」についての正しい知識を啓発し、がんに対する理解を促すことで、がん検診受診率の向上へとつなげる。	97,150
	16 区民の主体的な健康づくり推進事業	中区地域計画における「健康を支える地域社会の構築」と「区民間交流の促進」をめざし、次のことに取り組む。 ・健康づくりに主体的に取り組む「健康づくり自主活動グループ」の活動支援により、区民の健康意識を高める。 ・子どもに対して好ましい生活習慣を啓発することで、子ども自身の健康意識を高めるとともに、保護者への波及効果もねらう。 ・健康づくりを自己管理できる機会を設ける。	281,382
	17 防災に関する情報発信事業	中区地域計画における「地域防災力の向上」をめざし、次のことに取り組む。 ・災害時、子どものいのちを守るために、子育て世代が備えるべき物品、知っておいてほしい知識、家族や地域で取り組んでほしい内容、感染症の予防などを市民に周知し、防災への意識を高める。	272,176

区	事業名		事業概要	事業費 (円)
中 区	18	乳幼児のむし歯ゼロ作戦	中区地域計画における「健康増進習慣の確立」「歯と口の健康教育の推進」をめざし、次のことに取り組む。 ・中区はむし歯を持つ乳幼児が多い区である（3歳児健康診査のデータより）。2歳頃は乳臼歯（奥歯）が生え始める大事な時期であり、このタイミングに歯科保健指導を行うことで、乳幼児のむし歯を減少させる。	227,827
	19	中区魅力発信事業	中区の伝統産業である注染・和晒や区内の施設といった区の魅力を、区内外へ発信することで、区民の地域への愛着を深めてもらい、区の活性化につなげる。	299,988
	20	中区我が家の安心マップ作成事業	令和3年3月に作成し中区民に提供してきた区全域の地図を最新の内容に改訂する。改訂したものを区民に提供することで、生活利便性の向上と区民の安全安心な生活に寄与する。	792,000
	21	中区地域活動団体マッチング事業	中区に所在する地域活動団体（自治会等地縁団体・NPO団体・ボランティア団体等）における地域SNS「ピアッザ」での活動に関する情報発信を促進させることで、地域活動団体の人員・担い手不足等の解決につなげ、地域コミュニティの活性化を図る。	478,170
	22	中区青色防犯パトロール活動拡充事業	区民の防犯意識への訴求や体感治安の向上を図るため、新たに学生ボランティアと連携することにより、地域で行う青色防犯パトロール活動へ人的支援を実施する。	5,640
	23	区域環境整備事業	年度途中に発生する区域の環境整備等にかかる事業について、区長の裁量により事業所管課に対応を依頼し事業実施することで、より一層住民ニーズに即した、きめ細かなまちづくりを推進することを目的とする。	5,685,970
	24	生態系保全啓発事業	中区の豊かな自然環境が保有する生態系について周知を行い、その保全に向けての機運を醸成するため、大阪公立大学教授の協力の下、中区在住の子どもとその保護者を対象とした生態系保全啓発イベントを開催する。	30,273
	合計			27,301,878

区	事業名		事業概要	事業費 (円)
東 区	1	東区民まつり	校区模擬店の出店や各種団体のブース、防災イベントを始めとした多彩なアクティビティを提供し、子どもから高齢の方まで幅広い区民の皆さんが楽しめる催しを開催する。	7,020,494
	2	ひがしふれあい文化祭	区民が制作した絵画、書、工芸品や写真等の展示を行う「作品展」及び区内の小学生が制作した絵画の展示を行う「小学生絵画展」を開催する。また、地元高校の吹奏楽部・ダンス部によるステージや、参加型の演奏会等を実施し、区民が文化・芸術に触れる機会を創出する。	1,537,426
	3	地域スポーツ活動推進事業	各校区や校区合同のスポーツ振興事業を支援し、区民が気軽にスポーツに参加できる環境整備とスポーツ技能・知識の向上を図り、ひいては区民の交流促進と健康づくりの一助とする。	400,000
	4	東区防災活動促進事業	校区防災訓練・防災啓発・災害対策活動に必要な物品等の支給や、防災士等資格取得の支援を東区自主防災会を通じて実施し、東区全域における防災活動の検討など、各校区共通または東区全域一体的防災活動を促進する。	5,166,146
	5	東区安全安心まちづくり推進事業	区内の公共施設等に設置した防犯カメラの維持管理を行う。	235,175
	6	東区役所健康ふれあいひろば活用事業	区役所健康ふれあいひろば等を活用したイベントを実施することにより、来庁者や区民の交流の場を提供し、区役所及び萩原天神駅前のにぎわい創出を図る。	741,755
	7	東区赤ちゃんの笑顔づくり応援事業	赤ちゃんと保護者を対象に図書館職員やボランティアによる絵本の読み聞かせを行うとともに、新しい絵本を提供し、親子が心を通わせ、絆を深める機会の創出を図る。	701,162
	8	チャレンジアート事業	文化活動を通じて親子のふれあいを深めるとともに、地域の芸術家の皆さんとの交流を通じ、普段体験することができない作品作りに挑戦し、芸術活動に対する関心を高める。	525,048
	9	東区グリーンカーテン普及事業	グリーンカーテンの普及促進を通じて、区民の環境問題への関心を高め、「環境にやさしいまちづくり」を推進することをめざす。	48,980
	10	歴史・文化の発掘・発信 郷土愛醸成事業	東区域の町名の由来や寺社仏閣、伊勢道、西高野街道、文化村など歴史・文化的資源を調査し、区域の魅力を発信することにより区民の東区に対する愛着や誇りを醸成する。	933,536
	11	区域情報発信事業	行政情報や地域の見どころ等さまざまな区域情報を、各種広報媒体を用いて発信し、区民等の利便性及び東区の魅力の向上を図る。	904,884
	12	高齢者防災力向上事業	消防局が実施する高齢者防火訪問の際に、東区の防災情報や平常時の災害への備え等を伝える。	94,190
	13	ひがし・ママババースタート応援事業	東区在住の0から2歳児とその保護者を対象に、ベビーダンス等の講座と育児情報交換会の実施や、東区子育て応援MAP等による子育て応援情報を発信することにより、子育ての孤立防止や育児不安の解消を図る。	691,331
	14	防災ブック作成事業	子育て中の世帯を対象に、災害に備えるきっかけとして防災に関するブックを作成し、それを基にした講習会を実施。	187,980
	15	区域環境整備事業	区域の環境整備等にかかる事業について、事業所管課に対応を依頼し事業実施することで、より一層住民ニーズに即した、きめ細かなまちづくりを推進することを目的とする。	2,266,646
合計				21,454,753

区	事業名		事業概要	事業費 (円)
西 区	1	西区ふれあいまつり	西区民が相互の心のふれあいと連帯感を持ち、良好な地域社会づくりに寄与する意識を高めることを目的に、西区14校区による模擬店やこどもコーナーなどの様々な催しを行う。	4,500,000
	2	〈にぎわい・文化のまちづくり事業〉 西区歴史ウォークラリー	地域の歴史文化・史跡を通じた郷土意識の醸成と、地域の魅力の再発見を目的に、西区の史跡等の解説を交えたウォークラリーを実施する。	50,986
	3	〈にぎわい・文化のまちづくり事業〉 西区写真展	わがまちの特性の再発見並びに区意識の高揚を図ることを目的に、大好きな西区の魅力が表現されている写真を募集・展示する。	309,685
	4	〈にぎわい・文化のまちづくり事業〉 西区こどもチャレンジフェスタ	新たな発見をし、学ぶ楽しさを味わってもらうことを目的に、複数の体験講座を開講する。講座は主に小学校低学年～中学年の子どものための保護者を対象とし、工作や体験などの内容とする。	172,173
	5	〈にぎわい・文化のまちづくり事業〉 西区中学校合同演奏会	西区市内立中学校吹奏楽部が一堂に会し、日頃の練習の成果を発表する機会として、演奏会を開催する。また、地域の方々にも参加を呼びかけ、演奏を楽しんでもらう。	1,302,930
	6	〈安全安心のまちづくり事業〉 西区自主防災活動支援事業	西区内14校区の自主防災組織の会員を中心に、西区民を対象として安全安心のまちづくりの実現をめざす講演会を実施するなど、自主防災活動の支援を行う。	3,176,130
	7	〈安全安心のまちづくり事業〉 西区交通安全推進事業	安全安心のまちづくりに資することを目的とし、交通事故防止啓発活動や交通安全啓発活動を行う。	542,088
	8	〈親しまれ頼りになる区役所事業〉 西区美しいまちづくり事業	美化清掃活動を通じて、ポイ捨ての防止など、子どもへのマナー教育を行うとともに、美しいまちづくりへの関心を高めてもらう。	486,750
	9	〈にぎわい・文化のまちづくり事業〉 西区のまつりを活かしたコミュニティの活性化事業	西区の伝統行事であるだんじり等を活用し、地域コミュニティの発展と西区における歴史文化の継承・発展を目的として、パレードを実施する。その際、市内や近隣の大学等に在学している留学生を招待して国際交流を図る。	3,147,714
	10	〈福祉と健康に篤いまちづくり事業〉 西区わくわく玉手箱・ディスコン大会事業	地域で活躍する各種ボランティア団体への支援や、高齢者や子ども達との交流機会、運動の機会の創出により、区民が人との出会いや仲間作りを通じて、楽しく健康的な地域生活を送ることが出来るようにする。	2,815,306
	11	〈福祉と健康に篤いまちづくり事業〉 西区花と緑の健康回廊ウォーキング大会事業	区民の健康増進、地域の交流機会の促進を目的に、地域の方々が策定したウォーキングコースを活用し、地域住民と区役所が協働する実行委員会でウォーキング大会を実施する。	119,403
	12	〈親しまれ頼りになる区役所事業〉 親子のふれあい はじめての絵本事業	読み聞かせの効用と大切さを乳児の保護者に理解してもらい、絵本を介して親子の愛情や絆を深めてもらうため、乳児と保護者に絵本の配布と読み聞かせを行う。	768,405
	13	〈親しまれ頼りになる区役所事業〉 西区まちづくり広報事業	西区の地域住民に地元愛をもってもらうことをはじめ、区外の方にも西区の魅力を知ってもらうため、西区マスコットキャラクター「ニッシーちゃん」や情報媒体等を用いて、区内外に西区の魅力を発信する。	1,942,986
	14	〈親しまれ頼りになる区役所事業〉 西区ブランド発信事業	令和5年度の浜寺公園設立150年を契機に公園とともに歩んできた西区の150年（区内各地域の祭りや歴史文化、くらし・行事など）の魅力を青少年・子育て層をターゲットにイベント化・情報化し発信する。	3,367,550
	15	〈親しまれ頼りになる区役所事業〉 妊娠期から産後のママ支援事業「プレママ・パパ＆フレッシュママ・パパサロン」	35歳以上の妊産婦を対象に交流の場を設け、妊娠期や産後の心身の変化についての話や子育て支援情報の提供、イベントや講座参加を通じたママ友作りの支援により、産後の孤立化や産後うつを予防し、安心して子育てができる環境を整える。	107,418
	16	〈親しまれ頼りになる区役所事業〉 子育て支援イベント事業	西区の公園や体育館にて子育て支援イベントを実施し、区役所や地域の子育てサロンへ出向けない親子に対しても、西区や堺市内で実施している子育て支援事業の情報を提供しPRすることにより、育児の孤立化の予防につなげる。 また、子育て家庭が子育て支援の利用に関する情報を獲得し、子育て支援サービスの利用を促進するべく、コーディネーター講座イベントを開催する。	119,223
	17	〈親しまれ頼りになる区役所事業〉 広げよう子育ての輪 子育て情報発信事業	西区の子育て情報を掲載したマップ形式のわかりやすいパンフレットを作成し、西区への転居者や、交流の場を探している区民へ提供することにより、地域ぐるみの子育てを活性化させる。	199,100

区	事業名		事業概要	事業費 (円)
西 区	18	〈親しまれ頼りになる区役所事業〉 西区地域防犯対策推進事業	区役所及び西堺警察署との連携・協力のもと、西区における犯罪を防止し、地域の安全を確保する市民運動を展開することにより、区民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与する。	501,258
	合計			23,629,105

区	事業名		事業概要	事業費 (円)
南 区	1	みなみ・みどりのわくわく教室	農作物の種まきや収穫の体験、生育過程や生き物の観察、食育講座などを組み合わせた自然体験の総合プログラムを、認定こども園・幼稚園等、農家、大学、区役所の4者共創により、園の環境に応じた多様な形態で提供し、南区の地域資源である「みどり」への愛着を育む。	160,000
	2	南区魅力発信事業	堺市南区基本計画の最終目標（KGI）である「南区人口の社会増」「南区合計特殊出生率の増加」「南区内3駅乗降者数の維持」達成に向け、南区ブランドである「みどりとともにかなえる豊かなくらし」をはじめとした南区のあらゆる魅力を効果的に発信し、目標達成につなげる。	1,671,801
	3	ハッピー・ファーストブック	絵本で親子の絆を深めてもらい、絵本を通じてゆっくり心ふれあうきっかけを作る。南保健センターで行われる4か月検診時に南図書館で選定した絵本を配付し、絵本の読み聞かせを行う。また読み聞かせのアドバイスも行う。	752,521
	4	大学連携・交流事業	区内大学等との交流・連携に取り組み、「文化と教育の都市」をめざす。また、区内教育機関との連携の推進を図り、南区における教育ブランドの確立につなげる。	118,625
	5	南区スポーツ推進実行委員会事業	堺市南区基本計画に掲げる「自然とふれあい、人と人とのつながりを大切にす都市（まち）」の実現に向け、スポーツを通して、人と人とのふれあいや地域間の交流を深めることにより、区民の相互理解・交流を図る。	1,902,989
	6	南区クリーンキャンペーン	南区の主要3駅（泉ヶ丘、梅・美木多、光明池）の駅周辺及び泉北2号線・泉北環状線沿線において、一斉に美化運動を展開することで、区民の美化意識を高めるとともに、区民の一体感と地元への愛着、ふるさと意識の醸成につなげる。	142,560
	7	みなみ花咲くまちづくり推進事業	南区の魅力である豊かな自然と人のつながりを活かし、花の植栽等の事業に取り組むことにより、南区を花で彩り、色彩豊かな美しいまちなみを創ることを目的とする。各校区でコミュニティガーデンを設置している。	1,924,692
	8	南区ふれあいまつり	南区に住む人々や働く人々が南区ふれあいまつりを通じて、コミュニティの輪を広げ、地域の歴史や伝統を再発見し、わがまちを愛する心を育み、地域社会の発展に寄与することを目的としている。西原公園グラウンドでは校区模擬店ほか協力団体の出展や野外ステージ、区役所では健康広場ほか展示を実施する。	5,477,000
	9	南区防災・防犯活動支援事業	近年多発する自然災害に備えて、地域における防災力強化に向けた取組を行うことにより、地域防災力向上を図る。また、南区役所と南堺警察が協力し、パトロール活動等を実施し、街頭犯罪発生件数の減少に努める。	3,405,697
	10	みなみかぜ交流広場事業	区民の障がい者理解を促進することを目的として、南区内の作業所と連携し、障がい者の暮らしがわかるパネル展示や授産品の販売等を実施する。	284,900
	11	南区保健福祉連携推進事業	区民が抱える福祉的課題が多様化・複雑化する中で、複合的な課題を抱える者を支援する包括的な相談支援体制の構築を図るため、社会福祉法に基づく重層的支援体制の運用を開始する。また、必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の開催等の対応も行う。	2,640
	12	南区子どもウェルビーイングシステム事業	子どもの権利擁護及び児童虐待未然予防対策に資する各種施策を総合的に推進し、あわせて教育・福祉・地域が一体となって南区における子どもと家庭への切れ目ない包括的支援に取り組む。	2,779,155
	13	みなみ健活推進事業 ～みんなでひろげる健康活動の輪～	企業、市民協働、他課との連携を充実させ、特に予防啓発の機会が希薄で健康に意識の低い無関心層や少しのきっかけがあれば受診につながる層へのアプローチの機会を作る。また、個別アプローチすることで生活習慣・健康意識の改善を図り、区民の健康レベル向上、健康寿命の延伸につなげる。	1,154,795
	14	子育て世代等外国人支援事業	子育て世代等の外国人に対し、コミュニケーションを円滑にし、情報の提供や支援の質を高めるため多言語のテレビ通訳システムを活用する。外国人乳幼児のう蝕率低下に向けた取り組みを実施する。	382,474
	15	南区域環境整備事業	年度途中に発生する道路や公園の補修など、南区域の環境整備等にかかる事業について、区役所予算を活用し、区長の裁量により事業所管課に対応を依頼することで、より一層住民ニーズに即した区域の環境整備の推進を図る。	10,293,372
合計				30,453,221

区	事業名		事業概要	事業費 (円)
北 区	1	北区交流まつり事業	北区に住み・働く人々が集い、相互に連帯感を強め、まちづくり意識の高揚を図り、地域社会の発展に寄与することを目的に交流まつりを開催する。 北区15校区の模擬店出店・歌や踊りのステージ・子どもコーナー・各種団体出展コーナーの展示などを行う。	6,513,062
	2	ブックスタート事業「はじめての絵本」	4ヶ月健診時に絵本を配布するほか、北保健センターでの事業の機会を活用して図書館のボランティアによる絵本の読み聞かせを実施することで、絵本の読み聞かせのきっかけづくりを促進する。	1,246,200
	3	北区子育てフェスタ	主に区域の子どもや子育て世帯を対象に、区の子育て支援施策・制度を広く周知するとともに、就学前児童や小学生のいる世帯が孤立することなく子育てができるよう、地域で活動している各種団体やみんなの子育てひろば等との多様な交流を促進する。	1,223,437
	4	ようきた（北）ね！子育て三ツ星プラン	「子どもが輝く・保護者が輝く・地域が輝く」三つの輝く星をイメージし、子育てしやすい北区をつくるための各種事業を展開する。	1,526,388
	5	頑張らなくていい！ちょっとしんどい子育て、ババママ応援プラン	地域での子育てが負担と感じる要因が多くなる中、「多胎妊娠・育児」や「乳児後期の保護者」への支援を目的とした事業を実施する。	283,575
	6	北区地域子どもの居場所づくり支援事業	地域における子どもたちが放課後等に、自主学習や遊び体験などを通じて、気軽に安心して過ごせる居場所をつくる事業に要する経費を支援することにより、地域で子どもたちが健やかに育つ環境を整備することを目的として、補助金を交付する。	434,258
	7	美ボディ講座（子育て世代の運動習慣）事業	子育て中の母親を含む20～40歳代の女性を対象に、運動やスポーツの楽しさの講義、自宅でも手軽にできるストレッチ等の教室を実施する。保育士・助産師等による託児ブースを設置し、参加を促進するとともに、子どもたちへの健康教育も実施する。	105,940
	8	北区安全安心のまちづくり事業	地域や警察等関係機関と連携しながら、犯罪や交通事故の発生を抑止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。	262,190
	9	北区自主防災推進事業	「自助」「共助」及び地域活動に参加することの重要性について認識を深めるとともに、自主防災組織の支援や備蓄資機材の充実を図り、防災意識の高揚に努める。	4,974,608
	10	北区区民活動支援コーナー等運営事業	幅広い分野の区民活動の支援並びに区民活動に関する情報収集及び発信等を通じて、北区における区民活動を活性化させるとともに、活動の場の提供による区民の生きがいづくりに資する。 また、北区在住・在学の中学・高校生に対し、学習の場を提供することにより、自主学習の推進を図る。	9,839,461
	11	魅力発掘・発信・創出事業	区民や北区にかかわりのある方(関係人口)を中心に、北区への愛着を更に深めてもらえるよう、Instagramやピアッザなどの既存のSNSを活用し魅力を発掘・発信・創出する。 また、北区を知らない転入して間もない方や区外の方に向けても、北区のブランドイメージを高めてもらえるよう、北区の魅力を発信することで、「すべての人が住みたくなる街、ずっと永く住み続けたい街」北区の実現をめざす。	1,200,715
	12	北区窓口サービス向上事業	組織目標及び業務の目的を振り返り、職員の意識改革を行い、適切な市民対応につなげる。また、市民に寄り添い、市民のニーズを適切に把握することで、市民満足度の向上をめざす。	187,580
	13	北区"は"っぴーすまいるプロジェクト	子どもに人気の高い「はみがきうさぎ」を活用し、親世代や祖父母世代を含めた全世代に向けた歯と口の健康に関する啓発を実施することで、区民の健康の取組を促進する。また、絵画の募集など区民参加型の健康啓発として実施することで、北区みんなのまちづくりビジョンに掲げる「たのしいでつながる街・北区」の具現化をめざす。	330,000
合計				28,127,414

区	事業名		事業概要	事業費 (円)
美原区	1	美原区の"みんな"で魅力発信推進事業	○美原区の魅力発信 区民をはじめ、美原区を訪れた人や美原区で働く人、学ぶ人など関係する人々が区の魅力をSNS等を活用し区の内外に発信する環境を整える。 ○美原区まち歩きマップの作成及び美原都市拠点を中心とした観光ルートの発信【拡充】 まち歩き魅力発見マップを多くの方に利用してもらうよう、デジタルコンテンツを活用し、ICT時代に即した環境を整える。また、区内の観光資源を調査して区政策会議構成員とその関係者により作成した美原都市拠点を中心とした観光ルートを発信し、美原区を訪れた人々に魅力を伝える。 ○美原区古代米プロジェクト 「美原の古代米」を活用した農業体験イベント・特産品開発などに取り組み、区の特色である「農業」と「歴史」をPRする。 ○美原区ガイドマップの作成・配布 ○大型商業施設の行政連携コーナーでの情報発信【新規】 公民連携により、SNSで投稿のあった地域の情報をパネル等で展示し、あらゆる世代に美原区の魅力を共有する。	961,937
	2	美原区ブックスタート事業	美原保健センターで行われる4か月児健診時（毎月1回）に絵本を贈呈し、保護者と赤ちゃんに絵本の読み聞かせを実施する。また、保護者へ絵本の読み聞かせの方法や効用等を説明し、普及を図る。	269,528
	3	美原区家庭学習推進事業	区内小中学校の児童生徒に学校を通じて自主学習用ノートを配布する。各学校はそのノートを使った家庭学習の指導に加えて、ノートの校内掲示などの取組を進めることで区内小中学校における家庭学習習慣の定着を図る。	1,013,020
	4	美原区読書習慣形成事業	市民等から寄贈された本を使って、子どもが多くの本に触れることができる機会を作る「美原まちなか文庫」を運営する。	45,514
	5	第19回（2023年）みはら区民まつり	ステージでの催し、イベント、模擬店、各種啓発等を区民協働で企画・運営する。	5,031,000
	6	第28回（令和5年度）みはら芸術展	公募による芸術作品の展覧会「第28回（令和5年度）みはら芸術展」を開催する。	1,158,516
	7	自主防災活動推進事業	美原区域の自主防災組織に対して、防災力強化のために必要な活動支援を行い組織の充実を図る。 美原区の地域防災力の向上のために、災害時における避難のあり方及び避難所の整備について検討する。	1,453,000
	8	地域による避難所運営検討支援事業	地域住民と協働して、校区単位での指定避難所の運営や、防災上の課題などに関するワークショップや訓練等を行うことにより、校区の実情に応じた避難所運営マニュアルや防災カルテの作成または見直しを行い、地区防災計画の作成につながる支援を行う。	988,900
	9	美原区子育てキラキラプロジェクト事業	○子育て支援ピアサポート事業 0歳の赤ちゃんとその保護者対象の「赤ちゃんあつまれ!!」、未就学児をもつおむね35歳以上の保護者とその子ども対象の「大人ママあつまれ!!」を行う。 ○親子で楽しむ趣味C l u b 子育てのストレス軽減や悩みの相談ができるような環境を整えることを目的として、子育て中の保護者の趣味等に焦点を当てた趣味C l u bを実施する。 ○子育て応援MAP・美原区公園MAP作成事業 地域の子育て資源や子育て支援情報を掲載した「子育て応援MAP」、子育て中の保護者との協働により区内の公園情報等を掲載した「美原区公園MAP」を作成・配布する。 ○専門職による子育て相談事業「くもり のち 晴れ」 子育て相談の入り口を広げるため、来所・電話による子育て相談に加え、オンラインでも相談できる日を設ける。 ○産官学連携事業【新規】 区内にある大型商業施設と連携し、子育てに関する情報発信・啓発等を行う。また、近隣地域にある大学と連携し、子どもの活動の場の提供とその活動に関わる学生・保護者・支援者それぞれのスキルアップが図れるような取組を行う。	560,667
	10	美原いきいきかみかみ百歳体操推進事業	○令和5年度も「いきいきかみかみ百歳体操（以下、百歳体操とする。）体験講座」を関係機関とともに美原センターや地域会館等で開催し、フレイル予防の重要性啓発と百歳体操の正確で効果的な動きを指導するとともに、継続できる集いの場の育成・支援を行う。 ○地域等の多様な機会での導入を想定し、今後継続した体操を実践するため、基本のDVDを活動場面に応じてより活用しやすいよう複数のバージョンへ編集・作成を行う。また、集いの場で取り組み参加者が百歳体操に使うおもりを用意できるまで一定期間の貸し出しを行う。 ○広く百歳体操を周知するとともに、受講者等が自宅でも動画を見ながら体操ができるよう、市ホームページ等に百歳体操のDVDの動画をアップし活用を促す。	1,270,083
	11	区域環境整備事業	年度途中に発生する道路や公園の整備など、区域の環境整備等にかかる事業について、区役所予算を活用し、区長の裁量により事業所管課に対応を依頼することで、より一層住民ニーズに即した区域の環境整備の推進を図る。	1,050,500
	合計			13,802,665
総事業数	114事業		全区事業費合計	170,505,226

3 区政関係諸規程

○堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌事務を定める条例

平成17年12月22日

条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき、区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌事務に関し必要な事項を定める。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて、次の区を設ける。

堺区

中区

東区

西区

南区

北区

美原区

2 前項の区の区域は、次のとおりとする。

区名	区域
堺区	遠里小野町各丁、砂道町各丁、高須町各丁、北清水町各丁、南清水町各丁、錦綾町各丁、北庄町各丁、南庄町各丁、香ヶ丘町各丁、今池町各丁、浅香山町各丁、北向陽町各丁、中向陽町各丁、南向陽町各丁、北花田口町各丁、南花田口町各丁、北瓦町各丁、中瓦町各丁、南瓦町、北田出井町各丁、中田出井町各丁、南田出井町各丁、田出井町、東雲西町各丁、北三国ヶ丘町各丁、中三国ヶ丘町各丁、南三国ヶ丘町各丁、七道東町、七道西町、並松町、北旅籠町東各丁、北旅籠町西各丁、桜之町東各丁、桜之町西各丁、綾之町東各丁、綾之町西各丁、錦之町東各丁、錦之町西各丁、柳之町東各丁、柳之町西各丁、九間町東各丁、九間町西各丁、神明町東各丁、神明町西各丁、宿屋町東各丁、宿屋町西各丁、材木町東各

	丁、材木町西各丁、車之町東各丁、車之町西各丁、櫛屋町東各丁、櫛屋町西1丁、戎之町東各丁、戎之町西各丁、熊野町東各丁、熊野町西各丁、市之町東各丁、市之町西各丁、甲斐町東各丁、甲斐町西各丁、大町東各丁、大町西各丁、宿院町東各丁、宿院町西各丁、中之町東各丁、中之町西各丁、寺地町東各丁、寺地町西各丁、少林寺町東各丁、少林寺町西各丁、新在家町東各丁、新在家町西各丁、南旅籠町東各丁、南旅籠町西各丁、南半町東各丁、南半町西各丁、戎島町各丁、北波止町、栄橋町各丁、竜神橋町各丁、住吉橋町各丁、大浜北町各丁、大浜中町各丁、大浜南町各丁、大浜西町、神南辺町各丁、海山町各丁、山本町各丁、三宝町各丁、鉄砲町、南島町各丁、松屋町各丁、松屋大和川通各丁、緑町各丁、大仙町、大仙中町、大仙西町各丁、榎元町各丁、向陵東町各丁、向陵中町各丁、向陵西町各丁、北安井町、中安井町各丁、南安井町各丁、翁橋町各丁、新町、三国ヶ丘御幸通、東湊町各丁、西湊町各丁、御陵通、神保通、旭通、京町通、文珠橋通、八千代通、幸通、一条通、二条通、三条通、四条通、五条通、六条通、七条通、陵西通、中永山園、東永山園、西永山園、北丸保園、南丸保園、賑町各丁、協和町各丁、高砂町各丁、老松町各丁、昭和通各丁、菅原通各丁、春日通各丁、八幡通各丁、楠町各丁、柏木町各丁、神石市之町、石津町各丁、石津北町、百舌鳥夕雲町各丁、東上野芝町1丁、旭ヶ丘北町各丁、旭ヶ丘中町各丁、旭ヶ丘南町各丁、緑ヶ丘北町各丁、緑ヶ丘中町各丁、緑ヶ丘南町各丁、南陵町各丁、霞ヶ丘町各丁、出島町各丁、出島海岸通各丁、出島浜通、出島西町、塩浜町、築港南町、築港八幡町、永代町各丁、五月町、北半町東、北半町西、匠町
中区	学園町、毛穴町、八田寺町（40—1～3を除く。）、堀上町、八田北町、八田南之町、八田西町各丁、深井北町、深井中町、深井東町、深井清水町、深井水池町、深井沢町、深井畑山町、土塔町、土師町各丁、大野芝町、新家町、檜葉、小阪、東八田、平井、伏尾、東山、陶器北、見野山、上之、福田、田園、辻之、深阪、深阪各丁、宮園町、小阪西町、高蔵寺
東区	菩提町各丁、野尻町、石原町各丁、八下町各丁、引野町各丁、日置荘西町各丁、日置荘北町、日置荘北町各丁、日置荘原寺町、日置荘田中町、

	北野田、南野田、高松、丈六、西野、関茶屋、中茶屋、草尾、大美野、白鷺町各丁
西区	石津ヶ丘、北条町各丁、浜寺船尾町東各丁、浜寺船尾町西各丁、浜寺諏訪森町東各丁、浜寺諏訪森町中各丁、浜寺諏訪森町西各丁、浜寺石津町東各丁、浜寺石津町中各丁、浜寺石津町西各丁、浜寺南町各丁、浜寺元町各丁、浜寺昭和町各丁、浜寺公園町各丁、石津西町、築港新町各丁、築港浜寺町、築港浜寺西町、鳳北町各丁、鳳南町各丁、鳳東町各丁、鳳西町各丁、鳳中町各丁、平岡町、堀上緑町各丁、八田寺町（４０—１～３）、津久野町各丁、下田町、神野町各丁、鶴田町、上野芝町各丁、上野芝向ヶ丘町各丁、宮下町、家原寺町各丁、上、太平寺（南区の区域を除く。）、草部、小代（２９２—１）、原田、菱木各丁、山田各丁
南区	片蔵、豊田、泉田中、梅、富蔵、釜室、畑、逆瀬川、鉢ヶ峯寺、大庭寺、小代（２９２—１を除く。）、太平寺（５０８—５、６９６—２～５、７２４—１・３、７２５—１、７２６—１、７２７、７２８、７２８—１、７２９、７３０、７３１、７３２、７３３—１・２、７３５、７８６—３）、稲葉各丁、高尾各丁、三木閉、野々井、美木多上、檜尾、大森、別所、宮山台各丁、竹城台各丁、若松台各丁、茶山台各丁、三原台各丁、高倉台各丁、晴美台各丁、槇塚台各丁、和田、岩室、土佐屋台、深阪南、和田東、桃山台各丁、原山台各丁、庭代台各丁、御池台各丁、赤坂台各丁、鴨谷台各丁、城山台各丁、新檜尾台各丁
北区	中百舌鳥町各丁、百舌鳥梅北町各丁、百舌鳥梅町各丁、百舌鳥本町各丁、東上野芝町２丁、百舌鳥陵南町各丁、百舌鳥赤畑町各丁、百舌鳥西之町各丁、金岡町、長曾根町、黒土町、大豆塚町各丁、新堀町各丁、船堂町各丁、北花田町各丁、奥本町各丁、常磐町各丁、東浅香山町各丁、宮本町、北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、蔵前町各丁、野遠町、中村町、南花田町、八下北、新金岡町各丁、東雲東町各丁、東三国ヶ丘町各丁
美原区	阿弥、石原、今井、大饗、北余部、北余部西各丁目、黒山、小寺、小平尾、さつき野西各丁目、さつき野東各丁目、真福寺、菅生、青南台各丁目、太井、大保、多治井、丹上、丹南、平尾、菩提、南余部、南余部西各丁目、木材通各丁目

(区の事務所の名称、位置及び所管区域)

第3条 前条第1項の区に置く事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
堺市堺区役所	堺市堺区南瓦町3番1号	堺区の区域
堺市中区役所	堺市中区深井沢町2470番地7	中区の区域
堺市東区役所	堺市東区日置荘原寺町195番地1	東区の区域
堺市西区役所	堺市西区鳳東町6丁600番地	西区の区域
堺市南区役所	堺市南区桃山台1丁1番1号	南区の区域
堺市北区役所	堺市北区新金岡町5丁1番4号	北区の区域
堺市美原区役所	堺市美原区黒山167番地1	美原区の区域

(区の事務所の分掌事務)

第4条 前条に規定する区の事務所が分掌する事務は、所管区域内における次の事項とする。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 区民生活に関する事項
- (3) 社会福祉に関する事項
- (4) 医療保険、介護保険及び国民年金に関する事項
- (5) 保健衛生に関する事項
- (6) 子育て支援に関する事項
- (7) その他区民に身近な行政サービスに関する事項

附 則 略

○堺市事務分掌規則 抜粋

昭和 4 7 年 4 月 1 日

規則第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、市長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するために必要な組織、分掌事務その他事務分担等について必要な事項を定める。

(本庁)

第 2 条 堺市事務分掌条例(昭和 4 7 年条例第 8 号)第 3 条の規定に基づく内部組織は、別表第 1 のとおりとし、当該組織ごとの分掌事務は、おおむね同表に定めるとおりとする。

2 別表第 1 に定める組織のうち、次に掲げるものは、臨時又は特別の事務事業を処理させるための組織とする。

- (1) 脱炭素先行地域推進室
- (2) 子どもの未来応援室
- (3) いじめ不登校対策支援室
- (4) イノベーション投資促進室
- (5) 都市景観室
- (6) 大仙西地区整備室

3 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 1 条第 5 項の規定に基づく会計管理者の補助組織は、別表第 2 のとおりとし、当該組織ごとの分掌事務は、おおむね同表に定めるとおりとする。

4 内部組織の分掌事務において「局の総合調整」、「公室の総合調整」、「管理室の総合調整」又は「推進室の総合調整」とは、おおむね次の各号に掲げる事務とする。ただし、当該各号に掲げる事務の一部を同一の局内(市長公室にあつては公室内を、危機管理室にあつては管理室内を、ICTイノベーション推進室及び泉北ニューデザイン推進室にあつては推進室内をいう。以下この項において同じ。)において別に定めるときは、当該一部の事務を除いたものとする。

- (1) 局内の予算、決算その他財務に関すること。
- (2) 局内職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。
- (3) 局内の組織、員数及び財務についての各部及び関係部局との調整に関すること。
- (4) 局(市長公室にあつては公室を、危機管理室にあつては管理室を、ICTイノベーション推進室及び泉北ニューデザイン推進室にあつては推進室をいう。以下この項において

同じ。)の基本的な政策の立案及び政策企画部との連絡調整に関すること。

- (5) 局内の重要事務事業の進行状況の把握に関すること。
- (6) 局長（市長公室にあつては公室長を、危機管理室にあつては危機管理監を、ICTイノベーション推進室にあつてはICTイノベーション推進監を、泉北ニューデザイン推進室にあつては泉北ニューデザイン推進監をいう。以下この項において同じ。）の指定する事務事業の実施状況の把握に関すること。
- (7) 局の所管事務に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (8) 局長の補佐に係る企画及び調整に関すること。
- (9) 局長に対する資料の提供に関すること。
- (10) 局内の重要文書の審査に関すること。
- (11) 局内の事務及び事業の改善の総括に関すること。
- (12) 局内の広報及び広聴の総括に関すること。
- (13) 局内の危機管理の総括に関すること。
- (14) 局内の課相互間の調整に関すること。

（区役所）

第3条 区役所の組織は、別表第3のとおりとし、当該組織ごとの分掌事務は、おおむね同表に定めるとおりとする。

2 別表第3に定める組織のうち、次に掲げるものは、臨時又は特別の事務事業を処理させるための組織とする。

- (1) 防災推進室
- (2) 深井駅周辺地域活性化推進室
- (3) 政策推進室
- (4) 区政企画室
- (5) 新金岡地区活性化推進室

3 第1項に定めるもののほか、区役所に属する施設その他の事業所（以下この条において「センター」という。）は、必要に応じて次に掲げる事務を分掌する。

- (1) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (2) 諸報告及び統計に関すること。

4 センターの所管は、次のとおりとする。

名称	所管
泉ヶ丘市民センター	南区役所
新金岡市民センター	北区役所
保健福祉総合センター	区役所
保健センター	区役所 保健福祉総合センター

5 別表第3に定める組織のうち、保健福祉総合センターは、こども家庭センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項のこども家庭センターをいう。第8条第3項において同じ。）とする。

（事業所）

第4条 局（市長公室を含む。第7条第1項及び第5項において同じ。）に属する施設その他の事業所（以下「事業所」という。）の名称及び位置は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

名称	位置
堺市東京事務所	東京都千代田区平河町
堺市クリーンセンター	堺市東区石原町1丁
東工場	
浄化ステーション	堺市西区草部
堺市環境事業所	堺市南区赤坂台5丁
堺市動物指導センター	堺市堺区東雲西町1丁
堺市生活衛生センター	堺市南区原山台1丁
堺市一時保護所	堺市堺区東湊町6丁
堺市港湾事務所	堺市西区石津西町
堺市西部地域整備事務所	堺市堺区南田出井町1丁
堺市北部地域整備事務所	堺市北区新金岡町4丁
堺市南部地域整備事務所	堺市南区茶山台1丁
堺市自転車対策事務所	堺市堺区向陵東町1丁
堺市大浜公園事務所	堺市堺区大浜北町4丁
堺市大仙公園事務所	堺市堺区東上野芝町1丁
堺市原池公園事務所	堺市中区八田寺町

堺市泉ヶ丘公園事務所	堺市南区若松台２丁
------------	-----------

２ 事業所の所管は、次のとおりとする。

名称	所管
東京事務所	市長公室
市税事務所	財政局 税務部
消費生活センター	市民人権局 市民生活部
公民館	市民人権局 市民生活部
平和と人権資料館	市民人権局 ダイバーシティ推進部
博物館	文化観光局 歴史遺産活用部
クリーンセンター	環境局 環境事業部
東工場	環境局 環境事業部 クリーンセンター
浄化ステーション	環境局 環境事業部 クリーンセンター
環境事業所	環境局 環境事業部 クリーンセンター
障害者更生相談所	健康福祉局 障害福祉部
斎場	健康福祉局 健康部
こころの健康センター	健康福祉局 健康部
衛生研究所	健康福祉局 健康部
保健所	健康福祉局
動物指導センター	健康福祉局 保健所
生活衛生センター	健康福祉局 保健所
こども園	子ども青少年局 子育て支援部
子ども相談所	子ども青少年局 子ども青少年育成部
一時保護所	子ども青少年局 子ども相談所
港湾事務所	産業振興局 産業戦略部
地域整備事務所	建設局 土木部
自転車対策事務所	建設局 サイクルシティ推進部
公園事務所	建設局 公園緑地部

３ 地域整備事務所の所管区域は、次のとおりとし、公園事務所の所管区域は、告示により

定める。

名称	所管区域
西部地域整備事務所	堺区及び西区の区域
北部地域整備事務所	東区、北区及び美原区の区域
南部地域整備事務所	中区及び南区の区域

4 事業所の組織は、別表第4のとおりとし、当該組織ごとの分掌事務は、おおむね同表に定めるとおりとする。

5 前項に定めるもののほか、事業所は、必要に応じて次に掲げる事務を分掌する。

(1) 事業所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(2) 諸報告及び統計に関すること。

(顧問等)

第5条 市行政に係る特に重要な事項で高度の学識経験その他知識経験を要する専門的事項について意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 市行政に係る特に重要な事項について意見を聴くため参与を、特定の重要事業について意見を聴くため担当参与を置くことができる。

3 建設行政に係る企画及び調整の事務（交通政策監が置かれる場合には、都市交通に係るものを除く。）を掌理させるため、技監を置くことができる。

4 都市交通その他の建設行政に係る企画及び調整の事務（技監が置かれる場合には、都市交通に係るものに限る。）を掌理させるため、交通政策監を置くことができる。

(技監等の職務)

第6条 技監及び交通政策監は、所掌事務を処理するに当たり、関係職員を指揮監督する。

(危機管理監)

第6条の2 危機管理に係る企画及び調整並びに危機事象の発生時における総合調整に係る事務を掌理させるため、危機管理監を置く。

2 危機管理監は、上司の命を受けて、危機管理に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、危機管理室に属する職員を指揮監督するとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、関係局長その他の職員を指揮監督し、及び所要の総合調整を行う。

(ICTイノベーション推進監)

第6条の3 ICTの活用に係る企画及び調整の事務を掌理させるため、ICTイノベーション推進監を置く。

2 ICTイノベーション推進監は、上司の命を受けて、ICTの活用に関する事務を統括し、当

該事務を処理するため、ICTイノベーション推進室に属する職員を指揮監督する。

（泉北ニューデザイン推進監）

第6条の4 泉北ニュータウン地域に係る企画及び調整の事務を掌理させるため、泉北ニューデザイン推進監を置く。

2 泉北ニューデザイン推進監は、上司の命を受けて、泉北ニュータウン地域の計画並びに企画及び調整に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、泉北ニューデザイン推進室に属する職員を指揮監督する。

（内部組織の長等）

第7条 局に局長（市長公室にあつては公室長とする。以下同じ。）を、部に部長を、室に室長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、別表第5に定めるところにより担当局長を、別表第6に定めるところにより担当課長を置く。

3 市民人権局に、ダイバーシティの推進に係る企画及び調整の事務を掌理させるため、ダイバーシティ推進監を置く。

4 区役所に副区長（南区役所にあつては、副区長2人）を、保健福祉総合センター、市民センター、保健センター及び事業所に所長（平和と人権資料館及び博物館にあつては館長と、東工場及び斎場にあつては場長と、こども園にあつては園長とする。）を置く。

5 局及び区役所に理事、部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、主幹、主査又は副主査を置くことができる。

6 市長公室に、市の政策に係る企画及び調整の事務を掌理させるため、政策調整監を置くことができる。

7 部に部理事、副理事、幼保総括参事（子育て支援部に限る。）、参事、総括参事役、参事役、主幹、主査又は副主査を置くことができる。

8 室（危機管理室、ICTイノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室及び会計室に限る。）に室次長（貿易大臣会合協力室に限る。）、次長（会計室に限る。）、部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、主幹、主査又は副主査を置くことができる。

9 保健福祉総合センター、東京事務所、市税事務所、保健所、博物館及び子ども相談所に次長（東京事務所、保健所及び子ども相談所に限る。）、副館長（博物館に限る。）、部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、医長（保健所に限る。）、主幹、主査、副主査又は研究員（博物館に限る。）を置くことができる。

10 課に参事、特別参事役（危機管理課に限る。）、総括参事役、参事役、医長（健康部

内及び保健所内に限る。）、課長補佐、主幹、主査又は副主査を置くことができる。

- 1 1 室（危機管理室、ICTイノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室及び会計室を除く。）に参事、総括参事役、参事役、主幹、主査又は副主査を置くことができる。
- 1 2 市民センター、保健センター及び事業所（東京事務所、市税事務所、保健所、博物館及び子ども相談所を除く。）に所長代理（保健センター及びこころの健康センターにあつては所次長と、衛生研究所にあつては次長と、平和と人権資料館にあつては館長代理と、東工場及び斎場にあつては場長代理と、こども園にあつては副園長とする。）、参事、総括参事役、参事役、医長（保健センター、こころの健康センター及び衛生研究所に限る。）、主幹、総括研究員（衛生研究所に限る。）、主査、主任研究員（衛生研究所に限る。）、主任保育教諭（こども園に限る。）、副主査又は副主任研究員（衛生研究所に限る。）を置くことができる。
- 1 3 前各項に定めるもののほか、その他必要な職員を置くことができる。
- 1 4 別表第1に定める健康医療政策課、健康推進課、精神保健課及び子ども育成課、別表第3に定める保健センター並びに別表第4に定めるこころの健康センターに所属する職員は、辞令を用いることなく別表第4に定める保健所の職員の職を兼ねるものとする。
- 1 5 保健所長に事故があるとき、又は保健所長が欠けたときは、その職務代理者を置くことができる。

（内部組織の長等の職務）

第8条 局長、担当局長、区長、部長、課長、担当課長、室長、所長、館長、場長、主幹（グループのリーダーとして課長が指名する者に限る。）、係長及び主査（グループのリーダーとして課長が指名する者に限る。）は、各々上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 前項に定めるもののほか、区長は、区役所業務の円滑な推進を図るため、常に関係部局との連絡調整に努めなければならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、保健福祉総合センター所長は、こども家庭センター長としてこども家庭センターに係る業務を処理する。
- 4 ダイバーシティ推進監は、上司の命を受けて、ダイバーシティの推進に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、ダイバーシティ推進部に属する職員を指揮監督する。
- 5 副区長は区長を、副館長は館長を、次長は所長（会計室にあつては室長）を、課長補佐は課長を、所長代理は所長を、所次長は所長を、場長代理は場長を、館長代理は館長を、副園長（副園長を置かないこども園にあつては主任保育教諭とする。）は園長をそれぞれ

補佐し、所属職員を指揮監督する。

- 6 政策調整監、理事、部理事、副理事、幼保総括参事、参事、特別参事役、総括参事役、参事役、医長、主幹（第1項に規定する者を除く。）、総括研究員、主任研究員及び主任保育教諭は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。
- 7 主査（第1項に規定する者を除く。）は、係長と連携して係の事務を掌理し、又は上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。
- 8 副主査及び副主任研究員は、上司の命を受けて担当事務を処理し、関係職員があるときは、当該職員を指導する。
- 9 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（事務分担）

第9条 課長その他これに相当する職にある者は、所属職員の事務分担を定め、上司に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

（委員）

第10条 臨時又は特別の事務で市長が必要と認めるときは、特に委員を設けて、審議させ、又は処理させることがある。

（補則）

第11条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 略

別表第1から第2 略

別表第3（第3条関係）

企画総務課（西区役所及び南区役所を除く。）

- (1) 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

総務係

- (1) 区役所の庶務に関すること。
- (2) 区役所の予算、決算その他財務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 区役所の人事に係る調整に関すること。
- (4) 区役所の分掌事務の総合調整に関すること。
- (5) 庁舎（併設施設を含む。）の維持管理に関すること（堺区役所を除く。）。

- (6) 区役所職員の健康管理に関すること（堺区役所を除く。）。
- (7) 所管に係る公用自動車の管理に関すること（堺区役所を除く。）。
- (8) 区役所の事務改善の推進に関すること。
- (9) 区災害対策本部に関すること（堺区役所及び東区役所を除く。）。
- (10) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること（堺区役所及び東区役所を除く。）。
- (11) 美原区役所指定管理者候補者選定委員会に関すること（美原区役所に限る。）。
- (12) 本庁各部局との連絡調整に関すること。
- (13) 所管区域内に設置された本市の他の事業所等との連絡調整に関すること（別に定めのあるものを除く。）。
- (14) さつき野コミュニティセンターの管理運営に係る指導及び監督に関すること（美原区役所に限る。）。
- (15) 市民センターとの連絡調整に関すること（北区役所に限る。）。
- (16) 他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

企画係

- (1) 地域の主要施策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 区の基本的な計画に関すること。
- (3) 区政策会議に関すること。
- (4) 所管区域の整備に係る企画、総合調整及び推進に関すること（都市整備部の所管に属するものを除く。）（美原区役所に限る。）。
- (5) 課の所管に係る公共施設等特別整備基金の管理に関すること（美原区役所に限る。）。
- (6) 区に関連する施策に係る本庁各部局との調整に関すること。
- (7) 調査統計に関すること。
- (8) 広報及び広聴に関すること。
- (9) 市民相談に関すること。
- (10) 教育相談並びに就学相談及びこれに係る就学事務に関すること。
- (11) 就学援助及び奨学金の受付等に関すること。
- (12) 市政情報コーナーに関すること（堺区役所を除く。）。
- (13) 区民活動支援コーナーに関すること（新金岡市民センターの所管に属するものを除く。）（北区役所に限る。）。

(14) 区民プラザに関すること（美原区役所に限る。）。

(15) 人権啓発に関すること。

総務課（西区役所及び南区役所に限る。）

(1) 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

(2) 所管区域内のスマートシティの推進に関すること（南区役所に限り、他の所管に属するものを除く。）。

総務係

(1) 区役所の庶務に関すること。

(2) 区役所の予算、決算その他財務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 区役所の人事に係る調整に関すること。

(4) 区役所の分掌事務の総合調整に関すること。

(5) 庁舎（併設施設を含む。）の維持管理に関すること。

(6) 区役所職員の健康管理に関すること。

(7) 所管に係る公用自動車の管理に関すること。

(8) 区役所の事務改善の推進に関すること。

(9) 区災害対策本部に関すること（西区役所に限る。）。

(10) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること（西区役所に限る。）。

(11) 調査統計に関すること（西区役所に限る。）。

(12) 広聴に関すること（西区役所に限る。）。

(13) 広報及び広聴に関すること（南区役所に限る。）。

(14) 市民相談に関すること。

(15) 教育相談並びに就学相談及びこれに係る就学事務に関すること（西区役所に限る。）。

(16) 就学援助及び奨学金の受付等に関すること（西区役所に限る。）。

(17) 市政情報コーナーに関すること（南区役所に限る。）。

(18) 人権啓発に関すること。

(19) 本庁各部局との連絡調整に関すること（南区役所にあつては、他の所管に属するものを除く。）。

(20) 所管区域内に設置された本市の他の事業所等との連絡調整に関すること（別に定めのあるものを除く。）。

(21) 市民センターとの連絡調整に関すること（南区役所に限る。）。

(22) 他の課の所管に属しないこと。

政策推進室（西区役所に限る。）

(1) 区選挙管理委員会との連携に関すること。

(2) 地域の主要施策に係る企画及び調整に関すること。

(3) 区の基本的な計画に関すること。

(4) 区政策会議に関すること。

(5) 区の政策の推進に関すること。

(6) 区に関連する施策に係る本庁各部局との調整に関すること。

(7) 広報（区広報紙の編集及び発行に係るものを除く。）に関すること。

(8) 市政情報コーナーに関すること。

区政企画室（南区役所に限る。）

(1) 区選挙管理委員会との連携に関すること。

(2) 地域の主要施策に係る企画及び調整に関すること。

(3) 区の基本的な計画に関すること。

(4) 区政策会議に関すること。

(5) 区に関連する施策に係る本庁各部局との調整に関すること。

(6) 調査統計に関すること。

(7) 教育委員会事務局との連携に関すること。

(8) 教育相談並びに就学相談及びこれに係る就学事務に関すること。

(9) 就学援助及び奨学金の受付等に関すること。

(10) スマート区役所の推進に関すること。

(11) 所管区域内のスマートシティに係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。

深井駅周辺地域活性化推進室（中区役所に限る。）

(1) 深井駅周辺地域活性化事業に係る施策の企画及び推進に関すること。

(2) 深井駅周辺地域活性化事業に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。

(3) 水賀池公園活用等事業者等選定委員会に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、深井駅周辺地域活性化事業の推進に関すること。

新金岡地区活性化推進室（北区役所に限る。）

- (1) 新金岡地区活性化推進事業に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 新金岡地区活性化推進事業に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新金岡地区活性化推進事業の推進に関すること。

泉ヶ丘市民センター・新金岡市民センター

- (1) センターの各施設との連絡調整に関すること。
- (2) センターの各施設の使用状況その他情報収集に関すること。
- (3) センターの老人集会所及び障害者集会所の使用許可に関すること。
- (4) 区民活動支援コーナーに係る徴収金の収納に関すること（新金岡市民センターに限る。）。

自治推進課

- (1) 区選挙管理委員会との連携に関すること（南区役所に限る。）。
- (2) 区災害対策本部との連携に関すること（美原区役所に限る。）。

自治安全係（南区役所及び美原区役所に限る。）

- (1) 地域コミュニティの醸成に関すること。
- (2) 自治会活動に対する支援に関すること。
- (3) 地域会館の整備に関すること。
- (4) 認可地縁団体の規約の変更等に係る認可等に関すること。
- (5) 公有財産等の貸付及び管理に関すること。
- (6) 地域団体との連絡調整に関すること。
- (7) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
- (8) 災害救助等の災害対応に関すること（南区役所にあつては地域共創係の所管に属するものを、美原区役所にあつては企画総務課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 区災害対策本部に関すること（南区役所に限る。）。
- (10) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること（南区役所に限る。）。
- (11) 防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発に関すること。
- (12) 自主防災組織の活動に対する支援に関すること。
- (13) 所管区域内の地域の防犯に関すること。
- (14) 有価物集団回収報償金の交付に関すること。

- (15) 日本赤十字社の地区の運営に関すること。
- (16) 献血事業に関すること。
- (17) 地域の環境美化に関すること（南区役所を除く。）。
- (18) 課内の他の係の所管に属しないこと。

地域協働係（美原区役所に限る。）

- (1) 地域活動の振興に関すること。
- (2) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の相談及び支援並びに啓発に関すること。
- (3) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の支援に係る関係機関及び関係部局との調整に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 成人の日の行事に関すること。
- (6) 文化及びスポーツの振興に関すること。

自治協働係（南区役所及び美原区役所を除く。）

- (1) 地域コミュニティの醸成に関すること。
- (2) 自治会活動に対する支援に関すること。
- (3) 地域会館の整備に関すること。
- (4) 認可地縁団体の規約の変更等に係る認可等に関すること。
- (5) 公有財産等の貸付及び管理に関すること。
- (6) 地域団体との連絡調整に関すること。
- (7) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること（堺区役所を除く。）。
- (8) 災害救助等の災害対応に関すること（堺区役所にあつては火災対応に限り、中区役所及び北区役所にあつては企画総務課の所管に属するものを、西区役所にあつては総務課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 区災害対策本部に関すること（東区役所に限る。）。
- (10) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること（東区役所に限る。）。
- (11) 防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発に関すること（堺区役所を除く。）。
- (12) 自主防災組織の活動に対する支援に関すること（堺区役所を除く。）。

- (13) 所管区域内の地域の防犯に関する事。
- (14) 有価物集団回収報償金の交付に関する事。
- (15) 日本赤十字社の地区の運営に関する事。
- (16) 献血事業に関する事。
- (17) 地域活動の振興に関する事。
- (18) 区民プラザに関する事（中区役所に限る。）。
- (19) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の相談及び支援並びに啓発に関する事。
- (20) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の支援に係る関係機関及び関係部局との調整に関する事。
- (21) 青少年の健全育成に関する事。
- (22) 成人の日の行事に関する事。
- (23) 文化及びスポーツの振興に関する事。
- (24) 地域の環境美化に関する事。

地域共創係（南区役所に限る。）

- (1) 地域活動の振興に関する事。
- (2) 区民プラザに関する事。
- (3) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の相談及び支援並びに啓発に関する事。
- (4) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の支援に係る関係機関及び関係部局との調整に関する事。
- (5) 泉北ニュータウンの地域の活性化に係る企画及び調整に関する事（泉北ニューデザイン推進室の所管に属するものを除く。）。
- (6) 青少年の健全育成に関する事。
- (7) 成人の日の行事に関する事。
- (8) 文化及びスポーツの振興に関する事。
- (9) 地域の環境美化に関する事。
- (10) 災害救助等の住民支援に関する事。
- (11) 区災害対策本部との連携に関する事。

防災推進室（堺区役所に限る。）

- (1) 区災害対策本部に関する事。

- (2) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること。
- (3) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する
こと。
- (4) 災害救助等の災害対応に関すること（自治推進課の所管に属するものを除
く。）。
- (5) 防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発に関すること。
- (6) 自主防災組織の活動に対する支援に関すること。

市民課

- (1) 現金及び有価証券の出納及び保管並びにこれらの記録管理に関すること。
- (2) 一般旅券の発給等に関すること（堺区役所に限る。）。

管理係（堺区役所に限る。）

- (1) 旅券事務の実施に係る調整に関すること。
- (2) 課内の他の係の所管に属しないこと。

住民登録係（堺区役所、中区役所、南区役所及び北区役所に限る。）

- (1) 住民基本台帳に関すること。
- (2) 通知カード及び個人番号カードに関すること。
- (3) 出入国管理に係る中長期の在留等の届出等に関すること。
- (4) 印鑑登録に関すること。
- (5) 就学事務に関すること。
- (6) 住居表示の付番に関すること。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと（堺区役所を除く。）。

証明係（堺区役所、中区役所、南区役所及び北区役所に限る。）

- (1) 戸籍に係る証明書の交付に関すること。
- (2) 住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (3) 市税に係る証明書の交付に関すること。
- (4) 郵便請求による証明書の交付に関すること。
- (5) 住居表示又は町名改称に係る証明書の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行に関すること。

登録証明係（東区役所、西区役所及び美原区役所に限る。）

- (1) 住民基本台帳に関すること。
- (2) 通知カード及び個人番号カードに関すること。

- (3) 出入国管理に係る中長期の在留等の届出等に関する事。
- (4) 印鑑登録に関する事。
- (5) 就学事務に関する事。
- (6) 住居表示の付番に関する事。
- (7) 戸籍に係る証明書の交付に関する事。
- (8) 住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に関する事。
- (9) 市税に係る証明書の交付に関する事。
- (10) 郵便請求による証明書の交付に関する事。
- (11) 住居表示又は町名改称に係る証明書の交付に関する事。
- (12) 自動車の臨時運行に関する事。
- (13) 課内の他の係の所管に属しない事。

戸籍係

- (1) 戸籍に関する事。
- (2) 民事処分及び刑事処分の通知及び整理に関する事。
- (3) 人口動態調査に関する事。
- (4) 埋火葬の許可に関する事。

保険年金課

保険係（北区役所を除く。）

- (1) 国民健康保険被保険者の資格得喪並びに国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証及び国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関する事。
- (2) 国民健康保険料の賦課に関する事。
- (3) 国民健康保険料の減免に関する事。
- (4) 国民健康保険料の延滞金に関する事。
- (5) 国民健康保険料の徴収に関する事。
- (6) 国民健康保険料の還付等に関する事（東区役所を除く。）。
- (7) 国民健康保険料の納付相談、徴収猶予等に関する事。
- (8) 国民健康保険料の督促等に関する事。
- (9) 国民健康保険料の徴収金に係る財産の差押え、参加差押え及び交付要求に関する事。
- (10) 滞納者の実態調査に関する事。
- (11) 滞納者の納付督促に関する事。

年金係（北区役所及び美原区役所を除く。）

- (1) 国民年金被保険者の資格得喪等に関する事。
- (2) 国民年金保険料の免除に関する事。
- (3) 基礎年金等の給付に関する事。
- (4) 老齢福祉年金に関する事。
- (5) 特別障害給付金に関する事。
- (6) 課内の他の係の所管に属しない事。

保険年金係（北区役所に限る。）

- (1) 国民健康保険被保険者の資格得喪並びに国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証及び国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関する事。
- (2) 国民健康保険料の賦課に関する事。
- (3) 国民健康保険料の減免に関する事。
- (4) 国民健康保険料の延滞金に関する事。
- (5) 国民健康保険料の徴収に関する事。
- (6) 国民健康保険料の納付相談、徴収猶予等に関する事。
- (7) 国民健康保険料の督促等に関する事。
- (8) 国民健康保険料の徴収金に係る財産の差押え、参加差押え及び交付要求に関する事。
- (9) 滞納者の実態調査に関する事。
- (10) 滞納者の納付督促に関する事。
- (11) 国民年金被保険者の資格得喪等に関する事。
- (12) 国民年金保険料の免除に関する事。
- (13) 基礎年金等の給付に関する事。
- (14) 老齢福祉年金に関する事。
- (15) 特別障害給付金に関する事。
- (16) 課内の他の係の所管に属しない事。

医療給付係（美原区役所を除く。）

- (1) 重度障害者医療の助成に係る医療費（保険医療機関等に支払うものを除く。）の支給に関する事。
- (2) 重度障害者医療（老人医療を除く。）の助成に係る資格得喪及び医療証の交付に関する事。

- (3) 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付に関する事。
- (4) 国民健康保険の給付（保険医療機関等に支払うものを除く。）に関する事。
- (5) 国民健康保険出産費資金貸付に関する事。
- (6) 国民健康保険及び重度障害者医療に係る第三者行為の届出に関する事。
- (7) 国民健康保険料の還付等に関する事（東区役所及び北区役所に限る。）。
- (8) 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- (9) 後期高齢者医療の各種申請届出書の受付並びに大阪府後期高齢者医療広域連合の処分のお知らせの引渡しに関する事。
- (10) 後期高齢者医療被保険者証及び後期高齢者医療被保険者資格証明書の引渡し及び返還に関する事。
- (11) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証等の引渡し及び返還に関する事。
- (12) 後期高齢者医療保険料の徴収、還付、充当、滞納処分等に関する事。
- (13) 後期高齢者医療保険料の延滞金に関する事。
- (14) 後期高齢者医療に係る過料の徴収に関する事。

医療年金係（美原区役所に限る。）

- (1) 国民年金被保険者の資格得喪等に関する事。
- (2) 国民年金保険料の免除に関する事。
- (3) 基礎年金等の給付に関する事。
- (4) 老齢福祉年金に関する事。
- (5) 特別障害給付金に関する事。
- (6) 重度障害者医療の助成に係る医療費（保険医療機関等に支払うものを除く。）の支給に関する事。
- (7) 重度障害者医療（老人医療を除く。）の助成に係る資格得喪及び医療証の交付に関する事。
- (8) 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付に関する事。
- (9) 国民健康保険の給付（保険医療機関等に支払うものを除く。）に関する事。
- (10) 国民健康保険出産費資金貸付に関する事。
- (11) 国民健康保険及び重度障害者医療に係る第三者行為の届出に関する事。
- (12) 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- (13) 後期高齢者医療の各種申請届出書の受付並びに大阪府後期高齢者医療広域

連合の処分のお知らせの引渡しに關すること。

(14) 後期高齢者医療被保険者証及び後期高齢者医療被保険者資格証明書の引渡し及び返還に關すること。

(15) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証等の引渡し及び返還に關すること。

(16) 後期高齢者医療保険料の徴収、還付、充当、滞納処分等に關すること。

(17) 後期高齢者医療保険料の延滞金に關すること。

(18) 後期高齢者医療に係る過料の徴収に關すること。

(19) 課内の他の係の所管に属しないこと。

保健福祉総合センター

(1) 地域の保健福祉の総合的推進に係る企画調整に關すること。

(2) 包括的な支援体制の整備等に關する総合調整に關すること。

(3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに關すること。

(4) 民生委員及び児童委員に關すること。

(5) 児童福祉及び母子保健に係る包括的な支援に關すること。

(6) 所管区域内における次世代のヘルスケアの推進に關すること（南区役所に限る。）。

生活援護課（堺保健福祉総合センターにあっては、生活援護第一課及び生活援護第二課）

給付係（堺保健福祉総合センターにあっては、生活援護第一課に限る。）

(1) センターの庶務に關すること。

(2) 生活保護法に基づく給付に關すること。

(3) 生活保護法に基づく保護費用の返還の調定及び徴収（被保護者に係るものを除く。）に關すること。

(4) 他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

援護係（東保健福祉総合センターにあっては援護第一係及び援護第二係、堺保健福祉総合センター生活援護第一課にあっては援護第一係、援護第二係及び援護第三係、中保健福祉総合センター、西保健福祉総合センター及び北保健福祉総合センターにあっては援護第一係、援護第二係、援護第三係及び援護第四係、堺保健福祉総合センター生活援護第二課及び南保健福祉総合センターにあっては援護第一係、援護第二係、援護第三係、援護第四係及び援護第五係）

(1) 生活保護法に基づく申請受付、面接相談、調査及び指導に關すること。

- (2) 生活保護法に基づく保護の開始、変更、停止、廃止及び却下の決定並びにケースワークに関すること。
- (3) 生活保護法に基づく保護費用の返還の決定及び徴収（被保護者に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 生活保護法に基づく損害賠償の請求に関すること。

地域福祉課

地域福祉係

- (1) 地域の保健福祉の推進に関すること。
- (2) 高齢者、身体障害者及び知的障害者に係る保健福祉サービスの相談及び情報提供並びに当該相談に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (3) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）に係る障害福祉サービス等（障害児入所支援を除く。）の支給決定等に関すること。
- (4) 精神障害者（児）及び難病患者等に係る障害福祉サービス等（障害児入所支援を除く。）の支給決定等に関すること（美原区役所に限る。）。
- (5) 精神障害児及び難病患者等に係る障害児通所支援（放課後等デイサービスを除く。）及び障害児相談支援の支給決定等に関すること（美原区役所を除く。）。
- (6) 老人福祉法、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく福祉に関する事項に係る相談、調査、指導、措置等に関すること。
- (7) 高齢者のいきがい支援に関すること。
- (8) 戦傷病者、戦没者遺族、旧軍人等の援護に関すること。
- (9) 特別児童扶養手当等に関すること。
- (10) 老人集会所の運営に関すること。
- (11) 老人集会室の運営補助に関すること。
- (12) 課内の他の係の所管に属しないこと。

介護保険係

- (1) 介護給付費、第1号事業支給費等の支給決定、返還等に関すること。
- (2) 介護保険利用に係る負担割合、負担限度額認定等に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格得喪に関すること。
- (4) 第1号被保険者に係る介護保険料の賦課徴収に関すること。
- (5) 介護保険の利用者負担額の減免に関すること。
- (6) 介護保険の要介護認定等に関すること。

- (7) 介護保険に係る第三者行為の届出に関する事。
- (8) 自己作成居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に係る相談及び受付に関する事。
- (9) その他介護保険制度の啓発及び推進に関する事。

子育て支援課

- (1) 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく福祉に関する事項に係る相談、調査、指導、措置、決定等に関する事（南区役所に限る。）。
- (2) 子どものための教育・保育給付認定等及び子育てのための施設等利用給付認定等（子ども・子育て支援法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に関する事（南区役所に限る。）。
- (3) 児童手当及び児童扶養手当に関する事（南区役所に限る。）。
- (4) 子ども手当に関する事（南区役所に限る。）。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（育成医療に限る。）及び母子保健法に基づく医療費の公費負担の申請に関する事（医療に係る審査を除く。）（南区役所に限る。）。
- (6) 育児相談、ひとり親家庭相談及び女性相談に関する事（南区役所に限る。）。
- (7) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する事（南区役所に限る。）。
- (8) 地域子育て支援事業の実施に関する事（南区役所に限る。）。
- (9) 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の実施に関する事（南区役所に限る。）。
- (10) 産後ケア事業に関する事（南区役所に限る。）。
- (11) 所管区域内の教育機関等との連携に関する事（南区役所に限る。）。

子育て給付係（南区役所を除く。）

- (1) 児童福祉法に基づく保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用並びに助産に係る相談、調査、決定等に関する事。
- (2) 子どものための教育・保育給付認定等及び子育てのための施設等利用給付認定等（子ども・子育て支援法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に関する事。
- (3) 児童手当及び児童扶養手当に関する事。
- (4) 子ども手当に関する事。

- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

相談支援係（南区役所を除く。）

- (1) 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく福祉に関する事項に係る相談、調査、指導、措置等に関すること（子育て給付係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（育成医療に限る。）及び母子保健法に基づく医療費の公費負担の申請に関すること（医療に係る審査を除く。）。
- (3) 育児相談、ひとり親家庭相談及び女性相談に関すること。
- (4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関すること。
- (5) 地域子育て支援事業の実施に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の実施に関すること。
- (7) 産後ケア事業に関すること。

保健センター

- (1) 地域住民の健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 健康づくりの普及啓発に関すること。
- (3) 地域保健に係る調査及び研究並びにその成果の活用に関すること。

保健係

- (1) 人口動態統計その他の地域保健に係る統計に関すること。
- (2) 医療従事者等の免許に係る申請等の受付及び免許の交付に関すること。
- (3) 医療費等の公費負担及び助成の申請に関すること（子育て支援課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 飼い犬の登録等の受付及び注射済票の交付に関すること（動物指導センターの所管に属するものを除く。）。
- (5) 成人保健事業及び母子保健事業に関すること。
- (6) 特定健康診査事業に関すること。
- (7) 結核、エイズその他の感染症の予防事業に関すること。
- (8) 予防接種事業に関すること。
- (9) 精神障害者（児）及び難病患者等に係る保健福祉サービスの相談及び情報提供並びに当該相談に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (10) 精神障害者及び難病患者等（児童を除く。）に係る障害福祉サービス等の支

給決定等に関すること（美原保健センターを除く。）。

(11) 精神障害児及び難病患者等（児童に限る。）に係る障害福祉サービス等（放課後等デイサービス以外の障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援を除く。）の支給決定等に関すること（美原保健センターを除く。）。

(12) センター内の他の係の所管に属しないこと。

健康推進第一係・健康推進第二係（美原保健センターにあつては、健康推進係）

- (1) 精神障害者保健福祉事業に関すること。
- (2) 難病関係事業に関すること。
- (3) 栄養改善事業に関すること。
- (4) 歯科口腔保健事業に関すること。
- (5) 地区保健活動等に関すること。
- (6) 結核、エイズその他の感染症に関すること。
- (7) 成人保健、母子保健等に関すること。
- (8) 特定保健指導に関すること。
- (9) 介護予防に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

別表第4から第5 略

別表第6（第7条関係）

担当課長を置く組織		名称	担当課長を統括する職	人数
市長公室	政策企画部	政策推進担当課長	政策企画部長	1人
		計画推進担当課長		1人
		先進事業担当課長		1人
		公民連携担当課長		1人
		広域連携担当課長		1人
		調査統計担当課長		1人
ICTイノベーション推進室		ICT政策担当課長	ICTイノベーション推進室長	1人
		DX企画担当課長		1人
		システム活用担当課長		1人
		マイナンバーカード普及促進担当課長		1人
泉北ニューデザイン推進室		企画推進担当課長	泉北ニューデザイン推進	1人

		事業推進担当課長	室長	1 人
		スマートシティ担当課長		1 人
産業振興局	産業戦略部	中百舌鳥イノベーション 創出拠点担当課長	産業戦略部長	1 人
建築都市局	都心未来創造部	都心活性化担当課長	都心未来創造部長	1 人
		SMIプロジェクト推進担当 課長		1 人
		堺駅エリア整備担当課長		1 人
		ベイエリア推進担当課長		1 人
	交通部	交通政策担当課長	交通部長	1 人
		公共交通担当課長		1 人
	都市整備部	都市整備担当課長	都市整備部長	1 人
		中百舌鳥・拠点整備担当課 長		1 人
		区画整理担当課長		1 人

○堺市区長事務委任規則

平成18年3月30日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を区長に委任することについて必要な事項を定める。

(事務の委任)

第2条 次に掲げる事務は、区長に委任する。

(1) 地域振興に係る次の事項を行うこと。

- ア 区主催の催事、儀式及び区長が行う表彰の実施に関する事。
- イ 地域振興に係る補助金等の交付に関する事。
- ウ 地域振興に係る協定、覚書等の締結に関する事。

(2) 保険年金に係る次の事項を行うこと。

- ア 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び被保険者証等の交付等に関する事。
- イ 国民健康保険料その他の徴収金の賦課徴収、減免、督促及び滞納処分に関する事。
- ウ 国民健康保険料に係る過誤納金の還付及び充当に関する事。
- エ 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- オ 国民健康保険に係る過料の徴収に関する事。
- カ 国民健康保険に係る給付（保険医療機関等に支払うものを除く。）に関する事。
- キ 出産費資金貸付金の貸付け及び償還に関する事。
- ク 重度障害者医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療証の交付及び重度障害者医療、老人医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療費等（保険医療機関等に支払をするものを除く。）の支給決定に関する事。
- ケ 国民年金及び老齢福祉年金に係る届出書等の受理及び送付に関する事。
- コ 特別障害給付金に係る請求書等の受理及び送付に関する事。
- サ 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の徴収、減免、督促及び滞納処分に関する事。
- シ 後期高齢者医療に係る過誤納金の還付及び充当に関する事。
- ス 後期高齢者医療に係る過料の徴収に関する事。

(3) その他の許可、証明等に係る次の事項を行うこと。

ア 埋火葬の許可に関する事。

イ 印鑑登録証明に関する事。

ウ 区長所管事務（市長権限を区長が専決処理する事務を除く。）に属する諸証明及び公簿の閲覧に関する事。

（協議等）

第3条 市長は、前条各号に掲げる事務の執行について必要があると認めるときは、区長に対し指示を与えることができる。

2 区長は、前条各号に掲げる事務で特に重要若しくは異例に属するもの又は全市的に統一した処理が必要となるものを執行するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

附 則 略

○堺市保健福祉総合センター所長事務委任規則

平成18年3月30日

規則第46号

保健福祉総合センター所長に権限を委任する規則（平成8年規則第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び第55条の4第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を保健福祉総合センター所長に委任することについて必要な事項を定める。

（事務の委任）

第2条 次に掲げる事務は、保健福祉総合センター所長に委任する。

- (1) 生活保護法（以下この号において「法」という。）中次の事務を行うこと。
 - ア 法第24条の規定による申請による保護の開始及び変更に関すること。
 - イ 法第25条の規定による職権による保護の開始及び変更に関すること。
 - ウ 法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。
 - エ 法第27条の規定による被保護者に対する必要な指導及び指示に関すること。
 - オ 法第27条の2の規定による相談及び助言に関すること。
 - カ 法第28条の規定による要保護者に対する立入調査及び受診命令並びにこれらに従わない場合における申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止に関すること。
 - キ 法第30条から第37条の2までの規定による保護の方法に関すること。
 - ク 法第48条第4項の規定による届出の受理に関すること。
 - ケ 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。
 - コ 法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給に関すること。
 - サ 法第55条の6の規定による報告に関すること。
 - シ 法第55条の7第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施に関すること。
 - ス 法第55条の8第1項の規定による被保護者健康管理支援事業の実施並びに法第55条の9第1項の調査及び分析の実施に必要な同条第2項の規定による情報の提

供に関すること。

セ 法第62条第3項及び第4項の規定による保護の変更、停止及び廃止並びに弁明の
機会の付与に関すること。

ソ 法第63条の規定により被保護者が返還すべき額の決定及び徴収に関すること。

タ 法第76条第1項の規定による死者の遺留金品の処分に関すること。

チ 法第76条の2の規定による損害賠償の請求に関すること。

ツ 法第77条の規定により徴収すべき額の決定（家庭裁判所への申立てを含む。）及
び徴収に関すること。

テ 法第77条の2、第78条及び第78条の2の規定により徴収すべき額の決定及び
徴収に関すること。

ト 法第80条の規定による保護金品の返還の免除に関すること。

ナ 法第81条の規定による後見人の選任の請求に関すること。

(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下この号において「法」
という。）中次の事務を行うこと。

ア 法第2条の規定による行旅病人及びその死体の同伴者の救護に関すること。

イ 法第3条の規定による関係者への通知及び引取りの手續に関すること。

ウ 法第7条第1項の規定による行旅死亡人に関する記録及びその埋葬又は火葬に関
すること。

エ 法第8条第1項の規定による行旅死亡人の同伴者救護並びに同条第2項の規定に
おいて準用する法第3条の規定による関係者への通知及び引取りの手續に関するこ
と。

オ 法第10条の規定による行旅死亡人に関する関係者への通知に関すること。

カ 法第12条の規定による行旅死亡人の遺留物件の保管及び処分に関すること。

キ 法第13条第1項の規定による行旅死亡人の遺留物品の売却等の措置に関するこ
と。

ク 法第14条の規定による行旅死亡人の遺留物件の引渡しに関すること。

ケ 法第17条に規定する外国人である行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者並びにそ
の所持物件及び遺留物件の取扱いに関すること。

(3) 児童福祉法（以下この号において「法」という。）中次の事務を行うこと。

ア 法第22条第2項に規定する助産の実施の決定に関すること。

イ 法第23条第2項に規定する母子保護の実施等の決定に関すること。

- ウ 法第24条第1項に規定する保育所における保育及び法第24条第2項に規定する幼保連携型認定こども園（本市が設置するものに限る。）における保育の決定に関すること。
- エ 法第56条第2項、第4項及び第6項の規定による徴収すべき額の決定及び支払を命ずる額の決定に関すること。
- オ 法第24条第3項及び附則第73条第1項の規定による保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用の調整及び要請に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この号において「法」という。）中次の事務を行うこと。
- ア 法第20条及び第22条から第24条までの規定に基づく子どものための教育・保育給付認定等並びに法第30条の5及び第30条の7から第30条の9までの規定に基づく子育てのための施設等利用給付認定等（法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に関すること。
- イ 法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号又は第30条第2項の規定により市が定める額に基づく徴収すべき額の決定及び支払を命ずる額の決定に関すること。
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この号において「法」という。）中次の事務を行うこと。
- ア 法第17条の規定による障害児福祉手当の支給に関すること。
- イ 法第19条（法第26条の5において準用する場合を含む。）並びに法第26条及び第26条の5において準用する法第5条第2項の規定による受給資格の認定に関すること。
- ウ 法第22条第2項（法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による手当の返還に関すること。
- エ 法第24条（法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収に関すること。
- オ 法第26条及び第26条の5において準用する法第11条の規定による法第36条第1項又は第2項の規定による命令に従わなかった場合における手当の支給制限に関すること。
- カ 法第26条及び第26条の5において準用する法第12条の規定による手当の支払の一時差止めに関すること。

- キ 法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給に関すること。
 - ク 法第35条の規定による届出等の受理(障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。)に関すること。
 - ケ 法第36条第1項及び第2項の規定による受給資格者等に対する調査等(障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。)に関すること。
 - コ 法第37条の規定による書類の閲覧、資料の提供及び報告の請求(障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。)に関すること。
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この号において「法」という。)中次の事務を行うこと。
- ア 法第17条第1項の規定による配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの居宅等における日常生活に必要な便宜供与又はその委託の措置に関すること。
 - イ 法第18条、第31条の7第3項及び第33条第3項において準用する法第18条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。
 - ウ 法第31条の7第1項の規定による配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの居宅等における日常生活に必要な便宜供与又はその委託の措置に関すること。
 - エ 法第33条第1項の規定による寡婦に係る居宅等における日常生活に必要な便宜供与又はその委託の措置に関すること。
- (7) 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下この号において「法」という。)及び老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下この号において「省令」という。)中次の事務を行うこと。
- ア 法第10条の4第1項に規定する居宅介護等事業等の措置に関すること。
 - イ 法第10条の4第2項の規定による日常生活用具の給付及び貸与の措置に関すること。
 - ウ 法第11条第1項及び第2項の規定による老人ホームへの入所等の措置に関すること。
 - エ 法第12条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。
 - オ 法第27条第1項に規定する死者の遺留金品の処分に関すること。
 - カ 法第28条の規定により徴収すべき額の決定及び徴収の嘱託に関すること。
 - キ 法第36条の規定による調査の嘱託及び報告の請求に関すること。
 - ク 省令第6条の規定による措置の変更等の届出の受理に関すること。
- (8) 身体障害者福祉法(以下この号において「法」という。)中次の事務を行うこと。

- ア 法第9条第8項の規定による身体障害者更生相談所の判定の請求(この項において委任された事項に関するものに限る。)に関する事。
 - イ 法第17条の2第1項の規定による診査、更生相談及び措置並びに指導に関する事。
 - ウ 法第18条第1項及び第2項に規定する障害福祉サービス及び施設入所等の措置に関する事。
 - エ 法第18条の3の規定による措置の解除に係る説明等に関する事。
 - オ 法第23条の規定による売店設置に関する協議、調査及び通知に関する事。
 - カ 法第38条の規定による支払を命ずる額及び徴収すべき額の決定に関する事。
- (9) 知的障害者福祉法(以下この号において「法」という。)中次の事務を行う事。
- ア 法第15条の4に規定する障害福祉サービスの措置に関する事。
 - イ 法第16条第1項に規定する施設入所等の措置に関する事。
 - ウ 法第16条第1項第3号に規定する職親の認定に関する事。
 - エ 法第16条第2項の規定による知的障害者更生相談所の判定の請求に関する事。
 - オ 法第17条の規定による措置の解除に係る説明等に関する事。
 - カ 法第27条の規定により徴収すべき額の決定に関する事。
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。)中次の事務を行う事。
- ア 法第54条の規定による自立支援医療費(更生医療に係るものに限る。以下この号において同じ。)の支給認定及び受給者証の交付に関する事。
 - イ 法第56条の規定による自立支援医療費の支給認定の変更及び受給者証の変更にに関する事。
 - ウ 法第57条の規定による自立支援医療費の支給認定の取消しに関する事。
 - エ 法第76条第1項の規定による補装具費の支給に関する事。
 - オ 法第77条第1項第6号に規定する日常生活用具の給付及び貸与に関する事。
- (協議等)

第3条 市長は、前条に掲げる事務の執行について必要があると認めるときは、保健福祉総合センター所長に対し指示を与えることができる。

- 2 保健福祉総合センター所長は、前条に掲げる事務で特に重要若しくは異例に属するもの又は全市的に統一した処理が必要となるものを執行するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- 3 前条に掲げるもののほか、保健福祉総合センター所長に委任する事務は、市長が別に定める。

附 則 略

○堺市区役所職員等の兼務に関する規則

平成18年3月30日

規則第45号

(区役所の職員の兼務)

第1条 区役所において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 住民基本台帳に係る届書の受理及び諸証明の交付に関すること。
- (2) 住民基本台帳の職権記載に関すること。
- (3) 通知カードに係る届出及び申請に関すること。
- (4) 通知カードの記載事項の変更及び返納に関すること。
- (5) 個人番号カードに係る届出及び申請並びに個人番号カードの返納に関すること。
- (6) 戸籍及び戸籍の附票に係る諸証明の交付に関すること。
- (7) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (8) 電子署名に係る認証業務に関すること。
- (9) 中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関すること。
- (10) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び被保険者証等の交付等に関すること。
- (11) 国民健康保険料その他の徴収金の賦課徴収、減免、督促及び滞納処分に関すること。
- (12) 国民健康保険料に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (13) 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- (14) 国民健康保険に係る過料の徴収に関すること。
- (15) 国民健康保険に係る給付に関すること。
- (16) 出産費資金貸付金の貸付け及び償還に関すること。
- (17) 重度障害者医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療証の交付及び重度障害者医療、老人医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療費等の支給決定に関すること。
- (18) 国民年金及び老齢福祉年金に係る届出書等の受理及び送付に関すること。
- (19) 特別障害給付金に係る請求書等の受理及び送付に関すること。
- (20) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の徴収、減免、督促及び滞納処分に関すること。
- (21) 後期高齢者医療に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (22) 後期高齢者医療に係る過料の徴収に関すること。

(ICTイノベーション推進室及び戸籍住民課の職員の兼務)

第2条 ICTイノベーション推進室に所属する職員（個人番号カードに関する事務に従事する者に限る。）は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 個人番号カードの申請及び交付に関すること。

2 市民人権局市民生活部戸籍住民課に所属する職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 住民基本台帳に係る届書及び通知書の受理及び発送並びに諸証明の交付に関すること。

(2) 住民基本台帳の職権記載に関すること。

(3) 通知カードに係る届出及び申請に関すること。

(4) 通知カードの記載事項の変更及び返納に関すること。

(5) 個人番号カードに係る届出及び申請並びに個人番号カードの返納に関すること。

(6) 戸籍の届書、報告書及び申請書の受理及び発送並びに諸証明の交付に関すること。

(7) 戸籍法（昭和22年法律第224号）による職権記載等に関すること。

(8) 印鑑登録証明書の交付に関すること。

(9) 出入国管理に係る中長期の在留等の届出、申請等の経由、通知等に関すること。

(10) 埋火葬の許可に関すること。

(11) 戸籍及び住民登録の事務に使用する電子計算機の管理及び運用に関すること。

(12) 電子署名に係る認証業務に関すること。

(国民健康保険課及び医療年金課の職員の兼務)

第3条 健康福祉局長寿社会部国民健康保険課に所属する職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所保険年金課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 国民健康保険料その他の徴収金の滞納者に対する納付督促、徴収及び滞納処分に関すること。

2 健康福祉局長寿社会部医療年金課に所属する職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所保険年金課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の滞納者に対する納付督促、徴収及び滞納処分に関すること。

(総務課の職員の兼務)

第4条 総務局行政部総務課に所属する職員（宿日直に関する業務に従事する者に限る。次

項において「宿日直職員」という。)は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 埋火葬の許可に関すること。

(2) 堺市自動交付機の設置等に関する規則(平成19年規則第117号)第1条に規定する自動交付機(次条において「自動交付機」という。)による証明書等の交付に関すること。

2 宿日直職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について堺区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 戸籍に係る証明書及び住民票の写しの申請に関すること。

(区役所企画総務課等の職員の兼務)

第5条 区役所企画総務課(西区役所にあつては総務課及び政策推進室と、南区役所にあつては総務課及び区政企画室とする。)に所属する職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について当該区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 引き続き大阪府の区域内に住所を有する旨の証明書の交付に関すること。

2 区役所企画総務課(堺区役所企画総務課を除き、南区役所にあつては総務課とする。)に所属する職員(時間外受付に関する業務に従事する者に限る。)は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について当該区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 埋火葬の許可に関すること。

(2) 自動交付機による証明書等の交付に関すること。

(3) 戸籍に係る証明書及び住民票の写しの申請に関すること。

附 則 略

昭和36年3月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 市長の権限に属する事務（法令又は規則の規定により市長から区長、保健福祉総合センター所長、保健所長及び子ども相談所長に委任されたものを含む。次条において同じ。）の専決その他事務の決裁については、法令及び別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 副市長以下の職員が市長の権限に属する事務の処理に関し、あらかじめ定められた範囲内の事項について、常時市長（法令又は規則の規定により市長から委任を受けた者を含む。以下この条、次条、第4条及び第5条第1項の表以外の部分において同じ。）に代わって決裁することをいう。
- (2) 代決 市長又は専決権限を有する者が、出張、病気その他の理由により、決裁できない状態（以下「不在」という。）にある場合に、所定の者が代わって決裁することをいう。
- (3) 局長 局長、区長、担当局長、市長公室長、危機管理監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監及びダイバーシティ推進監をいう。
- (4) 部長 部長、副区長、危機管理室長、ICTイノベーション推進室長、泉北ニューデザイン推進室長及び会計室長をいう。
- (5) 課長 課長、担当課長、脱炭素先行地域推進室長、子どもの未来応援室長、いじめ不登校対策支援室長、イノベーション投資促進室長、都市景観室長、大仙西地区整備室長、防災推進室長、深井駅周辺地域活性化推進室長、政策推進室長、区政企画室長及び新金岡地区活性化推進室長をいう。

(決裁の順序)

第3条 事務の処理は、原則として係長（グループ制を敷く組織にあっては、グループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹又は主査）の意思決定を受けた後、順次直接上司の決定を経て市長の決裁を受けなければならない。

(専決及びその特例)

第4条 副市長、局長、部長及び課長は、それぞれ第9条の2から第12条までに定めるところにより、事務を専決する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項については、直属の上司又は市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 市議会に関係があるもの
- (2) 重要又は異例に属するもの
- (3) 紛議若しくは論争があるもの又は将来その原因となるおそれがあるもの
- (4) 先例となると認められるもの
- (5) 特に直接市長の指示により起案したもの
- (6) この規則の解釈上権限の所在について疑義のあるもの

2 第10条から第12条までの規定により局長、部長又は課長が専決すべきものとされた事項について、その専決権限を有する職のない組織においては、当該職の上位に当たる副市長、局長又は部長の職にある者がその事項を専決する。

3 第10条から第12条までの規定により局長、部長又は課長が専決すべきものとされた事項について、事務執行上適当と認めるときは、その範囲を指定して、理事に第10条に規定する事項を、部理事に第11条に規定する事項を、副理事又は参事に第12条に規定する事項をそれぞれ専決させることができる。

(代決)

第5条 市長又は前条第1項の規定により専決権限を有する者（以下この条において「決裁者」という。）が不在であるときは次の表に掲げる第1次代決者が、決裁者及び第1次代決者がともに不在であるときは同表に掲げる第2次代決者がそれぞれ代決することができる。

代決の順序 決裁者	代決者	
	第1次	第2次
市長	所管副市長	副市長
副市長	所管局長	所管部長又は担当の理事
局長	所管部長又は担当の理事	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事
部長	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事	担当の参事、総括参事役又は参事役
課長	課長補佐（グループ制を敷く組織にあっては、所管の参事、総	所管係長（グループ制を敷く組織にあっては、課長が指名する主幹

	括参事役若しくは参事役又はグループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹若しくは主査)又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	又は主査)又は所管の主幹若しくは主査
区長	副区長(南区役所にあつては、所管副区長)、保健福祉総合センター所長又は担当の理事	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事
保健福祉総合センター所長	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事	担当の参事、総括参事役又は参事役
保健所長	次長又は担当の部理事若しくは副理事	所管課長又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役
子ども相談所長	次長又は担当の部理事若しくは副理事	所管課長又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役

2 第13条の規定により各部長共通専決事項又は各課長共通専決事項を専決する者が不在であるときは、前項の表中部長又は課長が不在である場合に準じて同表に定める第1次代決者若しくは第2次代決者又はこれらに相当する職にある者が代決することができる。第13条第5項から第10項までの規定により専決する者が不在であるときも、また同様とする。

3 第13条の規定により各部長共通専決事項又は各課長共通専決事項を専決する者は、第1項の表中部長又は課長に準じて代決することができる。第13条第5項から第10項までの規定により専決する者も、また同様とする。

4 第2項前段及び前項前段の規定は、前条第3項又は第15条第2項の規定により事務を専決する者がある場合について準用する。

(代決の制限)

第6条 前条に規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び至急に処理しなければならない事項に限るものとし、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、代決してはならない。

2 代決者は、代決した事項のうち特に必要と認められるものについては、後閲と記し、事後速やかに起案者又は係長(グループ制を敷く組織にあつては、グループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹又は主査)をして閲覽に供させなければならない。

(合議)

第7条 決裁を受けるべき事項が人事、予算等他の組織に関係があるものについては、特に合議を必要とするものに限り、関係のある組織の長に合議するものとする。

2 局長（区長を除く。）又は部長（副区長を除く。）は、第16条の規定により区役所から移管のあった事務を専決したときは、速やかに区長にその旨を通知するものとする。

(代決の準用)

第8条 第5条及び第6条の規定は、決裁に至るまでの過程において、決定又は合議を受ける者が不在の場合について準用する。

(類推による専決)

第9条 この規則において専決事項として定めていない事項であっても、その内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この規則に準じて専決することができる。

(副市長専決事項)

第9条の2 副市長は、次に定める事項について専決する。

副市長共通専決事項

- (1) 局長の休暇（病気休暇及び介護休暇に限る。）、欠勤、遅参、早退及び出張（海外出張及び宿泊を伴わない国内出張を除く。）その他服務（各局長共通専決事項に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 局長の応嘱の承認（新規に限る。）及び職務専念義務の免除の承認（応嘱に伴うものにあつては、新規に限る。）に関すること。
- (3) 局長の兼業及び兼職の許可（公共的団体の業務に従事するものに限る。）に関すること。

(局長専決事項)

第10条 局長は、次に定める事項について専決する。

各局長共通専決事項（担当局長及びダイバーシティ推進監にあつては、第12号及び第13号に定めるものを除く。）

- (1) 局長の休暇（病気休暇及び介護休暇を除く。）及び出張（海外出張及び宿泊を伴う国内出張を除く。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認並びに週休日の指定及び週休日の振替並びに休日及び休日の代休日の指定に関すること。
- (2) 顧問、参与（担当参与を含む。）、部長（会計室長を除く。第4号、第6号、第

- 7号及び第9号から第11号までにおいて同じ。）、理事、部理事（区役所又は部に属する者を除く。）、副理事（区役所又は部に属する者を除く。）、参事（区役所、部又は課に属する者を除く。）、総括参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）、参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の休暇、欠勤、遅参、早退及び出張（海外出張を除く。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認に関する事。
- (3) 課長補佐級以下の職員の海外出張に関する事。
- (4) 顧問、参与（担当参与を含む。）、部長、理事、部理事（区役所又は部に属する者を除く。）、副理事（区役所又は部に属する者を除く。）、参事（区役所、部又は課に属する者を除く。）、総括参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）、参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の週休日の指定及び週休日の振替並びに休日及び休日の代休日の指定に関する事。
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく所属職員の修学部分休業及び配偶者同行休業の承認に関する事。
- (6) 顧問、参与（担当参与を含む。）、部長、理事、部理事（区役所又は部に属する者を除く。）、副理事（区役所又は部に属する者を除く。）、参事（区役所、部又は課に属する者を除く。）、総括参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）、参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の自宅待機命令に関する事。
- (7) 部長、理事、部理事（区役所又は部に属する者を除く。）、副理事（区役所又は部に属する者を除く。）、参事（区役所、部又は課に属する者を除く。）、総括参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）、参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の子の保育所その他これに類する保育施設等への送迎、同居の親族の看護又は介護、子（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までの子に限る。）の養育及び献血並びに骨髄バンク事業におけるドナー登録の申出に係る職務専念義務の免除の承認に関する事。
- (8) 局長の応嘱の承認及び応嘱に伴う職務専念義務の免除の承認に関する事（新規を除く。）。
- (9) 顧問、参与（担当参与を含む。）、部長、理事、部理事（区役所又は部に属する者を除く。）、副理事（区役所又は部に属する者を除く。）、参事（区役所、部又は

- 課に属する者を除く。）、総括参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）、参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の応嘱の承認及び応嘱に伴う職務専念義務の免除の承認（顧問及び参与（担当参与を含む。）に係るものを除く。）に關すること。
- (10) 部長、理事、部理事（区役所又は部に属する者を除く。）、副理事（区役所又は部に属する者を除く。）、参事（区役所、部又は課に属する者を除く。）、総括参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）、参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）の兼業及び兼職の許可（公共的団体の業務に従事するものに限る。）に關すること。
- (11) 顧問、参与（担当参与を含む。）、部長、理事、部理事（区役所又は部に属する者を除く。）、副理事（区役所又は部に属する者を除く。）、参事（区役所、部又は課に属する者を除く。）、総括参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）、参事役（区役所、部又は課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の旧姓使用の承認に關すること。
- (12) 所属職員（課長級以上の職員を除く。）の局内の転任に關すること。
- (13) 危機管理に係る当直者の決定及び代直者の選任に關すること。
- (14) 附属機関（これに準ずるものを含む。）の委員その他の構成員及び専門委員の任免に關すること（特に重要なものを除く。）。)
- (15) 非常勤の医師及び歯科医師の任免に關すること（こども園等の特定施設において随時診療を行う者を除く。）。)
- (16) 職員宿舍の貸与及び使用料の決定に關すること。
- (17) 1件100,000,000円以上の補助事業に係る事業計画に關すること。
- (18) 予定価格（堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第19条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、契約期間中の予定総額をいう。第21号、第22号、第24号及び第25号において同じ。）1件20,000,000円以上80,000,000円未満の物件（不動産を除く。）の買入れ（印刷製本を含む。）に關すること。
- (19) 予定価格1件100,000,000円以上の不動産の買入れ（議決を要するものを除く。）に關すること。
- (20) 歳入の徴収及び収納並びに歳入歳出外現金の収納の委託に關すること。
- (21) 予定価格1件30,000,000円以上の調査研究、計画策定その他これに類

するものの委託に関すること。

- (22) 予定価格（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。）1件100,000,000円以上の電算事務、施設の維持管理、事業その他の業務の委託及び受託に関すること。
- (23) 予定賃貸借料の年額又は総額（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。）が1件50,000,000円以上の物件の貸付け（公有財産の貸付けを除く。）及び借入れに関すること。
- (24) 予定価格1件100,000,000円以上300,000,000円未満の工事の施行及び施設等の修繕の施行に関すること。
- (25) 予定価格1件100,000,000円以上300,000,000円未満の工事の設計及び監理並びに測量、地質調査等に係る委託の施行に関すること。
- (26) 局長の専決に係る契約の予定価格及び最低制限価格の決定に関すること。
- (27) 1件100,000,000円以上の労働者派遣契約の締結に関すること（総務サービス課長に堺市財務規則（平成19年規則第56号）第18条第3項の規定による依頼（以下「支出負担行為の依頼」という。）をしたものを除く。）。
- (28) 1件30,000,000円以上の負担金、補助金等の支出（法令等において定めのあるもの及び定例的なものに限る。）に関すること。
- (29) 1件100,000,000円以上のガス、水道、電らん、道路等の復旧等に要する負担金及び給水装置工事に係る加入金の支出に関すること。
- (30) 1件50,000,000円以上の物件移転その他の補償に関すること。
- (31) 1件1,000,000円以下の損害賠償（車両事故の処理に係るものを除く。）の額の決定及び支出に関すること。
- (32) 1件50,000,000円以上の貸付金の支出に関すること。
- (33) 繰出金に関すること。
- (34) 1件20,000,000円以上の歳出予算の目節間の流用に関すること。

- (35) 1 件の金額又は評価価額が 2, 0 0 0, 0 0 0 円以上の寄附の収受（負担付寄附を除く。以下同じ。）に関すること。
- (36) 1 件 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円以上 8 0, 0 0 0, 0 0 0 円未満の物件（不用物品を除く。）の売払い及び交換に関すること。
- (37) 一時借入金の借入れ及び返済に関すること。
- (38) 重要物品の無償譲渡及び減額譲渡に関すること。
- (39) 重要物品の亡失に係る承認及び破損した重要物品の処分に関すること。
- (40) 堺市財産規則（昭和 3 9 年規則第 6 号）第 1 3 条第 3 号の用途の廃止に関すること（法定外公共物の用途の廃止を除く。）。
- (41) 行政財産の目的外使用料の減免（新規に限る。）に関すること（減免基準が明確なものに限り、軽易な物件の設置に係るものを除く。）。
- (42) 異なる会計間における使用承認使用料の減免に関すること（減免に関する基準が明確なものを除く。）。
- (43) 物件（行政財産である土地を除く。）の無償貸付け及び減額貸付けをすること（新規に限る。）。
- (44) 行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）に基づく審査請求に係る請求の受理、執行停止及び裁決に関すること（市税（個人の府民税及び森林環境税を含む。以下同じ。）に関するものを除く。）。
- (45) 行政不服審査法に基づく審査請求に係る弁明等に関すること（市税の賦課徴収及び還付に関するものを除く。）。
- (46) 国税又は地方税の滞納処分の例により執行する財産の差押えに関すること（市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担金を除く。）。
- (47) 行政代執行に関すること。
- (48) 強制執行（仮執行宣言付き支払督促によるものを除く。）に関すること（代理人の選任を含む。）。
- (49) 堺市債権の管理に関する条例（平成 2 4 年条例第 4 3 号）に基づく債権の放棄に関すること。
- (50) 告訴及び告発に関すること。
- (51) 請願及び陳情に関すること（特に重要なものを除く。）。
- (52) 要綱等の制定及び改廃に関すること（特に重要な要綱を除く。）。

- (53) 行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）及び堺市行政手続条例（平成 8 年条例第 1 7 号）に基づく審査基準の決定に関すること。
- (54) 附属機関への諮問等に関すること（特に重要なものを除く。）。
- (55) 重要な協定、覚書等の締結に関すること。
- (56) 指定管理者の指定に係る募集要項の策定並びに指定管理者が行う公の施設の管理に係る重要な申請等の承認及び改善指示等に関すること。
- (57) 重要な国又は府に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請に関すること。
- (58) 協議会、実行委員会等への参画に係る規約の承認等に関すること（特に重要なものを除く。）。
- (59) 重要な市主催の儀式及び表彰に関すること。
- (60) 地縁による団体の認可に関すること。

危機管理監専決事項から建設局長専決事項まで 略

（部長専決事項）

第 1 1 条 部長は、次に定める事項について専決する。

各部長共通専決事項

- (1) 課長、部理事（区役所又は部に属する者に限る。）、副理事（区役所又は部に属する者に限る。）、参事（課に属する者を除く。）、総括参事役（課に属する者を除く。）、参事役（課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の休暇、欠勤、遅参、早退及び出張（海外出張を除く。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。
- (2) 課長、部理事（区役所又は部に属する者に限る。）、副理事（区役所又は部に属する者に限る。）、参事（課に属する者を除く。）、総括参事役（課に属する者を除く。）、参事役（課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の週休日の指定及び週休日の振替並びに休日及び休日の代休日の指定に関すること。
- (3) 所属職員の一斉休憩の除外に関すること。
- (4) 所属職員の自宅待機命令に関すること。
- (5) 課長、部理事（区役所又は部に属する者に限る。）、副理事（区役所又は部に属する者に限る。）、参事（課に属する者を除く。）、総括参事役（課に属する者を除く。）、参事役（課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の子の保育所その他これに類する保育施設等への送迎、同居の親族の看護又は介護、子（小学

- 校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までの子に限る。)の養育及び献血並びに骨髄バンク事業におけるドナー登録の申出に係る職務専念義務の免除の承認に関すること。
- (6) 所属職員の応嘱の承認及び応嘱に伴う職務専念義務の免除の承認に関すること。
- (7) 所属職員の兼業及び兼職の許可(公共的団体の業務に従事する場合に限る。)に関すること。
- (8) 課長、部理事(区役所又は部に属する者に限る。)、副理事(区役所又は部に属する者に限る。)、参事(課に属する者を除く。)、総括参事役(課に属する者を除く。)、参事役(課に属する者を除く。))その他これらに準ずる職にある者の旧姓使用の承認に関すること。
- (9) 所属職員(課長補佐級以上の職員を除く。)の部内の転任に関すること。
- (10) 会計年度任用職員の任免に関すること(本市の常勤の職員その他これと同等と認められる職員であった者に係るものを除く。))。
- (11) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づく所属職員(会計年度任用職員に限る。)の休職に関すること(本市の常勤の職員その他これと同等と認められる職員であった者に係るものを除く。))。
- (12) 所属職員のうち、法令に基づき特別の資格、名称等を有する者の任免に関すること。
- (13) 時間外勤務及び休日勤務の実施計画に関すること。
- (14) 国若しくは他の地方公共団体又はその他の研修機関の行う研修への所属職員の派遣(派遣期間が7日以上のものに限る。)に関すること。
- (15) 1件10,000,000円以上100,000,000円未満の補助事業に係る事業計画に関すること。
- (16) 1件1,000,000円以上の謝礼金その他報償費の支出に関すること。
- (17) 費用弁償の額の決定及び支出に関すること(異例なものに限る。))。
- (18) 交際費の支出に関すること。
- (19) 予定価格(堺市契約規則第19条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、契約期間中の予定総額をいう。第22号、第25号、第26号、第28号、第29号及び第51号において同じ。)1件10,000,000円以上20,000,000円未満の物件(不動産を除く。)の買入れ(印刷製本を含む。)に関すること。

- (20) 予定価格1件30,000,000円以上100,000,000円未満の不動産の買入れ（議決を要するものを除く。）に関すること。
- (21) 食糧費（弁当、茶、菓子の類を除く。）の支出に関すること。
- (22) 予定価格1件10,000,000円以上の物品の修繕に関すること。
- (23) 市政の広告に関すること。
- (24) 訴訟及び調停に係る委託料の支出に関すること。
- (25) 予定価格1件5,000,000円以上30,000,000円未満の調査研究、計画策定その他これに類するものの委託に関すること。
- (26) 予定価格（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。）1件20,000,000円以上100,000,000円未満の電算業務、施設の維持管理、事業その他の業務の委託及び受託に関すること。
- (27) 予定賃貸借料の年額又は総額（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。）が1件10,000,000円以上50,000,000円未満の物件の貸付け（公有財産の貸付けを除く。）及び借入れに関すること。
- (28) 予定価格1件20,000,000円以上100,000,000円未満の工事の施行及び施設等の修繕の施行に関すること。
- (29) 予定価格1件20,000,000円以上100,000,000円未満の工事の設計及び監理並びに測量、地質調査等に係る委託の施行に関すること。
- (30) 部長の専決に係る契約の予定価格及び最低制限価格の決定に関すること。
- (31) 1件20,000,000円以上100,000,000円未満の労働者派遣契約の締結に関すること（総務サービス課長に支出負担行為の依頼をしたものを除く。）
- (32) 1件5,000,000円以上30,000,000円未満の負担金、補助金等の支出（法令等において定めのあるもの及び定例的なものに限る。）に関すること。

- (33) 1件20,000,000円以上100,000,000円未満のガス、水道、電らん、道路等の復旧等に要する負担金及び給水装置工事に係る加入金の支出に関すること。
- (34) 扶助費の支出（法令等において定めのあるもの及び定例的なものに限る。）に関すること。
- (35) 1件10,000,000円以上50,000,000円未満の物件移転その他の補償に関すること。
- (36) 訴訟に係る供託金の支出に関すること。
- (37) 1件10,000,000円以上50,000,000円未満の貸付金の支出に関すること。
- (38) 1件10,000,000円以上の積立金の支出に関すること。
- (39) 法令等によりその義務に属する定例的な負担の決定に関すること。
- (40) 過年度支出（過誤納金の還付に係るものを除く。）に関すること。
- (41) 1件の金額又は評価価額が1,000,000円以上2,000,000円未満の寄附の収受に関すること。
- (42) 1件10,000,000円以上20,000,000円未満の物件（不用物品を除く。）の売払い及び交換に関すること。
- (43) 物品（重要物品を除く。）の無償譲渡及び減額譲渡に関すること。
- (44) 物品（重要物品を除く。以下この号において同じ。）の亡失に係る承認及び破損した物品の処分に関すること。
- (45) 損害額が1,000,000円以上の損害賠償の請求に関すること。
- (46) 使用料及び手数料の減免、徴収猶予及び還付に関すること。
- (47) 不納欠損処分の決定に関すること。
- (48) 負担金、補助金等の交付申請に関すること。
- (49) 部長以上の専決に係る契約の入札保証金及び契約保証金の額の決定、減額及び免除に関すること。
- (50) 部長以上の専決に係る契約の保証人の承認及び選任の免除並びに現場代理人の承認に関すること。
- (51) 予定価格1件20,000,000円以上の工事等の施行依頼に関すること。
- (52) 所管施設の休館（園・所）日及び開館（園・所）時間の変更並びに臨時休館（園・所）に関すること。

- (53) 公有財産の分類換え及び種別替えに関すること。
- (54) 公有財産の所管換え及び所属替えに関すること。
- (55) 行政財産の目的外使用許可に関すること（軽易な物件の設置に係るもの、短期使用に係るもの及び既に目的外使用の許可をした行政財産について引き続きその使用を許可することを除く。）。
- (56) 既に目的外使用料の減免をした行政財産について、引き続きその使用料を減免すること（減免基準が明確なものに限り、軽易な物件の設置に係るものを除く。）。
- (57) 行政財産の貸付けに関すること（軽易な物件の設置に係るもの及び既に貸付けの承認をした物件について引き続きその貸付けをすることを除く。）。
- (58) 予定賃貸借料の年額又は総額が1件10,000,000円以上の普通財産の貸付けに関すること。
- (59) 既に貸付けの承認をした物件（行政財産である土地を除く。）について引き続き無償貸付け及び減額貸付けをすること。
- (60) 行政不服審査法に基づく審理員の指名等に関すること。
- (61) 訴訟、調停、和解等における指定代理人の指定の変更に関すること（人事異動に伴うものに限る。）。
- (62) 支払督促及び仮執行宣言の申立て並びにこれらに基づく強制執行に関すること（代理人の選任を含む。）。
- (63) 債権の履行期限の繰上げに関すること（債務者の破産手続開始に係るものを除く。）。
- (64) 債権の保全及び取立ての停止に関すること（停止に関する基準が明確なものを除く。）。
- (65) 債権の履行期限を延長する特約又は処分に関すること（延長に関する基準が明確なものを除く。）。
- (66) 重要物品の不用決定及び不用決定後の処分に関すること。
- (67) 被表彰者の選定（市功労者の選定その他これに準ずるものを除く。）及び推薦に関すること。
- (68) 規則及び規程の様式の改正及び制度の変更に伴う規定の改正に関すること。
- (69) 電子情報処理組織による処分通知等の方式の決定に関すること。
- (70) 公文書公開、自己情報の開示等の可否の決定に関すること。
- (71) 行政機関等匿名加工情報の作成、提案に対する審査並びに利用に係る契約の締結

及び解除に関すること。

(72) パブリックコメントに係る手続の実施に関すること。

(73) 附属機関への諮問等に関すること（定例的又は軽易なものに限る。）。

(74) 協定、覚書等の締結に関すること（重要なものを除く。）。

(75) 指定管理者が行う公の施設の管理に係る申請等の承認に関すること（重要なものを除く。）。

(76) 国又は府に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請に関すること（重要なものを除く。）。

(77) 市の後援名義の承認に関すること。

(78) 講習会、展示会その他これらに類する催物等（重要なもの及び新規のものに限る。）の開催及び共催に関すること。

(79) 定例的な市主催の儀式及び表彰に関すること。

(80) 重要な通知、報告、依頼、届出、照会、回答等に関すること。

(81) 重要な届出、報告等に係る文書の受理並びに文書の経由及び進達に関すること。

政策企画部長専決事項から公園緑地部長専決事項まで 略

副区長（南区役所にあつては、自治推進課を所管する副区長）専決事項

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。

会計室長専決事項 略

（課長専決事項）

第12条 課長は、次に定める事項について専決する。

各課長共通専決事項

(1) 所属職員の休暇、欠勤、遅参、早退及び出張（海外出張及び係長専決事項に定める出張を除く。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

(2) 所属職員の週休日の指定及び週休日の振替並びに休日、休日の代休日及び時間外勤務代休時間の指定に関すること。

(3) 所属職員の子の保育所その他これに類する保育施設等への送迎、同居の親族の看護又は介護、子（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までの子に限る。）の養育及び献血並びに骨髄バンク事業におけるドナー登録の申出に係る職務専念義務の免除の承認に関すること。

(4) 所属職員の旧姓使用の承認に関すること。

- (5) 法令に基づく立入検査証その他職務権限に関する職員証票の交付に関すること。
- (6) 実施計画に基づき、時間外勤務又は休日勤務を命ずること。
- (7) 所管施設の宿日直を命ずること。
- (8) 国若しくは他の地方公共団体又はその他の研修機関の行う研修への所属職員の派遣（派遣期間が6日以内のものに限る。）に関すること。
- (9) 1件10,000,000円未満の補助事業に係る事業計画に関すること。
- (10) 共済費の支出に関すること。
- (11) 1件1,000,000円未満の謝礼金その他報償費の支出に関すること。
- (12) 費用弁償の額の決定及び支出に関すること（異例なものを除く。）。
- (13) 予定価格（堺市契約規則第19条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、契約期間中の予定総額をいう。第18号、第20号、第21号、第24号、第25号及び第53号において同じ。）1件10,000,000円未満の物件（不動産を除く。）の買入れ（印刷製本を含む。）に関すること。
- (14) 予定価格1件30,000,000円未満の不動産の買入れに関すること。
- (15) 1件10,000,000円未満の物件（不用物品を除く。）の売払い及び交換に関すること。
- (16) 食糧費（弁当、茶、菓子の類に限る。）の支出に関すること。
- (17) 光熱水費の支出に関すること。
- (18) 予定価格1件10,000,000円未満の物品の修繕に関すること。
- (19) 運搬、保管その他の役務の提供（市政の広告を除く。）及び保険契約（財産活用課長専決事項に定める保険契約を除く。）の締結に関すること。
- (20) 予定価格1件5,000,000円未満の調査研究、計画策定その他これに類するものの委託に関すること。
- (21) 予定価格（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。）1件20,000,000円未満の電算事務、施設の維持管理、事業その他の業務の委託及び受託に関すること。
- (22) 予定賃貸借料の年額又は総額（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、

当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあっては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあっては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。)が1件10,000,000円未満の物件の貸付け(公有財産の貸付けを除く。)及び借入れ並びに無償借入れに関すること。

- (23) 随意契約によることができる契約に関する規則(昭和57年規則第49号)に基づき1件2,500,000円以下の工事及び製造の請負契約並びに1件1,000,000円以下の工事の設計等の委託契約を締結すること(契約課で締結するものを除く。)
- (24) 予定価格1件20,000,000円未満の工事の施行及び施設等の修繕の施行に関すること。
- (25) 予定価格1件20,000,000円未満の工事の設計及び監理並びに測量、地質調査等に係る委託の施行に関すること。
- (26) 課長の専決に係る契約の予定価格及び最低制限価格の決定に関すること。
- (27) 1件20,000,000円未満の労働者派遣契約の締結に関すること(総務サービス課長に支出負担行為の依頼をしたものを除く。)
- (28) 1件5,000,000円未満の負担金、補助金等の支出(法令等で定めのあるもの及び定例的なものに限る。)に関すること。
- (29) 官公庁又は各種団体に対する定例的な会費及び研修会等の出席負担金の支出に関すること。
- (30) 1件20,000,000円未満のガス、水道、電らん、道路等の復旧等に要する負担金及び給水装置工事に係る加入金の支出に関すること。
- (31) 1件10,000,000円未満の物件移転その他の補償に関すること。
- (32) 1件10,000,000円未満の貸付金の支出に関すること。
- (33) 1件10,000,000円未満の積立金の支出に関すること。
- (34) 公課費の支出に関すること。
- (35) 堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)第3条第4項に基づく旅行の依頼及び同条第5項に基づく旅行に関すること。
- (36) 1件の金額又は評価価額が1,000,000円未満の寄附の収受に関すること。
- (37) 収入金の調定及び納入(税)通知書の発行に関すること。

- (38) 督促及び催告に関すること。
- (39) 債権の履行期限の繰上げに関すること（債務者の破産手続き開始に係るものに限る。）。
- (40) 債権の保全及び取立ての停止に関すること（停止に関する基準が明確なものに限る。）。
- (41) 債権の履行期限を延長する特約又は処分に関すること（延長に関する基準が明確なものに限る。）。
- (42) 保険金の請求に関すること。
- (43) 損害額が1,000,000円未満の損害賠償の請求に関すること。
- (44) 使用料及び手数料の減免、徴収猶予及び還付に関すること（当該減免等に関する基準が明確なものに限る。）。
- (45) 過誤納金及び保証金品の還付に関すること。
- (46) 国又は府に対する補助金等の返還に関すること。
- (47) 負担金、補助金等の請求及び精算に関すること。
- (48) 負担金、補助金等の支出に係る精算に関すること。
- (49) 資金前渡及び概算払の精算に関すること。
- (50) 繰替払に関すること。
- (51) 課長の専決に係る契約の入札保証金及び契約保証金の額の決定、減額及び免除に関すること。
- (52) 課長の専決に係る契約の保証人の承認及び選任の免除並びに現場代理人の承認に関すること。
- (53) 予定価格1件20,000,000円未満の工事等の施行依頼に関すること。
- (54) 所管に属する施設（市営住宅を除く。）の使用許可に関すること。
- (55) 行政財産の目的外使用許可に関すること（軽易な物件の設置に係るもの、短期使用に係るもの及び既に目的外使用の許可をした行政財産について引き続きその使用を許可することに限る。）。
- (56) 軽易な物件の設置に係る行政財産の目的外使用料の減免に関すること（新規については、減免に関する基準が明確なものに限る。）。
- (57) 行政財産の貸付けに関すること（軽易な物件の設置に係るもの及び既に貸付けの承認をした物件について引き続きその貸付けをすることに限る。）。
- (58) 予定賃貸借料の年額又は総額が1件10,000,000円未満の普通財産の貸

付けに關すること。

(59) 異なる會計間における使用承認使用料の減免に關すること(減免に關する基準が明確なものに限る。)

(60) 公有財産を他の所管に係る事務事業の用に供するため、その使用を承認すること。

(61) 物品(重要物品を除く。)の不用決定及び不用決定後の処分に關すること。

(62) 物品の管理換えに關すること。

(63) 法規又は公簿による証明に關すること。

(64) 不動産の登記手續に關すること。

(65) 土地の調査、測量、立入り及び境界確認に關すること。

(66) 講習会、展示会その他これらに類する催物等(重要なもの及び新規のものを除く。)の開催及び共催に關すること。

(67) 規則の公布手續に關すること。

(68) 要綱等の様式の改正及び制度の変更に伴う規定の改正に關すること。

(69) 法令等に基づく告示、公告及び文書の公示送達に關すること。

(70) 電子情報処理組織による申請等の方法の決定に關すること。

(71) 軽易な通知、報告、依頼、届出、照会、回答等に關すること。

(72) 軽易な届出、報告等に係る文書の受理並びに文書の經由及び進達に關すること。

総務担当課長(局の総合調整を担当する課長をいい、危機管理課長、ICT政策担当課長、企画推進担当課長、企画総務課長、西区役所総務課長、南区役所総務課長及び出納課長を含む。)共通専決事項(別に定めるものを除く。)

(1) 支出(総務サービス課長に支出負担行為の依頼をしたもの及び退職手当の支出に係るものを除く。)、戻入(総務サービス課長に支出負担行為の依頼をした給与その他の給付に係る支出に伴い命ずるものを除く。)、払戻及び振替を命ずること。

(2) 1件20,000,000円未満の歳出予算を目節の間において流用すること。

市政情報課長専決事項から公園監理課長専決事項まで 略

企画総務課長(西区役所にあつては総務課長、南区役所にあつては区政企画室長)専決事項

(1) 所管に係る児童及び生徒の就学通知に關すること。

市民課長専決事項

(1) 住民基本台帳に係る届書及び通知書の受理及び発送に關すること。

(2) 住民基本台帳の職権記載に關すること。

- (3) 印鑑の届出の受理及び通知書の発送に関する事。
- (4) 自動車の臨時運行の許可に関する事。
- (5) 戸籍の届書、報告書及び申請書の受理及び発送に関する事。
- (6) 戸籍法（昭和22年法律第224号）による職権記載等に関する事。
- (7) 民事処分及び刑事処分の通知等に関する事。
- (8) 埋火葬の許可に関する事。
- (9) 出入国管理に係る中長期の在留等の届出、申請等の経由、通知等に関する事。
- (10) 住居表示の付番に関する事。
- (11) 所管に係る児童及び生徒の就学通知に関する事。
- (12) 一般旅券の発給等に係る申請、届出等の受理及び一般旅券の交付等に関する事
（堺区役所の市民課長に限る。）。

保険年金課長専決事項

- (1) 国民健康保険の被保険者資格の取得及び喪失の決定に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者証、高齢者受給者証、標準負担額減額認定証等の交付に關
すること。
- (3) 国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関する事。
- (4) 国民健康保険料の賦課及び更正決定に関する事。
- (5) 国民健康保険料の徴収に関する事。
- (6) 国民健康保険料の督促に関する事。
- (7) 国民健康保険料及び延滞金の減免に関する事。
- (8) 国民健康保険料の徴収金の徴収猶予及び換価猶予に関する事。
- (9) 国民健康保険料の繰上徴収に関する事。
- (10) 国民健康保険料の徴収金に係る財産差押えに関する事。
- (11) 国民健康保険料の徴収金に係る交付要求及び参加差押えに関する事。
- (12) 国民健康保険料の徴収金に係る滞納処分の停止に関する事。
- (13) 国民健康保険料の徴収に関する登記、登録等の嘱託に関する事。
- (14) 国民健康保険料に係る過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (15) 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- (16) 国民年金被保険者の資格得喪等の届出及び申出の受理及び送付に関する事。
- (17) 国民年金保険料の免除申請及び付加保険料納付の申出の受理及び送付に關
すること。

- (18) 基礎年金、老齢福祉年金等の請求書及び諸届の受理及び送付に関する事。
- (19) 年金手帳の再交付申請の受理及び送付に関する事。
- (20) 特別障害給付金に係る請求書等の受理及び送付に関する事。
- (21) 国民健康保険の給付（保険医療機関等に支払うものを除く。）に関する事。
- (22) 出産費資金貸付金の貸付け及び償還に関する事。
- (23) 重度障害者医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療証の交付及び重度障害者医療、老人医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療費等（保険医療機関等に支払うものを除く。）の支給決定に関する事。
- (24) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。
- (25) 後期高齢者医療保険料に係る過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (26) 後期高齢者医療保険料の督促に関する事。
- (27) 後期高齢者医療保険料及び延滞金の減免に関する事。
- (28) 後期高齢者医療保険料の徴収金の換価猶予に関する事。
- (29) 後期高齢者医療保険料の繰上徴収に関する事。
- (30) 後期高齢者医療保険料の徴収金に係る財産差押えに関する事。
- (31) 後期高齢者医療保険料の徴収金に係る交付要求及び参加差押えに関する事。
- (32) 後期高齢者医療保険料の徴収金に係る滞納処分の停止に関する事。
- (33) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する登記、登録等の嘱託に関する事。

生活援護課長（堺保健福祉総合センターにあっては、生活援護第一課長及び生活援護第二課長）専決事項

- (1) 保健福祉総合センター所長事務委任規則（平成18年規則第46号）により保健福祉総合センター所長に委任された事務（以下この条において「所長委任事務」という。）のうち、生活保護法に基づく申請又は職権による保護の変更に関する事。
- (2) 所長委任事務のうち、生活保護法に基づく相談、助言、立入調査及び受診命令に関する事。
- (3) 所長委任事務のうち、生活保護法に基づく保護の方法に関する事。
- (4) 所長委任事務のうち、生活保護法に基づく届出の受理に関する事。
- (5) 所長委任事務のうち、生活保護法に基づく費用の返還及び徴収に係る方法の決定、遺留金品の処分並びに保護金品の返還の免除に関する事。
- (6) 所長委任事務のうち、生活保護法に基づく損害賠償の請求に関する事。
- (7) 生活保護法に基づく費用の支出に関する事。

地域福祉課長専決事項

- (1) 所長委任事務のうち、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく措置、指導、調査、届出の受理等並びにこれらに準ずる措置等に関すること。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条の規定に基づく事務に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付（自立支援医療費に係るものを除く。）及び地域生活支援事業の支給決定等に関すること（身体障害者（児）及び知的障害者（児）に係るものに限る。）。
- (4) 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給決定等に関すること（美原区役所を除く区役所にあつては、精神に障害のある児童及び難病等の児童に係る放課後等デイサービスに関するものを除く。）。
- (5) 肢体不自由児通所医療費並びに障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給決定等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく措置等及びこれらに準ずる措置等の決定、便宜の供与その他障害者（児）に係る福祉サービスの支給決定等に関すること。
- (7) 老人福祉法第32条又は知的障害者福祉法第28条の規定による後見開始等の審判の請求等に関すること。
- (8) 前号に要する費用の支出並びに求償及び徴収に関すること。
- (9) 所管に係る成年後見制度利用支援給付金の交付等に関すること。
- (10) 児童福祉法の規定による措置等に関すること。
- (11) 介護保険被保険者証の交付、検認及び更新に関すること。
- (12) 職権による被保険者資格の取得及び喪失の決定に関すること。
- (13) 介護保険料の賦課及び更正決定に関すること。
- (14) 介護保険料の賦課に対する減免申請に関すること。
- (15) 介護保険料の徴収金の徴収猶予及び換価猶予に関すること。
- (16) 介護保険料の徴収金に係る財産差押えに関すること。
- (17) 介護保険料の徴収金に係る交付要求及び参加差押えに関すること。

- (18) 介護保険料の徴収金に係る滞納処分の停止に関する事。
- (19) 介護保険法に基づく保険給付の制限及び解除に関する事。
- (20) 介護保険料の徴収に関する登記、登録等の嘱託に関する事。
- (21) 介護給付費、第1号事業支給費等の支給決定及び返還（長寿社会部長専決事項及び介護保険課長専決事項に係るものを除く。）並びに高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の受領委任払の承認に関する事。
- (22) 介護保険に係る負担割合、負担限度額認定等の決定、介護保険負担割合証等の交付等に関する事。
- (23) 介護保険の利用者負担額の減免に関する事。
- (24) 要介護認定等の決定、更新及び取消しに関する事。
- (25) 要介護認定等に係る診断命令に関する事。
- (26) 給付管理票の作成等に関する事。
- (27) 精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付の経由に関する事（美原区役所の地域福祉課長に限る。）。
- (28) 身体障害者手帳無料診断受診申請書の受理及び進達に関する事。
- (29) 精神障害者保健福祉手帳診断書料給付申請書の受理及び進達に関する事（美原区役所の地域福祉課長に限る。）。
- (30) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費（更生医療に限る。）の申請の経由に関する事。
- (31) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費（精神通院医療に限る。）の申請の経由に関する事（美原区役所の地域福祉課長に限る。）。

子育て支援課長専決事項

- (1) 所長委任事務のうち、児童福祉法又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく措置、指導、調査、届出の受理、便宜の供与その他これらに準ずる措置等に関する事。
- (2) 所長委任事務のうち、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付（同法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に係る認定、変更の認定、認定の取消し及び届出の受理に関する事。
- (3) 所長委任事務のうち、子ども・子育て支援法の規定により市が定める額に基づく徴収すべき額の決定及び支払を命ずる額の決定に関する事。

- (4) 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の実施に関すること。
- (5) 母子父子寡婦福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。）の貸付け、償還、徴収等に関すること。
- (6) 児童扶養手当の認定に関すること。
- (7) 児童扶養手当証書の交付に関すること。
- (8) 児童手当の認定に関すること。
- (9) 子ども手当の認定に関すること。
- (10) 堺市DV被害者等自立支援金の支給に関すること（女性相談に係るものに限る。）。
- (11) 助産の支出に関すること。
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（育成医療に限る。）の給付の申請の受理及び進達に関すること。
- (13) 母子保健法に基づく未熟児養育医療の医療給付の申請の受理及び進達に関すること。
- (14) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給決定に関すること。
- (15) 産後ケア事業の利用の決定に関すること。
- (16) 児童福祉法に基づく子育て短期支援事業の利用の決定、勸奨及び措置に関すること。

出納課長専決事項 略

（事業所の長等の専決事項）

第13条 次に掲げる職員は、第11条の各部長共通専決事項として定める事項について専決する。

東京事務所長 博物館副館長 クリーンセンター所長（第1号から第8号までに定めるものに限る。） 保健所次長 子ども相談所長 保健福祉総合センター所長（南区役所を除く。）

2 前項の職員のうち、次に掲げる職員は、同項に定めるもののほか、次に定める事項について専決する。

子ども相談所長専決事項

- (1) 児童福祉法第33条の6第1項又は第3項の規定による児童自立生活援助の実施の決定に関すること。

3 次に掲げる職員は、前条の各課長共通専決事項として定める事項について専決する。

東京事務所次長 消費生活センター所長 平和と人権資料館長 東工場長 浄化ステー

ション所長 環境事業所長 障害者更生相談所長 斎場長 こころの健康センター次長
(第8号に定めるものを除く。) 衛生研究所次長 動物指導センター所長 生活衛生セ
ンター所長 子ども相談所次長(育成相談課管理係の所掌に係る事項に限る。) 一時保
護所長 港湾事務所長 地域整備事務所長 自転車対策事務所長 公園事務所長 市民
センター所長 保健センター所次長(第8号に定めるものを除く。)

4 から 9 まで 略

10 保健センター所長は、次に定める事項について専決する。

- (1) 保健センター所次長の休暇、欠勤、遅参、早退及び出張(海外出張を除く。)並び
に地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤
務の承認に関する事。
- (2) 保健センター所次長の週休日の指定及び週休日の振替並びに休日及び休日の代休日
の指定に関する事。
- (3) 保健センター所次長の子の保育所その他これに類する保育施設等への送迎、同居の
親族の看護又は介護、子(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部
の第1学年から第3学年までの子に限る。)の養育及び献血並びに骨髓バンク事業にお
けるドナー登録の申出に係る職務専念義務の免除の承認に関する事。
- (4) 保健センター所次長の旧姓使用の承認に関する事。
- (5) 国若しくは他の地方公共団体又はその他の研修機関の行う研修への所属職員の派遣
(派遣期間が6日以内のものに限る。)に関する事。
- (6) 健康増進法に基づく栄養の改善及びその他の生活習慣の改善に関する相談、必要な
栄養指導その他の保健指導及びこれらに付随する業務の実施に関する事。
- (7) 健康増進法に基づく健康増進事業の実施(個別方式で実施する健(検)診を除く。)
に関する事。
- (8) 健康増進法に基づく健(検)診の無料受診券及び受診券の発行並びに健(検)診後
の追跡調査に関する事。
- (9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る定期
健康診断の実施に関する事。
- (10) 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期及び臨時の予防接種の実施に
関する事。
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者又はその家族から
の相談及びこれらの者への指導に関する事。

- (12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく後見開始等の審判の請求等に関すること。
- (13) 前号に要する費用の支出並びに求償及び徴収に関すること。
- (14) 所管に係る成年後見制度利用支援給付金の交付等に関すること。
- (15) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者の医療保護入院の同意を行うこと。
- (16) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請、届出、報告等の経由に関すること（美原保健センター所長にあつては、精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付の経由を除く。）。
- (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付（自立支援医療費に係るものを除く。）及び地域生活支援事業の支給決定等に関すること（精神障害者及び難病患者等に係る事項に限る。）（美原保健センター所長を除く。）。
- (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（精神通院医療に限る。）の申請の経由に関すること（美原保健センター所長を除く。）。
- (19) 母子保健法に基づく保健指導、新生児訪問指導及び健康診査並びに乳児家庭全戸訪問事業の実施に関すること。
- (20) 母子保健法に基づく妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (21) 母子保健法に基づく妊産婦の訪問指導の実施、低体重児の届出の受理及び未熟児の訪問指導の実施に関すること。
- (22) 介護保険法に基づく通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業の実施に関すること。
- (23) 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給決定等に関すること（精神に障害のある児童及び難病等の児童に係る放課後等デイサービスに関するものに限る。）（美原保健センター所長を除く。）。
- (24) こども健康手帳の交付に関すること。
- (25) 妊産婦及び乳児の健康診査受診票の交付並びに助成申請の経由に関すること。
- (26) 保健所等ボランティア通訳の登録の決定及び取消しに関すること。
- (27) 精神障害者保健福祉手帳診断書料給付申請書の受理及び進達に関すること（美原保健センター所長を除く。）。

- (28) 不育症検査費用助成事業の助成申請の経由に関すること。
- (29) 小児慢性特定疾病医療費の支給申請及び日常生活用具の給付申請の経由に関すること。
- (30) 特定医療費の支給認定に係る申請等の経由に関すること。
- (31) 大阪府特定疾患医療受給者証交付申請等の経由に関すること。
- (32) 原爆被爆者健康手帳交付申請その他の各手当の経由に関すること。
- (33) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の無料受診券の発行(再発行を含む。)及び特定保健指導の実施に関すること。
- (34) 所管の検診等に係る検診料及び一部負担金の免除に関すること。

(係長専決事項)

第14条 係長(グループ制を敷く組織にあつては、課長がグループのリーダーとして指名する課長補佐、主幹又は主査)は、次に定める事項について専決する。

- (1) 所属職員の市内の出張(旅費の支出が伴わないものに限る。)に関すること。
- (2) 公簿を閲覧させること。
- (3) 定例的かつ軽易な文書の経由及び進達に関すること。
- (4) 定例的かつ軽易な報告、依頼、届出、照会及び回答に関すること。

2 総務担当課の経理を担当する係長(グループ制を敷く組織にあつては、経理を担当するグループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹又は主査)は、次に定める事項について専決する。

- (1) 1,000,000円未満の支出命令に関すること。

3 総務サービス課長が指名する主査は、次に定める事項について専決する。

- (1) 職員の出退勤の記録の整理に関すること。
- (2) 職員に係る諸証明に関すること。

(補助執行事務等に係る専決事項)

第15条 この規則において市長の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定める職員に補助執行させ、専決処理させるものとする。

- (1) 第10条中各局長共通専決事項 会計管理者、教育次長、教育監
- (2) 第11条中各部長共通専決事項 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、人事委員会事務局長、教育委員会事務局の部長及び担当部長、教育センター所長、中央図書館長
- (3) 第12条中各課長共通専決事項 選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局監査

課長、農業委員会事務局次長、人事委員会事務局次長、教育委員会事務局の課長及び室長、教育機関の長（学校（園）長及び前号に定める教育機関の長を除く。）

(4) 第12条中総務担当課長共通専決事項 教育委員会事務局総務課長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局監査課長、農業委員会事務局次長、人事委員会事務局次長

(5) 前条第2項に規定する総務担当課の経理担当係長等専決事項 教育委員会事務局総務課財務係長、選挙管理委員会事務局総務係長、人事委員会事務局調査係長、監査委員事務局監査課及び農業委員会事務局の課長補佐、主幹又は主査（経理を担当するグループのリーダーとして課長が指名する者に限る。）

(6) 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）の教職員に係る次に掲げる事項
教職員企画課長

ア 児童手当の認定に関すること。

イ 給与その他の給付の支出に関すること。

ウ 退職手当の支出に関すること。

(7) 次に掲げる事項 学校給食課長

ア 学校給食費の減免及び還付に関すること。

イ 学校給食費に係る過誤納金の充当に関すること。

(8) 学校（園）長の専決に係る過年度支出（過誤納金の還付に係るものを除く。）に関する事項 学校管理部長

(9) 次に掲げる事項 学校（園）長

ア 1件100,000円以下の謝礼金その他報償費の支出に関すること。

イ 予定価格（堺市契約規則第19条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、契約期間中の予定総額をいう。以下この号において同じ。）1件300,000円以下の物品（教員用の教科書及び指導書並びに図書を除く。）の買入れ（印刷製本を含む。）及び修繕に関すること。

ウ 教員用の教科書及び指導書の買入れ並びに軽易な役務の提供に関すること。

エ 予定価格1件1,600,000円以下の図書の買入れに関すること。

オ 予定価格（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあっては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあっては初年度の年額を当該契約期間の全期間

に係る額に換算した額とする。) 1件500,000円以下の物件(不動産にあっては、一時使用に係る駐車場に限る。)の使用及び借入れに関すること。

カ 予定価格1件500,000円以下の施設及び設備の修繕に関すること。

キ 予定価格(長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあっては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあっては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。) 1件300,000円以下の業務委託(学校施設の維持管理及び廃棄物処理並びに労働者派遣に係るものを除く。)に関すること。

ク 1件100,000円以下の研修会等の出席負担金の支出に関すること。

2 前項第1号から第4号までの規定により当該各号に定める職員が専決処理すべきものとされた事項については、事務執行上適当と認めるときは、その範囲を指定して、同項第1号に規定する事項を理事に、同項第2号に規定する事項を部理事に、同項第3号及び第4号に規定する事項を副理事又は参事に補助執行させ、専決処理させることができる。

3 この規則において市長の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事項については、議会局の職員を市長事務部局の職員として辞令を用いて発令することなく併任し、それぞれ当該各号に定める職員に専決処理させるものとする。

(1) 第10条中各局長共通専決事項並びに堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年規則第27号)第3条に規定する政務活動費交付申請書等の受理に関すること、同規則第4条に規定する政務活動費の額の決定等に関すること及び同規則第5条に規定する政務活動費交付請求書の受理に関すること。 議会議長

(2) 第11条中各部長共通専決事項 議会局次長

(3) 第12条中各課長共通専決事項 議会局の課長

(4) 第12条中総務担当課長共通専決事項 議会局政策総務課長

(5) 前条第2項に規定する総務担当課の経理担当係長専決事項 議会局政策総務課の経理を担当する係長

(市長の権限に属する事務の本庁への事務移管等)

第16条 区役所の課長、市民センター所長、保健センター所長及び保健センター所次長は、市長の権限に属する事務の執行において、次の各号のいずれかに該当する事項があるときは、区長の決裁を受けたのち、当該案件を本庁の当該業務の指導及び調整を所管する部局(以下「本庁所管部局」という。)に移管するものとする。

- (1) 介護保険に係る減免申請並びに徴収に関する特例処理及び換価猶予に関するもののうち、法令等において事務処理の基準が明確でないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が全市的に統一した処理を行う必要がある等の理由により、本庁に移管すべきと判断したもの
(委任事務に係る本庁との協議等)

第17条 区長又は保健福祉総合センター所長の委任事務の執行において、専決権限を有する者は、次の各号のいずれかに該当する事項があるときは、本庁所管部局に事前に協議し、その結果に基づき専決するものとする。

- (1) 特に重要又は異例に属するもの
- (2) 全市的に統一した処理が必要となるもの

2 区長又は保健福祉総合センター所長の委任事務の執行において、課長は、不服申立て(行政不服審査法等の法令に基づくものに限る。)があったときは、区長の委任事務については区長に、保健福祉総合センター所長の委任事務については同所長に指示を受け、当該案件を処理しなければならない。

附 則 略

○堺市区行政の推進に関する規程

平成12年2月10日

庁達第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、本市における区行政を積極的に推進するに当たり、区民の意見を反映しつつ、区域の実情に応じた区行政の実現を図るため、区域内において本市が実施する事務事業に関し、事業部局（区域内において実施する事務事業を所管する局又は部をいう。以下同じ。）と区役所及び各区役所間の連絡調整を円滑に行うことについて必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 事業部局の長及び区長は、区域内における事務事業の計画策定及び実施に当たっては、相互に協力して、その円滑な推進を図るよう努めなければならない。

(情報の提供及び協議)

第3条 事業部局の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係する区長にこれを通知し、当該区長の求めに応じて協議するものとする。

- (1) 事務事業の計画を策定し、若しくは実施する場合又は事務事業の重要な変更を行う場合
- (2) 事務事業を実施するに際して、自治会その他の団体の協力を得る場合
- (3) 住民から事業部局に対して直接陳情等がなされた場合及びこれらに対する回答をする場合
- (4) 主要な工事に着手する場合及び当該工事が完成した場合
- (5) 催事、講演会その他これらに類する行事を実施する場合

(相互の連携)

第4条 区長は、その所管する区域（以下「所管区域」という。）内の事務事業に関する住民の意見、要望その他所管区域に関する情報等を事業部局の長に対して積極的に提供しなければならない。

- 2 区長は、所管区域内の実情に応じた区行政を推進するため、事業部局の長に対し、事務事業に関する説明若しくは資料の提供を求め、又は事務事業について意見を述べるができる。
- 3 区長は、事業部局の所管区域における広報活動に積極的に協力するものとする。

(他の行政機関等との連携)

第5条 区長は、所管区域内の総合的な公共サービスの推進を図るため、当該区域内の他の行政機関及び公共機関との緊密な連携に努めなければならない。

(区長会議)

第6条 区行政の推進を図り、事業部局と区役所及び各区役所間において連絡調整を要する重要事項の協議を行うため、区長会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、各区役所に共通する事務事業等の課題に関し、所管する事業部局の長に対して、計画の策定及び実施並びに計画の実施に要する予算について意見を述べることができる。

(委任)

第7条 この規程の施行並びに会議の組織及び運営について必要な事項は、市民人権局長が定める。

附 則 略

○堺市区長会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市区行政の推進に関する規程（平成12年庁達第1号）第7条の規定に基づき、区長会議の組織及び運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 区長会議は、市民人権局長及び区長の職にある者をもって構成する。

2 市長及び副市長は、必要に応じて区長会議の会議に出席するものとする。

(座長及び副座長)

第3条 区長会議に座長及び副座長を置き、座長は市民人権局長の職にある者を、副座長は堺区長の職にある者をもって充てる。

2 座長は、区長会議を主宰し、議事その他の会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 区長会議の会議は、必要に応じて、座長が招集する。

(関係職員の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 区長会議の庶務は、区政推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、区長会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則 略

○堺市区政策会議に関する条例

令和3年3月31日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現に資するため、区における区政策会議の開催等に関する基本的事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内に住所を有し、又は当該区域内に存する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者及び当該区域内において公益的活動、事業活動等を行う者をいう。
- (2) 区政策会議 区の区域内において市が実施する施策等について、次条第1項各号に掲げる者から意見を聴取するために開催する会合をいう。

(区政策会議の開催に係る基準)

第3条 区長は、区政策会議を開催し、次に掲げる者から意見を聴取するものとする。この場合において、区長は、公平性及び透明性が確保され、並びに区民等の多様な意見が適切に反映されるよう、その構成に留意しなければならない。

- (1) 公益的活動を行う区民等
- (2) 区長が行う公募に応じた区民等
- (3) 学識経験者その他専門的知識を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

2 前項の規定により意見を聴取することができる事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項
- (2) 市が実施する主要な施策、事業等の方向性、方針及び評価等に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 前2項に定めるもののほか、区政策会議は、規則で定める基準に従い開催するものとする。

(区政策会議の意見の反映等)

第4条 区長は、区政策会議における意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。この場合において、市長その他執行機関は、必要があると認めるときは、当該措置に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

○堺市区政策会議に関する条例施行規則

令和３年３月３１日

規則第５２号

(趣旨)

第１条 この規則は、堺市区政策会議に関する条例（令和３年条例第１０号）第３条第３項及び第５条の規定に基づき、区政策会議の開催に係る基準その他同条例の施行について必要な事項を定める。

(区政策会議の開催に係る基準)

第２条 区政策会議において区長が意見の聴取（以下「意見聴取」という。）をしようとする場合におけるその構成等に関する基準は、次のとおりとする。

- (１) 意見聴取を依頼する者は、１０人以上３０人以下の範囲内とする。
- (２) 意見聴取を依頼する期間は、２年以内の期間とする。
- (３) 区政策会議の会議（以下単に「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、堺市情報公開条例（平成１４年条例第３７号）第７条各号に掲げる情報を取り扱う場合その他区長が必要があると認める場合は、この限りでない。
- (４) 区長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成するものとする。

ア 会議の日時及び場所

イ 会議に出席した者の氏名

ウ 会議の内容

エ その他区長が必要と認める事項

(区政策会議の意見の反映)

第３条 区長は、区政策会議における意見を勘案し、必要があると認めるときは、関係部局の長に対し、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(委任)

第４条 この規則に定めるもののほか、区政策会議の開催に係る基準等について必要な事項は、区長が定める。

附 則 略

4 統計関係

(1) 区別推計人口

(令和6年4月1日現在)

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	全市
世帯	76,430 20.52%	51,118 13.72%	37,736 10.13%	59,332 15.93%	58,848 15.80%	73,736 19.80%	15,280 4.10%	372,480
人口	149,130 18.45%	117,592 14.55%	84,281 10.43%	132,882 16.44%	131,015 16.21%	156,827 19.40%	36,677 4.54%	808,404
(内男)	(73,929)	(56,072)	(39,923)	(63,230)	(60,197)	(73,223)	(17,625)	(384,199)
(内女)	(75,201)	(61,520)	(44,358)	(69,652)	(70,818)	(83,604)	(19,052)	(424,205)
面積 (K m ²)	23.66 15.79%	17.88 11.93%	10.49 7.00%	28.62 19.10%	40.39 26.96%	15.60 10.41%	13.20 8.81%	149.83
人口密度 (人 / K m ²)	6,303	6,577	8,034	4,643	3,244	10,053	2,779	5,395

(資料: 市長公室政策企画部調査統計担当)

年度別推移

(各年4月1日)

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯	353,417	355,197	357,881	360,779	367,051	367,540	370,239	372,480
人口	835,467	831,858	829,088	826,481	823,731	817,441	813,153	808,404
(内男)	(399,955)	(397,927)	(396,447)	(394,948)	(392,536)	(388,789)	(386,599)	(384,199)
(内女)	(435,512)	(433,931)	(432,641)	(431,533)	(431,195)	(428,652)	(426,554)	(424,205)

(資料: 市長公室政策企画部調査統計担当)

(2) 住民基本台帳・印鑑登録者数

(令和6年3月末現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
住基人口	147,131 18.06%	118,684 14.57%	85,773 10.53%	135,349 16.62%	133,705 16.41%	156,500 19.21%	37,455 4.60%	814,597 100.00%
(世帯)	(80,742)	(56,828)	(40,741)	(65,241)	(64,595)	(76,811)	(17,508)	(402,466)
(男)	(72,377)	(57,443)	(40,827)	(65,207)	(61,924)	(73,807)	(18,231)	(389,816)
(女)	(74,754)	(61,241)	(44,946)	(70,142)	(71,781)	(82,693)	(19,224)	(424,781)
印鑑登録者数	88,356 17.65%	72,969 14.57%	53,790 10.74%	82,470 16.47%	87,274 17.43%	92,332 18.44%	23,485 4.69%	500,676 100.00%

(資料: 市民人権局市民生活部戸籍住民課)

年齢別人口【住民基本台帳人口(外国人住民を含む)】・平均年齢

(令和6年3月末現在)

年齢	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
0~14	15,780 10.73%	14,828 12.49%	10,771 12.56%	16,799 12.41%	13,962 10.44%	19,597 12.52%	4,394 11.73%	96,131 11.80%
15~64	91,654 62.29%	71,352 60.12%	49,474 57.68%	82,701 61.10%	72,438 54.18%	98,378 62.86%	21,542 57.51%	487,539 59.85%
65~	39,697 26.98%	32,504 27.39%	25,528 29.76%	35,849 26.49%	47,305 35.38%	38,525 24.62%	11,519 30.75%	230,927 28.35%
再掲(100~)	(91)	(61)	(53)	(82)	(86)	(81)	(21)	(475)
総数	147,131	118,684	85,773	135,349	133,705	156,500	37,455	814,597
平均年齢	47.1	46.7	47.8	46.5	51.0	45.6	48.2	47.4

(資料: 市長公室政策企画部調査統計担当)

(3)外国人住民国籍・地域別人員調査表

(令和6年3月末現在)

国名	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
中 国	1,293	452	205	490	1,565	742	150	4,897
韓国及び朝鮮	1,352	396	244	522	355	612	145	3,626
ベトナム	1,616	532	350	625	771	324	404	4,622
フィリピン	410	160	83	176	173	121	99	1,222
ブラジル	125	57	15	89	11	19	11	327
その他	1,182	346	333	450	396	483	252	3,442
合 計	5,978	1,943	1,230	2,352	3,271	2,301	1,061	18,136

(資料:市民人権局市民生活部戸籍住民課)

(4)戸籍事件表

(令和5年度)

事件の種類	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
出 生	1,530	1,123	802	1,195	934	1,630	323	7,537
国 籍 留 保	16	13	5	11	8	8	2	63
認 知	37	35	18	32	44	17	13	196
養 子 縁 組	128	121	76	93	109	100	24	651
養 子 離 縁	45	33	13	45	41	41	12	230
法 73 条 の 2 法 69 条 の 2	3	2	1	2	6	1	0	15
婚 姻	1,938	1,128	785	1,300	1,041	1,632	344	8,168
離 婚	579	403	246	419	351	426	104	2,528
法 77 条 の 2 法 75 条 の 2	263	202	103	190	180	213	43	1,194
親権・未成年者の後 見・後見監督	15	10	3	9	5	7	2	51
死 亡	3,847	2,033	1,206	2,305	1,959	2,336	579	14,265
失 踪	3	3	1	2	0	1	0	10
復 氏	7	1	2	5	3	2	1	21
姻族関係終了	6	4	2	4	2	6	2	26
相 続 人 廃 除	1	0	0	0	0	0	0	1
入 籍	326	303	146	364	265	337	80	1,821
分 籍	58	28	19	35	35	33	7	215
国 籍 取 得	2	0	0	0	0	3	1	6
帰 化	28	14	7	2	14	19	0	84
国 籍 喪 失	4	4	3	1	1	1	0	14
国 籍 選 択	8	5	7	6	8	6	1	41
外国国籍喪失	0	0	0	0	0	0	0	0
氏 変 更	23	15	9	20	14	21	4	106
名 変 更	3	5	0	4	7	4	0	23
転 籍	574	446	418	517	501	558	167	3,181
就 籍	0	0	0	0	0	0	0	0
訂 正・更 正	98	40	30	60	41	56	14	339
追 完	5	1	0	1	0	1	0	8
そ の 他	5	5	3	10	6	9	1	39
不 受 理 申 出	77	52	29	0	30	41	12	241
合 計	9,629	6,029	3,934	6,632	5,605	7,509	1,736	41,074

(資料:市民人権局市民生活部戸籍住民課)

(5)住民基本台帳届出件数累計表

(令和5年度)

事件の種類	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
転入	6,598	2,408	1,891	3,410	2,027	4,672	937	21,943
出生	965	696	579	811	541	1,219	210	5,021
区間異動	1,365	1,203	818	1,116	674	1,363	333	6,872
転出	5,213	2,577	1,905	3,221	2,584	4,519	962	20,981
死亡	1,927	1,520	1,093	1,686	1,784	1,753	513	10,276
転居	3,037	1,619	781	1,824	1,962	2,199	233	11,655
世帯変更	1,562	1,281	887	1,434	1,402	1,719	420	8,705
(世帯主変更)	994	799	595	919	1,063	1,093	281	5,744
(世帯一部変更)	8	8	4	10	8	12	4	54
(世帯分離)	341	385	227	358	282	305	107	2,005
(世帯合併)	219	89	61	147	49	309	28	902
その他	233	109	60	133	143	122	80	880
(職権記載)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)
(職権回復)	(4)	(7)	(1)	(0)	(2)	(5)	(0)	(19)
(帰化・国籍喪失)	(14)	(12)	(3)	(1)	(11)	(11)	(0)	(52)
(転出取消)	(36)	(30)	(25)	(26)	(22)	(38)	(10)	(187)
(職権消除)	(177)	(60)	(31)	(106)	(108)	(68)	(70)	(620)
項目修正	4,681	2,476	1,704	2,744	2,421	3,313	1,019	18,358
転入通知	4,801	2,415	1,818	3,049	2,367	4,244	828	19,522
合計	30,382	16,304	11,536	19,428	15,905	25,123	5,535	124,213

(資料：市民人権局市民生活部戸籍住民課)

注

- ① 処理日、受付番号が同一であれば、一件数として計上しています。
 ② 住居表示は、項目修正に含まれます。

(6) 各種相談件数

(令和5年度)

		堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
1	市 民 相 談 (面談) (電話)	596	446	207	152	228	280	249	2,158
		(224)	(200)	(127)	(96)	(122)	(165)	(110)	(1,044)
		(372)	(246)	(80)	(56)	(106)	(115)	(139)	(1,114)
		27.62%	20.67%	9.59%	7.04%	10.57%	12.97%	11.54%	
2	法 律 相 談	724	487	387	472	458	388	139	3,055
		23.70%	15.94%	12.67%	15.45%	14.99%	12.70%	4.55%	
3	行 政 相 談	4	0	0	1	1	3	0	9
		44.44%	0.00%	0.00%	11.11%	11.11%	33.33%	0.00%	
4	人権擁護委員 による人権相談	0	0	0	2	2	4	0	8
		0.00%	0.00%	0.00%	25.00%	25.00%	50.00%	0.00%	
5	行 政 書 士 に よ る 相 談	8	9	10	7	17	5	6	62
		12.90%	14.52%	16.13%	11.29%	27.42%	8.06%	9.68%	
6	交通事故相談	166							166
7	登記・測量相談	65							65
8	教 育 相 談	24	16	17	6	7	35	26	131
		18.32%	12.21%	12.98%	4.58%	5.34%	26.72%	19.85%	
9	児 童 相 談	712	955	441	665	636	822	228	4,459
		15.97%	21.42%	9.89%	14.91%	14.26%	18.43%	5.11%	
10	ひ と り 親 相 談	338	393	322	703	935	994	984	4,669
		7.24%	8.42%	6.90%	15.06%	20.03%	21.29%	21.08%	
11	女 性 相 談	240	354	208	338	279	363	85	1,867
		12.85%	18.96%	11.14%	18.10%	14.94%	19.44%	4.55%	
12	労 働 相 談	451	1	1	1	3	4	1	462
		97.62%	0.22%	0.22%	0.22%	0.65%	0.87%	0.22%	
13	就 労 相 談 ※1	834	14	14	24	42	55	5	988
		84.41%	1.42%	1.42%	2.43%	4.25%	5.57%	0.51%	
14	生活・仕事相談	441	246	168	234	223	279	70	1,661
		26.55%	14.81%	10.11%	14.09%	13.43%	16.80%	4.21%	
計		4,603	2,921	1,775	2,605	2,831	3,232	1,793	19,760
		23.29%	14.78%	8.98%	13.18%	14.33%	16.36%	9.07%	

※1: 堺区のうち、1件はサンスクエア堺(堺市立勤労者総合福祉センター)での相談件数

(資料: 市民人権局市民生活部区政推進課、市長公室広報戦略部市政情報課、市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課
教育委員会事務局総務部教育政策課、子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課
産業振興局産業戦略部雇用推進課、健康福祉局生活福祉部地域共生推進課)

(7) 市民相談事項別件数

(令和5年度)

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
借 地	4	3	0	0	0	1	0	8
借 家	49	4	6	4	2	4	0	69
不 動 産	16	34	19	10	13	13	21	126
金 銭 貸 借	24	16	7	12	5	12	6	82
離 婚	22	15	2	15	6	11	6	77
損害賠償・慰謝料	5	4	4	2	3	0	2	20
高 齢 者 問 題	23	6	8	1	13	3	17	71
労 働 問 題	11	9	2	2	3	6	2	35
生 活 困 難	12	9	6	4	1	4	2	38
家 庭	70	21	13	16	18	24	6	168
遺 言 ・ 相 続	137	87	37	39	78	72	33	483
近 隣 問 題	116	96	72	35	39	53	41	452
そ の 他	107	142	31	12	47	77	113	529
合 計	596	446	207	152	228	280	249	2,158

(資料: 市民人権局市民生活部区政推進課)

(8) 法律相談事項別件数

(令和5年度)

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
離 婚	72	67	38	51	65	50	12	355
親 権 ・ 扶 養 (料)	16	5	4	8	5	9	1	48
相 続 (遺 産 分 割) ・ 遺 言	152	110	104	106	131	96	49	748
そ の 他 家 事	44	22	18	23	19	22	7	155
地 代 ・ 家 賃	19	10	13	5	10	10	1	68
登 記 ・ 境 界	30	9	15	15	12	8	14	103
そ の 他 不 動 産	91	48	35	42	50	48	17	331
損 害 賠 償	73	60	45	61	49	41	8	337
債権・債務(サラ金・クレジット除く)	84	64	35	64	33	41	9	330
サラ金・クレジットの債務整理	32	20	20	20	11	11	1	115
そ の 他 サ ラ 金 ・ ク レ ジ ャ ッ ト	9	5	4	3	5	5	3	34
刑事(少年含む)	10	13	8	7	9	1	2	50
近 隣 問 題	26	18	17	21	19	12	6	119
そ の 他	66	36	31	48	40	34	9	264
合 計	724	487	387	474	458	388	139	3,057

(資料: 市民人権局市民生活部区政推進課)

(9)生活保護の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
被保世帯	5,623	2,745	1,417	2,981	3,120	3,091	430	19,407
護人員	6,761	3,521	1,763	3,747	4,160	3,869	568	24,389
保護率	45.95%	29.67%	20.55%	27.68%	31.11%	24.72%	15.16%	29.94%
種類別保護人員								
生活扶助	6,063	3,169	1,569	3,328	3,685	3,410	498	21,722
住宅扶助	6,114	3,178	1,556	3,361	3,858	3,520	487	22,074
医療扶助	5,843	3,096	1,514	3,248	3,688	3,354	501	21,244
教育扶助	335	264	94	235	230	214	35	1,407
介護扶助	1,775	1,078	443	1,107	1,072	1,014	205	6,694
その他扶助	55	28	19	35	44	28	7	216

(資料:健康福祉局生活福祉部生活援護管理課)

(10)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付状況

ア 身体障害者手帳

単位:人

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
視覚障害								
18歳未満	5	5	1	7	4	4	1	27
18歳以上	415	263	251	360	382	358	97	2,126
聴覚障害								
18歳未満	20	10	8	21	5	14	5	83
18歳以上	484	424	316	546	586	489	131	2,976
平衡機能障害								
18歳未満	0	1	0	1	0	1	0	3
18歳以上	72	56	35	62	82	68	18	393
肢体不自由								
18歳未満	48	48	19	64	56	53	10	298
18歳以上	3,294	2,496	1,698	2,966	3,497	3,033	912	17,896
内部障害								
18歳未満	19	19	9	26	26	25	6	130
18歳以上	2,066	1,496	1,122	1,711	1,981	1,883	500	10,759
計	6,423	4,818	3,459	5,764	6,619	5,928	1,680	34,691

(資料:健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所)

イ 療育手帳

単位:人

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
A								
18歳未満	112	100	56	124	131	138	31	692
18歳以上	455	451	294	472	626	473	132	2,903
B1								
18歳未満	69	70	59	68	75	96	25	462
18歳以上	377	262	171	309	356	304	95	1,874
B2								
18歳未満	236	271	167	260	254	257	71	1,516
18歳以上	443	283	203	289	365	373	99	2,055
計	1,692	1,437	950	1,522	1,807	1,641	453	9,502

(資料:健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所)

ウ 精神障害者保健福祉手帳

単位:人

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
1級								
18歳未満	1	1	0	3	2	2	0	9
18歳以上	380	222	119	203	257	246	73	1,500
2級								
18歳未満	47	28	27	39	51	41	11	244
18歳以上	1,858	1,193	760	1,275	1,454	1,476	321	8,337
3級								
18歳未満	78	51	45	66	51	70	17	378
18歳以上	364	241	154	248	325	330	62	1,724
計	2,728	1,736	1,105	1,834	2,140	2,165	484	12,192

(資料:健康福祉局健康部精神保健課)

(11)国民健康保険被保険者数

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
世帯	19,598	15,185	10,243	15,833	17,491	17,588	4,735	100,673
人員	27,269	23,181	14,781	23,229	25,960	25,301	7,355	147,076

(資料:健康福祉局長寿社会部国民健康保険課)

(12) 公費医療費助成制度

単位:人 (令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
障害者医療費助成制度	2,445	2,063	1,464	2,271	2,783	2,523	675	14,224
ひとり親家庭医療費助成制度	2,518	2,982	1,334	2,438	2,925	2,527	782	15,506
子ども医療費助成制度	18,200	17,231	12,979	20,519	16,976	23,472	5,415	114,792
計	23,163	22,276	15,777	25,228	22,684	28,522	6,872	144,522

(資料:健康福祉局長寿社会部医療年金課)

(13) 後期高齢者医療制度

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
後期高齢者医療被保険者数	21,070	18,178	15,105	19,944	27,727	22,126	6,705	130,855

(資料:大阪府後期高齢者医療広域連合)

(14) 国民年金被保険者数

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	区不明	計
第1号被保険者	19,364	16,007	9,814	16,196	15,871	18,706	4,680	38	100,676
強 制	261	114	144	194	257	206	57	1	1,234
任意	19,625	16,121	9,958	16,390	16,128	18,912	4,737	39	101,910
小 計	8,470	7,687	5,632	9,329	7,968	10,737	2,430	10	52,263
第3号被保険者	28,095	23,808	15,590	25,719	24,096	29,649	7,167	49	154,173
計	342	121	85	139	142	176	81	31	1,117
不在(第3号を除く)									

(資料:健康福祉局長寿社会部医療年金課)

(15) 介護保険関係

ア 第1号被保険者数

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
人員	39,640	32,316	25,537	35,726	47,442	38,607	11,424	230,692
(内前期高齢者) (65~74歳)	(16,637)	(13,246)	(9,954)	(14,811)	(18,400)	(15,201)	(4,546)	(92,795)
(内後期高齢者) (75歳以上)	(23,003)	(19,070)	(15,583)	(20,915)	(29,042)	(23,406)	(6,878)	(137,897)

(資料:健康福祉局長寿社会部介護保険課)

イ 要介護(要支援)認定者数

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
要支援1	2,419	1,695	1,508	2,007	2,680	2,160	477	12,946
要支援2	1,554	1,218	861	1,558	1,560	1,876	337	8,964
要介護1	1,926	1,451	1,066	1,662	2,009	1,363	459	9,936
要介護2	1,584	1,306	880	1,529	1,686	1,402	440	8,827
要介護3	1,255	950	695	1,128	1,116	1,126	311	6,581
要介護4	1,431	1,039	834	1,132	1,230	1,245	349	7,260
要介護5	1,012	719	577	788	903	859	264	5,122
計	11,181	8,378	6,421	9,804	11,184	10,031	2,637	59,636

(対象:第1号及び第2号被保険者)

(資料:健康福祉局長寿社会部介護保険課)

ウ 居宅介護(介護予防)サービス受給者数

(令和6年3月利用分)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
要支援1	788	530	441	575	746	673	185	3,938
要支援2	862	603	456	777	749	1,021	187	4,655
要介護1	1,582	1,182	854	1,338	1,617	1,071	350	7,994
要介護2	1,423	1,138	754	1,373	1,442	1,220	377	7,727
要介護3	960	710	504	851	855	881	230	4,991
要介護4	880	617	452	677	671	750	205	4,252
要介護5	588	433	308	447	481	481	132	2,870
計	7,083	5,213	3,769	6,038	6,561	6,097	1,666	36,427

(対象:第1号及び第2号被保険者)

(資料:健康福祉局長寿社会部介護保険課)

エ 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

(令和6年3月利用分)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
要支援1	5	4	0	1	8	0	0	18
要支援2	3	2	1	2	3	2	1	14
要介護1	406	231	165	320	315	276	68	1,781
要介護2	328	212	147	312	279	266	77	1,621
要介護3	240	145	93	201	185	216	55	1,135
要介護4	184	131	99	157	166	172	38	947
要介護5	147	79	76	114	137	118	39	710
計	1,313	804	581	1,107	1,093	1,050	278	6,226

(対象:第1号及び第2号被保険者)

(資料:健康福祉局長寿社会部介護保険課)

オ 施設介護サービス受給者数

(令和6年3月利用分)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
介護老人福祉施設	598	426	382	434	525	469	163	2,997
介護老人保健施設	347	198	169	321	289	217	90	1,631
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	1	0	1
介護医療院	10	11	5	20	17	11	2	76
計	950	634	555	773	827	697	255	4,691

(対象:第1号及び第2号被保険者 ※重複利用を含む。ただし、各区ごとの合計は実際の受給者数)

(資料:健康福祉局長寿社会部介護保険課)

(16)児童手当等受給者数

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
児童手当	8,357	8,031	5,427	8,963	7,200	10,116	2,370	50,464
児童扶養手当	1,130	1,234	535	990	1,204	1,073	283	6,449
特別児童扶養手当	424	408	249	442	440	446	126	2,535
計	9,911	9,673	6,211	10,395	8,844	11,635	2,779	59,448

(資料:子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課・健康福祉局障害福祉部障害支援課)

(17)市税科目別調定状況(現年課税分)

単位:千円

(令和6年5月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
市民税	16,088,892	8,451,362	6,889,680	12,760,486	10,565,734	14,319,638	2,994,385	72,070,177
固定資産税	19,841,736	5,724,454	3,544,506	13,677,222	6,209,121	8,489,116	3,089,433	60,575,588
軽自動車税	208,035	282,523	139,947	240,794	252,465	216,422	117,048	1,457,234
市たばこ税	1,116,241	893,352	634,467	1,002,046	999,837	1,188,075	276,665	6,110,683
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	347	0	0	0	0	0	0	347
事業所税	2,901,702	233,129	111,875	1,347,750	242,078	384,382	429,811	5,650,727
都市計画税	3,326,126	1,156,553	824,618	2,389,561	1,107,658	1,943,719	484,081	11,232,316
計	43,483,079	16,741,373	12,145,093	31,417,859	19,376,893	26,541,352	7,391,423	157,097,072

(資料:財政局税務部税制課)

(18)下水道概況

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
下水道処理人口普及率(%)	99.9	96.8	97.1	98.5	98.8	99.5	96.6	98.5

行政区域内人口に対する下水道法第9条による供用開始の公示区域内人口の割合。(人口は住民基本台帳人口)

(資料:上下水道局下水道管路部下水道事業調整課)

(19)道路概況

(令和6年4月1日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
路線数(本)	1,513	1,751	1,255	1,897	2,242	1,426	971	10,870
道路実延長(m)	357,040	305,817	191,685	336,723	459,088	277,852	187,597	2,115,802
道路改良率(%)	93.07	82.30	81.27	83.20	91.13	86.17	79.43	86.34
道路舗装率(%)	99.80	99.20	99.87	99.81	99.11	99.69	99.17	99.50

注)路線数は各区合計と堺市合計数とは一致していない。1つの路線が2つ以上の区にまたがっている場合、それぞれの区で1本ずつカウントしているためである。

(資料:建設局土木部路政課)

(20)都市公園概況(開設済み)

ア 都市公園数

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
街区公園	113	240	124	203	202	121	82	1,085
近隣公園	7	4	1	3	14	9	2	40
地区公園	2	1	2	2	1			8
総合公園	2		1		2		1	6
運動公園		1				1		2
風致公園					2	1		3
歴史公園							1	1
墓園					1			1
広域公園				1		1		2
緩衝緑地	1							1
都市緑地	1	7	1	2	17	1	4	33
都市林					1			1
緑道	1	2			3		5	11
計	127	255	129	211	243	134	95	1,194

(資料:建設局公園緑地部公園緑地整備課)

イ 都市公園面積(ha)

(令和6年3月31日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
街区公園	12.37	14.73	6.46	14.00	21.05	11.36	7.87	87.84
近隣公園	9.32	5.82	0.93	4.78	65.51	12.42	4.15	102.93
地区公園	5.16	1.98	1.32	6.91	12.66			28.03
総合公園	52.82		9.00	2.23	30.47		1.97	96.49
運動公園		16.95				17.71		34.66
風致公園					26.52	1.59		28.11
歴史公園							0.91	0.91
墓園					14.74			14.74
広域公園				40.70		99.60		140.30
緩衝緑地	6.43							6.43
都市緑地	0.22	0.60	0.68	1.06	90.17	0.96	6.26	99.95
都市林					17.19			17.19
緑道	1.45	0.49			52.11		1.45	55.50
計	87.77	40.57	18.39	69.68	330.42	143.64	22.61	713.08
市民1人当たり公園面積(m ²)	5.89	3.45	2.18	5.24	25.22	9.16	6.16	8.82

(資料:建設局公園緑地部公園緑地整備課)

(21)市営住宅管理戸数

(令和6年4月1日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
公営住宅(木造)				1				1
公営住宅(簡耐)			51					51
公営住宅(低・中・高耐)	851(40)	763	73	1,119		372		3,178(40)
改良住宅	1,820(18)			55				1,875(18)
更新住宅	407					196		603
コミュニティ住宅	50							50
特公賃住宅	125		35	28				188
計	3,253(58)	763	159	1,203	0	568	0	5,946(58)

()の数字は内数でR6.4.1付でみなし特定公共賃貸住宅として活用

(資料:建築都市局住宅部住宅管理課、住宅改良課)

(22)医療施設

ア 施設数

(令和5年10月1日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
病院	11	7	2	6	4	11	2	43
一般診療所	180	77	73	130	116	150	18	744
歯科診療所	105	52	54	74	69	95	11	460
計	296	136	129	210	189	256	31	1,247

(資料:健康福祉局保健所保健医療課)

イ 病床数

(令和5年10月1日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
病院	2,698	2,791	299	1,203	1,662	2,613	632	11,898
一般診療所	23	0	20	7	75	33	8	166
計	2,721	2,791	319	1,210	1,737	2,646	640	12,064

(資料:健康福祉局保健所保健医療課)

(23)認定こども園(保育部分)・保育所・地域型保育事業

(令和6年4月1日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
施設数	49	28	21	38	33	57	7	233
利用定員	3,216	3,112	1,977	3,236	2,943	4,801	779	20,064
保育所等利用児童数	3,136	2,888	1,907	2,992	2,619	4,655	747	18,944
保育所等利用申込数	3,255	3,000	2,029	3,122	2,690	4,835	766	19,697

※施設数には分園は含まない。

(資料:子ども青少年局子育て支援部幼保政策課)

※他市町村からの受託は除く。

(24)市立幼稚園・小・中学校

ア 市立幼稚園

(令和6年5月1日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
園数	1	0	1	1	0	0	1	4
園児数	73	0	42	47	0	0	93	255

(資料:教育委員会事務局学校管理部学務課)

イ 市立小学校

(令和6年5月1日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
学校数	16	13	9	14	19	15	6	92
児童数	6,193	6,098	4,365	6,930	5,948	7,682	1,858	39,074

(資料:教育委員会事務局学校管理部学務課)

ウ 市立中学校

(令和6年5月1日現在)

区分	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
学校数	7	6	4	6	9	8	3	43
生徒数	3,023	3,267	1,992	3,568	3,259	3,863	949	19,921

(資料:教育委員会事務局学校管理部学務課)

5 資料

(1) 五十音順管轄一覧表

令和6年4月1日現在

町 名			所 管	町 名			所 管	
ア	○ 赤坂台	あかさかだい	南区	ク	○ 九間町西	くげんちようにし	堺区	
	○ 浅香山町	あさかやまちよう	堺区	○ 九間町東	くげんちようひがし	堺区		
	○ 旭ヶ丘北町	あさひがおかきたまち	堺区	○ 草尾	くさお	東区		
	○ 旭ヶ丘中町	あさひがおかなかまち	堺区	○ 草部	くさべ	西区		
	○ 旭ヶ丘南町	あさひがおかみなみまち	堺区	○ 櫛屋町西	くしやちようにし	堺区		
	○ 旭通	あさひどおり	堺区	○ 櫛屋町東	くしやちようひがし	堺区		
	○ 阿弥	あみ	美原区	○ 楠町	くすのきちよう	堺区		
	○ 綾之町西	あやのちようにし	堺区	○ 熊野町西	くまのちようにし	堺区		
	○ 綾之町東	あやのちようひがし	堺区	○ 熊野町東	くまのちようひがし	堺区		
	イ	○ 石津ヶ丘	いしづがおか	西区	○ 蔵前町	くらまえちよう	北区	
○ 石津北町		いしづきたまち	堺区	○ 車之町西	くるまのちようにし	堺区		
○ 石津町		いしづちよう	堺区	○ 車之町東	くるまのちようひがし	堺区		
○ 石津西町		いしづにしまち	西区	○ 黒土町	くろつちちよう	北区		
○ 石原		いしはら	美原区	○ 黒山	くろやま	美原区		
○ 石原町		いしはらちよう	東区	ケ	毛穴町	けなちよう	中区	
○ 泉田中		いずみたなか	南区		コ	○ 神野町	こうのちよう	西区
○ 一条通		いちじようどおり	堺区			○ 向陵中町	こうりょうなかまち	堺区
○ 市之町西		いちのちようにし	堺区			○ 向陵西町	こうりょうにしまち	堺区
○ 市之町東		いちのちようひがし	堺区			○ 向陵東町	こうりょうひがしまち	堺区
○ 稲葉	いなば	南区	○ 小阪			こさか	中区	
○ 今井	いまい	美原区	○ 小阪西町			こさかにしまち	堺区	
○ 今池町	いまいけちよう	堺区	○ 五条通			ごじようどおり	堺区	
○ 岩室	いわむろ	南区	※ 小代			こだい	南区、西区	
ウ	○ 上之	うえの	中区			○ 小寺	こでら	美原区
	○ 上野芝町	うえのしばちよう	西区	○ 小平尾		こびらお	堺区	
	○ 上野芝向ヶ丘町	うえのしばむこうがおかちよう	堺区	○ 御陵通	ごりようどおり	堺区		
エ	○ 永代町	えいたいちよう	堺区	サ	○ 材木町西	さいもくちようにし	堺区	
	○ 榎元町	えのきもとまち	堺区		○ 材木町東	さいもくちようひがし	堺区	
	○ 家原寺町	えばらじちよう	西区		○ 幸通	さいわいどおり	堺区	
	○ 戎島町	えびすじまちちよう	堺区		○ 栄橋町	さかえはしちよう	堺区	
	○ 戎之町西	えびすのちようにし	堺区		○ 逆瀬川	さかせがわ	南区	
	○ 戎之町東	えびすのちようひがし	堺区		○ 桜之町西	さくらのちようにし	堺区	
オ	○ 老松町	おいまつちよう	堺区		○ 桜之町東	さくらのちようひがし	堺区	
	○ 大町西	おおちようにし	堺区		○ 五月町	さつきちよう	堺区	
	○ 大町東	おおちようひがし	堺区		○ さつき野西	さつきのにし	美原区	
	○ 鳳北町	おおとりきたまち	西区		○ さつき野東	さつきのひがし	堺区	
	○ 鳳中町	おおとりなかまち	堺区	○ 三条通	さんじようどおり	堺区		
	○ 鳳西町	おおとりにしまち	堺区	○ 三玉町	さんばうちちよう	堺区		
	○ 鳳東町	おおとりひがしまち	堺区	シ	塩浜町	しおはまちちよう	堺区	
	○ 鳳南町	おおとりみなみまち	堺区		○ 四条通	しじようどおり	堺区	
	○ 大野芝町	おおのしばちよう	中区		○ 七条通	しちじようどおり	堺区	
	○ 大庭寺	おおばでら	南区		○ 七道西町	しちどうにしまち	堺区	
	○ 大浜北町	おおはまきたまち	堺区		○ 七道東町	しちどうひがしまち	堺区	
	○ 大浜中町	おおはまなかまち	堺区		○ 東雲西町	しののめにしまち	堺区	
	○ 大浜西町	おおはまにしまち	堺区		○ 東雲東町	しののめひがしまち	北区	
	○ 大浜南町	おおはまみなみまち	堺区		○ 下田町	しもだちちよう	西区	
	○ 大美野	おおみの	東区		○ 宿院町西	しゅくいんちようにし	堺区	
	○ 大森	おおもり	南区		○ 宿院町東	しゅくいんちようひがし	堺区	
	○ 翁橋町	おきなばしちよう	堺区	○ 宿屋町西	しゅくやちようにし	堺区		
	○ 奥本町	おくもとちよう	北区	○ 宿屋町東	しゅくやちようひがし	堺区		
	○ 遠里小野町	おりおのちよう	堺区	○ 少林寺町西	しょうりんじちようにし	堺区		
	○ 大饗	おおわい	美原区	○ 少林寺町東	しょうりんじちようひがし	堺区		
カ	○ 海山町	かいさんちよう	堺区	○ 丈六	じょうろく	東区		
	○ 甲斐町西	かいのちようにし	堺区	○ 昭和通	しやうわどおり	堺区		
	○ 甲斐町東	かいのちようひがし	堺区	○ 白鷺町	しらざぎちよう	堺区		
	○ 香ヶ丘町	かおりがおかちよう	堺区	○ 城山台	しろやまだい	東区		
	○ 学園町	がくえんちよう	中区	○ 新金岡町	しんかなおかちよう	南区		
	○ 柏木町	かしわぎちちよう	堺区	○ 新家町	しんけちちよう	北区		
	○ 春日通	かすがどおり	堺区	○ 新在家町西	しんざいけちようにし	中区		
	○ 霞ヶ丘町	かすみがおかちよう	堺区	○ 新在家町東	しんざいけちちようひがし	堺区		
	○ 片蔵	かたくら	南区	○ 新増尾台	しんひのおだい	南区		
	○ 金岡町	かなおかちちよう	北区	○ 真福寺	しんぶくじ	美原区		
	○ 釜室	かまむろ	南区	○ 神保通	しんぼどおり	堺区		
	○ 上	かみ	西区	○ 新堀町	しんぼりちちよう	堺区		
	○ 神石市之町	かみいしいちのちちよう	堺区	○ 新町	しんまち	北区		
	○ 鴨谷台	かもたにだい	堺区	○ 神明町西	しんめいちちようにし	堺区		
	○ 神南辺町	かんなべちちよう	堺区	○ 神明町東	しんめいちちようひがし	堺区		
キ	○ 北余部	きたあまべ	美原区	ス	○ 菅原通	すがはらどおり	堺区	
	○ 北余部西	きたあまべにし	美原区		○ 菅生	すがう	美原区	
	○ 北瓦町	きたかわらまち	堺区		○ 砂道町	すなみちちちよう	堺区	
	○ 北向陽町	きたこうちちようちちよう	堺区	セ	○ 住吉橋町	すみよしばしちちよう	堺区	
	○ 北清水町	きたしみずちちよう	堺区		○ 青南台	せいなんだい	美原区	
	○ 北庄町	きたしょうちちよう	堺区	○ 関茶屋	せきちちや	東区		
	○ 北田出井町	きたたでいちちちよう	堺区		○ 船堂町	せんどうちちよう	北区	
	○ 北長尾町	きたなががおちちよう	北区	タ	○ 太井	たい	美原区	
	○ 北野田	きたのだ	東区		○ 大仙町	だいせんちちよう	堺区	
	○ 北旅籠町西	きたはたごちちようにし	堺区		○ 大仙中町	だいせんなかまち	堺区	
	○ 北旅籠町東	きたはたごちちようひがし	堺区		○ 大仙西町	だいせんにしまち	堺区	
	○ 北波止町	きたはとちちよう	堺区		※ 太平寺	たいへいじ	西区、南区	
	○ 北花田口町	きたはなだぐちちちよう	堺区		○ 大保	だいほ	美原区	
	○ 北花田町	きたはなだちちよう	北区		○ 高尾	たかお	南区	
	○ 北半町西	きたはんちちようにし	堺区		○ 高蔵寺	たかくらじ	中区	
	○ 北半町東	きたはんちちようひがし	堺区		○ 高倉台	たかくらだい	南区	
	○ 北丸保園	きたまるほえん	堺区		○ 高砂町	たかさごちちちよう	堺区	
	○ 北三国ヶ丘町	きたみくにがおかちちよう	堺区		○ 高須町	たかすちちちよう	堺区	
	○ 北安井町	きたやすいちちちよう	堺区		○ 高松	たかまつ	東区	
	○ 京町通	きやうまちどおり	堺区		○ 匠町	たくみちちちよう	堺区	
	○ 協和町	きやうわちちちよう	堺区		○ 竹城台	たけしろだい	南区	
	○ 錦綾町	きんりちちちよう	堺区		○ 多治井	たじい	美原区	
					○ 田園	たぞの	中区	
					○ 田出井町	たでいちちちよう	堺区	
					○ 丹上	たんじちちよう	美原区	
					○ 丹南	たんなん	堺区	

5 資料

(1) 五十音順管轄一覧表

令和6年4月1日現在

町 名			所 管	町 名			所 管		
チ	築港新町	ちっこうしんまち	西区	フ	深井北町	ふかいきたまち	中区		
	築港浜寺町	ちっこうはまでらちよう	〃		深井浜町	ふかいさわまち	〃		
	築港浜寺西町	ちっこうはまでらにしまち	〃		深井清水町	ふかいしみずちよう	〃		
	築港南町	ちっこうみなみまち	堺区		深井中町	ふかいなかまち	〃		
	築港八幡町	ちっこうやわたまち	〃		深井畑山町	ふかいはたやまちちよう	〃		
〇	茶山台	ちややまだい	南区	深井東町	ふかいひがしまち	〃			
ツ	〇 津久野町	つくのちよう	西区	◎	深阪	ふかいみずがいきちよう	〃		
	辻之	つじの	中区		深阪南	ふかさか	南区		
	〇 鶴田町	つるたちちよう	西区		福田	ふくだ	中区		
					伏尾	ふせお	〃		
テ	〇 出島海岸通	でじまかいがんどおり	堺区	へ	別所	べっしょ	南区		
	〇 出島町	でじまち	〃		ホ	〇 北条町	ほうじちよう	西区	
	〇 出島西町	でじまにしまち	〃	菩提		ぼだい	美原区		
	〇 出島浜通	でじまはまだおり	〃	菩提町		ぼだいちちよう	東区		
	〇 鉄砲町	てっぽうちちよう	〃	堀上町		ほりあげちちよう	中区		
	〇 寺地町西	てらじちようにし	〃	〇 堀上緑町		ほりあげみどりまち	西区		
	〇 寺地町東	てらじちようひがし	〃	マ	〇 横塚台	まきづかだい	南区		
ト	〇 陶器北	とうききた	中区		松屋町	まつやちちよう	堺区		
	梅	とが	南区		松屋大和川通	まつややまとがわどおり	〃		
	常磐町	ときわちちよう	北区		大豆塚町	まめづかちちよう	北区		
	土佐屋台	とさやだい	南区		ミ	〇 御池台	みいけだい	南区	
	土塔町	どとうちちよう	中区	美木多上		みきたかみ	〃		
	富蔵	とみくら	南区	三木閉		みきとじ	〃		
	豊田	とよだ	〃	三国ヶ丘御幸通		みくにがおかみゆきどおり	堺区		
ナ	〇 中瓦町	なかかわらまち	堺区	〇 緑ヶ丘北町		みどりがおかきたまち	〃		
	〇 中向陽町	なかこうようちちよう	〃	〇 緑ヶ丘中町	みどりがおかなかまち	〃			
	〇 長曾根町	ながそねちちよう	北区	〇 緑ヶ丘南町	みどりがおかみなみまち	〃			
	〇 中田出井町	なかたでいちちよう	堺区	〇 緑町	みどりちちよう	〃			
	〇 中茶屋	なかちや	東区	南余部	みなみあまべ	美原区			
	〇 中長尾町	なかながおちちよう	北区	〇 南余部西	みなみあまべにし	〃			
	〇 中永山園	なかながやまえん	堺区	〇 南瓦町	みなみかわらまち	堺区			
	〇 中之町西	なかのちようにし	〃	〇 南向陽町	みなみこうようちちよう	〃			
	〇 中之町東	なかのちちようひがし	〃	◎ 南島町	みなみしまちちよう	〃			
	〇 中三ヶ丘町	なかみくにがおかちちよう	〃	〇 南清水町	みなみしみずちちよう	〃			
	〇 中村町	なかむらちちよう	北区	〇 南庄町	みなみしょうちちよう	〃			
	〇 中百舌鳥町	なかもすちちよう	〃	〇 南田出井町	みなみたでいちちよう	〃			
	〇 中安井町	なかやすいちちよう	堺区	〇 南長尾町	みなみながおちちよう	北区			
	〇 並松町	なみまつちちよう	〃	〇 南野田	みなみのだ	東区			
	〇 橘楽	ならば	中区	〇 南旅籠町西	みなみはたごちちようにし	堺区			
〇 南陵町	なんりちちよう	堺区	〇 南旅籠町東	みなみはたごちちようひがし	〃				
ニ	〇 賑町	にぎわいちちよう	堺区	〇 南花田口町	みなみはなだぐちちよう	〃			
	〇 錦之町西	にしきのちちようにし	〃	〇 南花田町	みなみはなだちちよう	北区			
	〇 錦之町東	にしきのちちようひがし	〃	〇 南半町西	みなみはんちちようにし	堺区			
	〇 西永山園	にしながやまえん	〃	〇 南半町東	みなみはんちちようひがし	〃			
	〇 西野	にし	東区	〇 南丸保園	みなみまるほえん	〃			
	〇 西湊町	にしみなとちちよう	堺区	〇 南三ヶ丘町	みなみみくにがおかちちよう	〃			
	〇 二条通	にじちうどおり	〃	〇 南安井町	みなみやすいちちよう	〃			
	〇 庭代台	にわしろだい	南区	見野山	みのやま	中区			
ノ	〇 野尻町	のじりちちよう	東区	〇 三原台	みはらだい	南区			
	〇 野遠町	のとおちちよう	北区	〇 宮下町	みやしもちちよう	西区			
	ハ	〇 野々井	ののい	南区	〇 宮園町	みやぞのちちよう	中区		
		〇 土師町	はげちちよう	中区	〇 宮本町	みやもとちちよう	北区		
〇 畑		はた	南区	〇 宮山台	みややまだい	南区			
ハ	〇 鉢ヶ峯寺	はちがみねじ	〃	モ	〇 木材通	もくざいどおり	美原区		
	〇 浜寺石津町中	はまでらいしづちちようなか	西区		〇 百舌鳥赤畑町	もずあかはたちちよう	北区		
	〇 浜寺石津町西	はまでらいしづちちようにし	〃		〇 百舌鳥梅北町	もずうめきたちちよう	〃		
	〇 浜寺石津町東	はまでらいしづちちようひがし	〃		〇 百舌鳥梅町	もずうめまち	〃		
	〇 浜寺公園町	はまでらこうえんちちよう	〃		〇 百舌鳥夕雲町	もずせきうんちちよう	堺区		
	〇 浜寺昭和町	はまでらしょうわちちよう	〃	〇 百舌鳥西之町	もずにしのちちよう	北区			
	〇 浜寺諏訪森町中	はまでらすわのもりちちようなか	〃	〇 百舌鳥本町	もずほんまち	〃			
	〇 浜寺諏訪森町西	はまでらすわのもりちちようにし	〃	〇 百舌鳥陵南町	もずりょうなんちちよう	〃			
	〇 浜寺諏訪森町東	はまでらすわのもりちちようひがし	〃	〇 桃山台	ももやまだい	南区			
	〇 浜寺船尾町西	はまでらふなおちちようにし	〃	〇 文珠橋通	もんじゅばしどおり	堺区			
	〇 浜寺船尾町東	はまでらふなおちちようひがし	〃	ヤ	〇 八下北	やしもきた	北区		
	〇 浜寺南町	はまでらみなみまち	〃		〇 八下町	やしもちちちよう	東区		
	〇 浜寺元町	はまでらもとまち	〃		〇 八千代通	やちよどおり	堺区		
	〇 原田	はらだ	〃		〇 柳之町西	やなぎのちちようにし	〃		
	〇 原山台	はらやまだい	南区		〇 柳之町東	やなぎのちちようひがし	〃		
〇 晴美台	はるみだい	〃	〇 八幡通	やはたどおり	〃				
※	八田寺町	はんだいじちちよう	中区、西区	〇 山田	やまだ	西区			
〇	八田北町	はんだきたちちよう	中区	〇 山本町	やまもとちちよう	堺区			
	八田西町	はんだにしまち	〃	リ	〇 竜神橋町	りゅうじんばしちちよう	堺区		
	八田南之町	はんだみなみのちちよう	〃		〇 陵西通	りょうさいどおり	〃		
	ヒ	〇 東浅香山町	ひがしあさかやまちちちよう		北区	ロ	〇 六条通	ろくじちうどおり	堺区
		〇 東上野芝町1丁	ひがしうえのしばちちよう1ちちよう		堺区		ワ	〇 若松台	わかまつだい
〇 東上野芝町2丁		ひがしうえのしばちちよう2ちちよう	北区	〇 和田	わだ			〃	
〇 東永山園		ひがしながやまえん	堺区	〇 和田東	わだひがし			〃	
〇	〇 東八田	ひがしはんだ	中区	〇 住居表示実施済町名 ◎ 日置荘北町1丁～3丁、深阪1丁～6丁及び 南島町6丁については、住居表示実施済み ※ 次ページ参照					
	〇 東三ヶ丘町	ひがしみくにがおかちちよう	北区						
	〇 東湊町	ひがしみなとちちよう	堺区						
	〇 東山	ひがしやま	中区						
	◎	日置荘北町	ひきしちうきたまち			東区			
	〇	日置荘田中町	ひきしちうたなかまち			〃			
	〇	日置荘西町	ひきしちうにしまち			〃			
	〇	日置荘原寺町	ひきしちうはらでらまち			〃			
	〇	引野町	ひきのちちちよう			〃			
	〇	菱木	ひしき			西区			
	〇	櫛尾	ひのお			南区			
	〇	平井	ひらい			中区			
	〇	平尾	ひらお			美原区			
	〇	平岡町	ひらおかちちちよう			西区			

※ (5 資料)

コ

小代(292-1を除く。)

南区

小代(292-1)

西区

タ

太平寺(南区の区域を除く。)

西区

太平寺(508-5、696-2～5、724-1・3、725-1、726-1、727、
728、728-1、729、730、731、732、733-1・2、735、786-3)

南区

ハ

八田寺町(40-1～3を除く)

中区

八田寺町(40-1～3)

西区

(2) 各種相談日程

(令和6年4月1日現在)

		堺区役所 企画総務課 Tel.228-7403	中区役所 企画総務課 Tel.270-8181	東区役所 企画総務課 Tel.287-8100	西区役所 総務課 Tel.275-1901	南区役所 総務課 Tel.290-1800	北区役所 企画総務課 Tel.258-6706	美原区役所 企画総務課 Tel.363-9311
① 市民相談 人権相談		月～金曜日 9:00～17:00						
② 法律相談 (予約制 先着6人) ※美原区は先着4人	相談日	月・水・金曜日	火・木曜日	水・金曜日	金・火曜日	月・水曜日	木・月曜日	木曜日
		13:00 ～ 16:00(美原区は15:00まで)						
	予約開始日	事前に下記の日(土・日曜日、祝休日の場合は直近の執務日)の9:00から電話予約を受け付け。先着各6人。(美原区は4人)						
③ 行政相談		偶数月 第2木曜日	奇数月 第1金曜日	偶数月 第4月曜日	奇数月 第3水曜日	偶数月 第3火曜日	奇数月 第4水曜日	偶数月 第3月曜日
		14:00 ～ 16:00						
④ 人権擁護委員 による人権相談		第1木曜日	第4金曜日	第3火曜日	第2水曜日	第2火曜日	第3水曜日	第1水曜日
		14:00 ～ 16:00						
⑤ 行政書士 による相談 (予約制 先着4人)	相談日	偶数月 第3火曜日	偶数月 第3金曜日	奇数月 第2火曜日	偶数月 第3水曜日	奇数月 第3木曜日	奇数月 第2金曜日	偶数月 第4月曜日
		10:00 ～ 12:00						
	予約開始日	事前に下記の日(祝休日の場合は直近の執務日)の9:00から電話予約を受け付け。先着各4人。						
⑥ 交通事故相談		月・火・木・金曜日						
		10:00～17:00						
⑦ 登記・測量相談 (予約制 先着6人)		第2水曜日						
		13:00～16:00						
⑧ 教育相談 ※1		月～金曜日(9:00～17:00)						
		Tel.228-0292	Tel.270-8147	Tel.287-8109	Tel.275-1901	Tel.290-1805	Tel.258-6748	Tel.340-5511
⑨ 児童相談		月～金曜日(9:00～17:30)、各区役所子育て支援課で。						
⑩ ひとり親相談		月～金曜日(9:00～17:30)、各区役所子育て支援課で。 ※母子・父子自立支援員は、月・火・木・金曜日の9:00～16:00						
⑪ 女性相談		月～金曜日(9:00～17:30)、各区役所子育て支援課で。 ※女性相談員が不在の場合もありますので、ご確認ください。						
⑫ 労働相談 (堺区以外は雇用 推進課へ要予約)		月～金曜日 10:30～17:00 雇用推進課で	第2・4水曜日 12:45～15:45	第2・4木曜日 12:45～15:45	第1・3水曜日 12:45～15:45	第2・4金曜日 12:45～15:45	第2・4火曜日 12:45～15:45	第1・3火曜日 12:45～15:45
		月～金曜日 9:00～17:30 ジョブシップさかいで	水曜日 10:00～12:00	金曜日 10:00～12:00	木曜日 10:00～12:00	木曜日 14:00～16:00	月・金曜日 13:00～16:00 産業振興センター で	水曜日 14:00～16:00
⑬ 就労相談		月～金曜日 9:00～17:30 ジョブシップさかいで	10:00～12:00	10:00～12:00	10:00～12:00	14:00～16:00		
		月～金曜日 9:00～17:30 すてっぷ・堺で	木曜日 9:30～17:00	火曜日 9:30～17:00	水曜日 9:30～17:00	月曜日 9:30～17:00	火曜日 9:30～17:00	水曜日 9:30～17:00
⑭ 生活・仕事相談 ※2		月～金曜日 9:00～17:30 すてっぷ・堺で	木曜日 9:30～17:00	火曜日 9:30～17:00	水曜日 9:30～17:00	月曜日 9:30～17:00	火曜日 9:30～17:00	水曜日 9:30～17:00
		月～金曜日 9:00～17:30 すてっぷ・堺で	木曜日 9:30～17:00	火曜日 9:30～17:00	水曜日 9:30～17:00	月曜日 9:30～17:00	火曜日 9:30～17:00	水曜日 9:30～17:00

※1:南区は、区政企画室で実施

※2:堺区、北区以外は、社会福祉協議会区事務所で実施

* 無料。

* 12:00～12:45を除く。

* 相談日が祝休日に当たる場合 ③④は他日に振替、他の相談は不実施。

* ①③④⑥⑧⑫は電話相談可。

* 雇用推進課(Tel.228-7404)、ジョブシップさかい(Tel.0120-010908)

堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」(Tel.225-5659)

令和6年度 区政概要

令和6年12月

編集・発行／堺市市民人権局市民生活部区政推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

T E L 072-228-7579

F A X 072-228-0371

E メール kusui@city.sakai.lg.jp

堺市行政資料番号 1-A5-24-0209